

宇多津町一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

宇 多 津 町

目 次

第 1 部 序 章	1
第 1 章 基本的事項	2
1. 1 計画策定の趣旨	2
1. 2 計画の位置付け	3
1. 3 計画の主体	4
1. 4 計画の対象	4
1. 5 計画期間	5
1. 6 計画の点検・評価・見直し	5
第 2 章 宇多津町の地域特性	6
2. 1 自然的特性	6
2. 2 社会的特性	8
第 2 部 ごみ処理基本計画	10
第 1 章 ごみ処理の現状と課題	11
1. 1 ごみ処理に関する国等の動向	11
1. 2 宇多津町のごみ処理の現状	15
1. 3 前計画の実施状況等	35
1. 4 前計画における目標値の達成状況と課題.....	37
第 2 章 計画の基本的な枠組み	47
2. 1 基本方針	47
2. 2 将来予測（現状趨勢）	49
2. 3 計画の目標	54
第 3 章 ごみ処理基本計画の基本施策	58
3. 1 施策体系	58
3. 2 基本方針Ⅰ 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」	59
3. 3 基本方針Ⅱ 「資源循環の推進」	61
3. 4 基本方針Ⅲ 「適正処理の推進」	62
第 4 章 収集運搬・中間処理・最終処分体制	64
4. 1 収集運搬体制	64
4. 2 中間処理体制	65
4. 3 最終処分体制	67
第 3 部 生活排水処理基本計画	68
第 1 章 生活排水処理の現状と課題	69
1. 1 生活排水処理に関する国等の動向	69
1. 2 宇多津町の生活排水処理の現状	71
1. 3 前計画の施策の実施状況	78

1.4	前計画における目標値の達成状況と課題.....	79
第2章	生活排水処理の基本方針	80
2.1	基本方針	80
2.2	計画処理区域	80
第3章	生活排水処理計画	81
3.1	生活排水の排出量の見込み	81
3.2	処理の目標	84
3.3	処理主体	84
3.4	収集運搬計画	85
3.5	中間処理及び最終処分計画	85
3.6	その他	86

第 1 部 序 章

第1章 基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動によって、これまで物質的に豊かな生活を享受してきましたが、一方で天然資源の枯渇、温室効果ガスの排出による地球温暖化、廃棄物の多様化による処理の困難化など様々な問題が生じてきています。

こうした情勢を背景として、平成27年9月国連サミットにおいて、複数の課題の統合的解決を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が全会一致で採択されました。国では持続可能な社会づくりの総合的な取組を目指し、平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を進めていくことを掲げています。さらに、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

一方、宇多津町（以下「本町」という。）では、平成26年3月に上位計画である「宇多津町総合計画」を策定し、一般廃棄物の処理は基本目標「豊かな自然の中で安全・安心に暮らせるまち（防災・環境）」の中に位置付け、住民・事業者・行政の適切な役割分担のもとで循環型社会の形成を目指すとしています。

これらのことを踏まえ、平成25年3月（平成31年1月変更）に策定した「宇多津町一般廃棄物処理基本計画」について、全面的に見直し、新たに令和5年度から令和14年度までを計画期間とする本計画を策定するものです。

持続可能な開発目標(SDGs)

SDGs(エスディーゼズ:Sustainable Development Goals—持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した令和12年までに達成を目指す17のゴールと169のターゲットです。

貧困問題をはじめ、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。



1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画として位置付けられ、上位計画である「宇多津町総合計画」で掲げている一般廃棄物処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、一般廃棄物処理に関する最上位計画です。

なお、本計画の策定に当たっては、廃棄物分野における食品ロス削減推進の取組は、本計画における基本施策に含めることとします。

本計画の位置付けは、図 1.1 に示すとおりです。

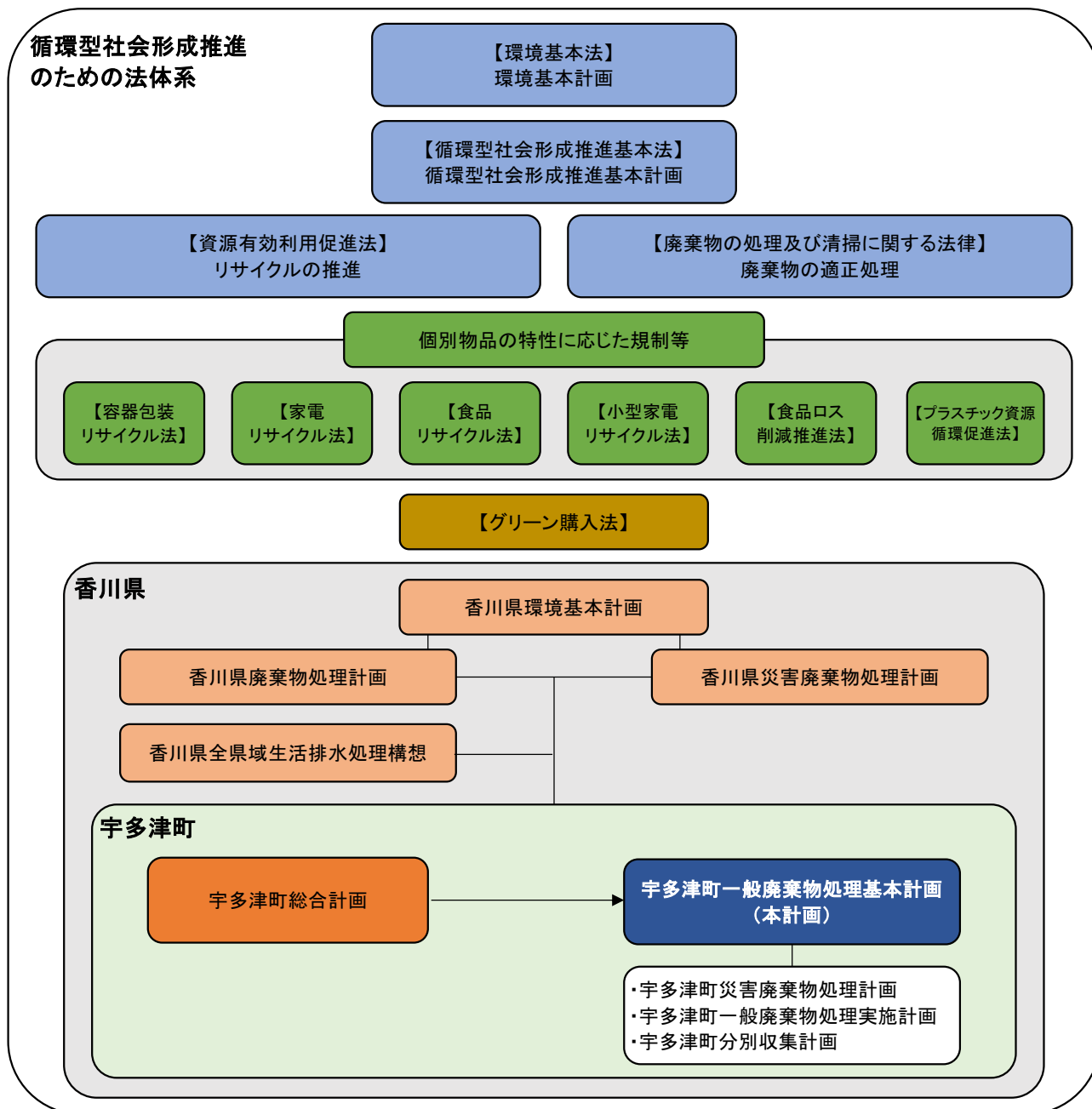


図 1.1 計画の位置付け

1.3 計画の主体

本計画の上位計画「宇多津町総合計画」では、計画の推進に向けては、住民と行政の協働が不可欠としており、本計画についてもこの基本姿勢を踏襲し、住民・事業者及び行政の役割を表 1.1 に示すように設定します。

表 1.1 住民・事業者及び行政の役割

区分	役割
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民・事業者が担う役割は、自らが暮らす地域を、より良い空間にすることであり、それは住民・事業者の権利であるとともに、義務でもあります。 ・本計画推進の主役としての自覚と責任を持ち、行政との連携・協働に努め、積極的な社会貢献や主体的な本計画への参画が必要です。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が担う役割は、本計画に基づき、総合的かつ計画的に各種取組の推進や調整を図ることです。 ・各種取組の推進にあたっては、積極的に情報公開を行いながら、住民・事業者と一体になって行うことが必要です。また、国、県、周辺市町及び関係機関への要請や調整、連携を行い、円滑で効果的な計画推進を行うことが必要です。

出典：宇多津町総合計画(宇多津町、平成26年3月)を基に作成

1.4 計画の対象

計画の対象となる廃棄物は、図 1.2 に示すとおりです。

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、さらに一般廃棄物はごみと生活排水に区分されます。本計画では、一般廃棄物の両方を対象とします。

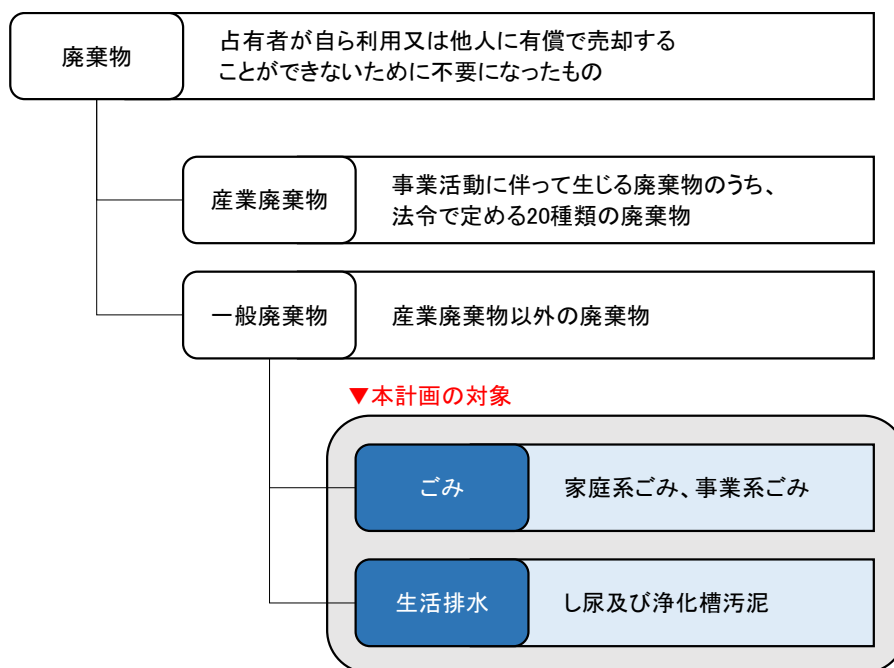


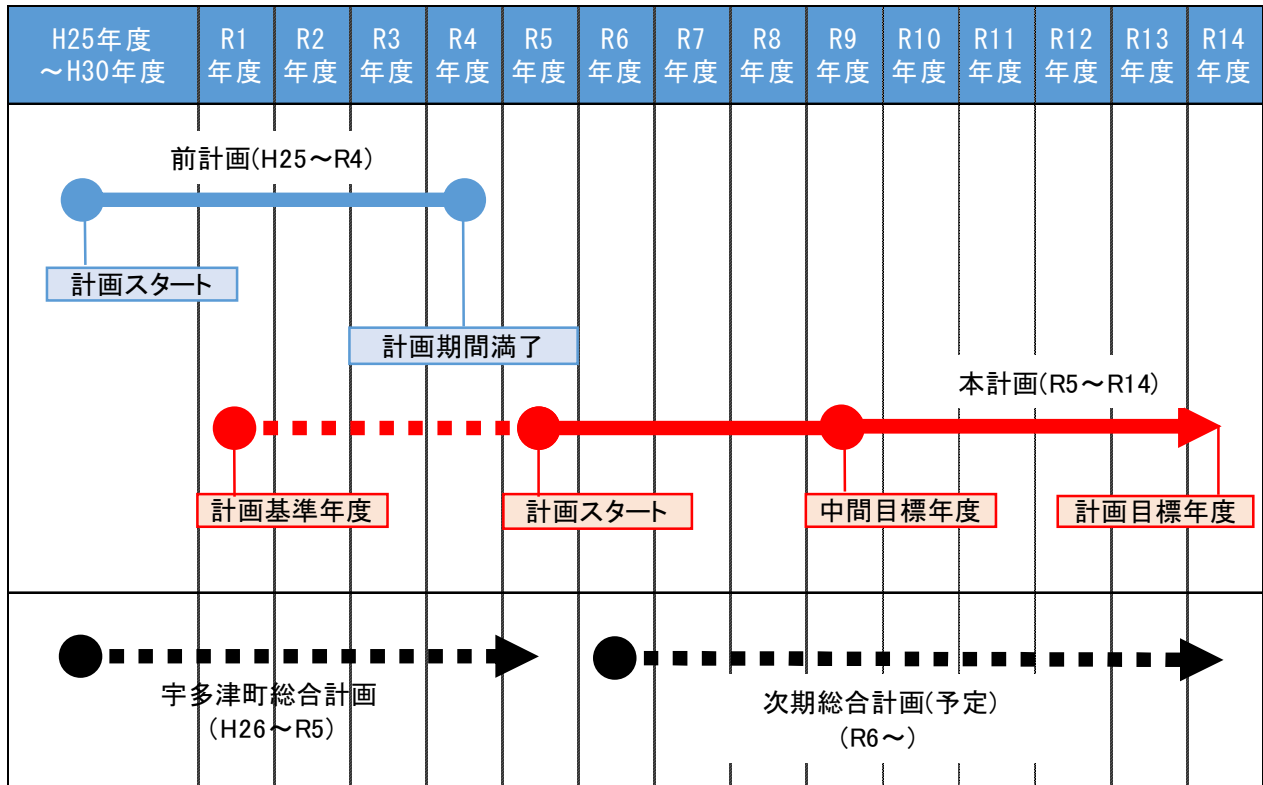
図 1.2 計画の対象

1.5 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までとし、令和9年度を中間目標年度、令和14年度を計画目標年度とします。

なお、中間目標年度の令和9年度には、社会状況の変化などを受け必要に応じた見直しを行います。

表 1.2 計画期間



1.6 計画の点検・評価・見直し

本計画は、施策の実施状況、ごみの排出状況、廃棄物処理に関する社会状況の変化などに応じて点検・評価・見直しを行い、より実効性の高い計画としていきます。図 1.3 に本計画におけるPDCAサイクルを示します。

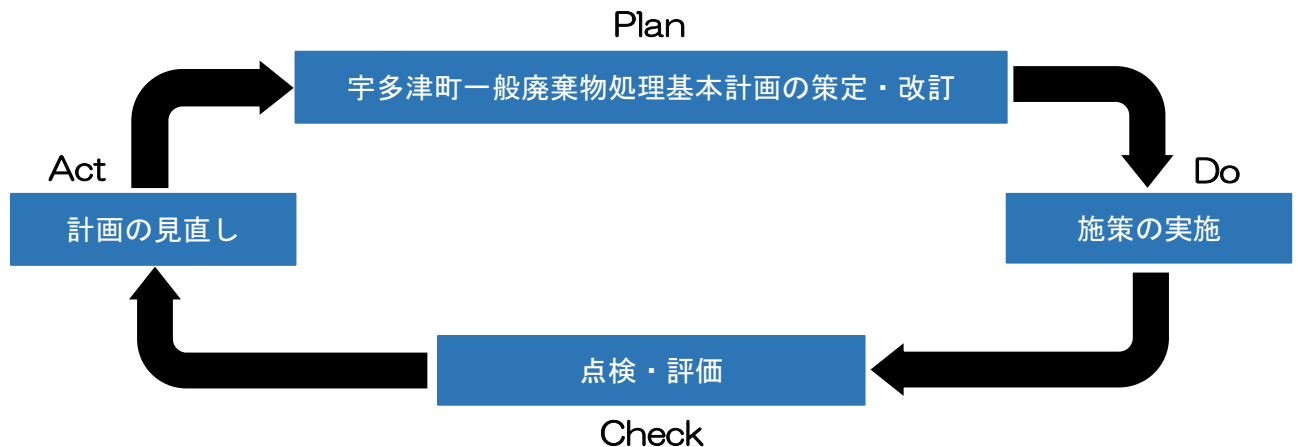


図 1.3 本計画におけるPDCAサイクル

第2章 宇多津町の地域特性

2.1 自然的特性

(1) 位置・地勢

本町は瀬戸内海に面した香川県のほぼ中央にあり、東は坂出市、西は丸亀市に囲まれた総面積 8.10km² の比較的小さな町です。

北部に市街地、南部に田園地帯が広がり、これを取り囲むように青の山、聖通寺山、角山などの山々が位置しています。本町の市街地は、古くからの伝統と趣きを残す既成市街地と、かつての塩田跡地を埋め立てて形成された新宇多津都市の特徴ある2つの顔を有しています。

主な交通基盤としては、鉄道では JR 瀬戸大橋線・JR 予讃線、広域幹線道路では瀬戸中央自動車道、国道 11 号、さぬき浜街道、主要地方道高松善通寺線、一般県道富熊宇多津線、一般県道飯野宇多津線があります。特に、瀬戸大橋によって本州と鉄道・高速道路で繋がっていることから、本町は四国の玄関口として広域交通の要衝となっています。



出典：宇多津町総合計画(宇多津町、平成26年3月)

図 1.4 本町の位置

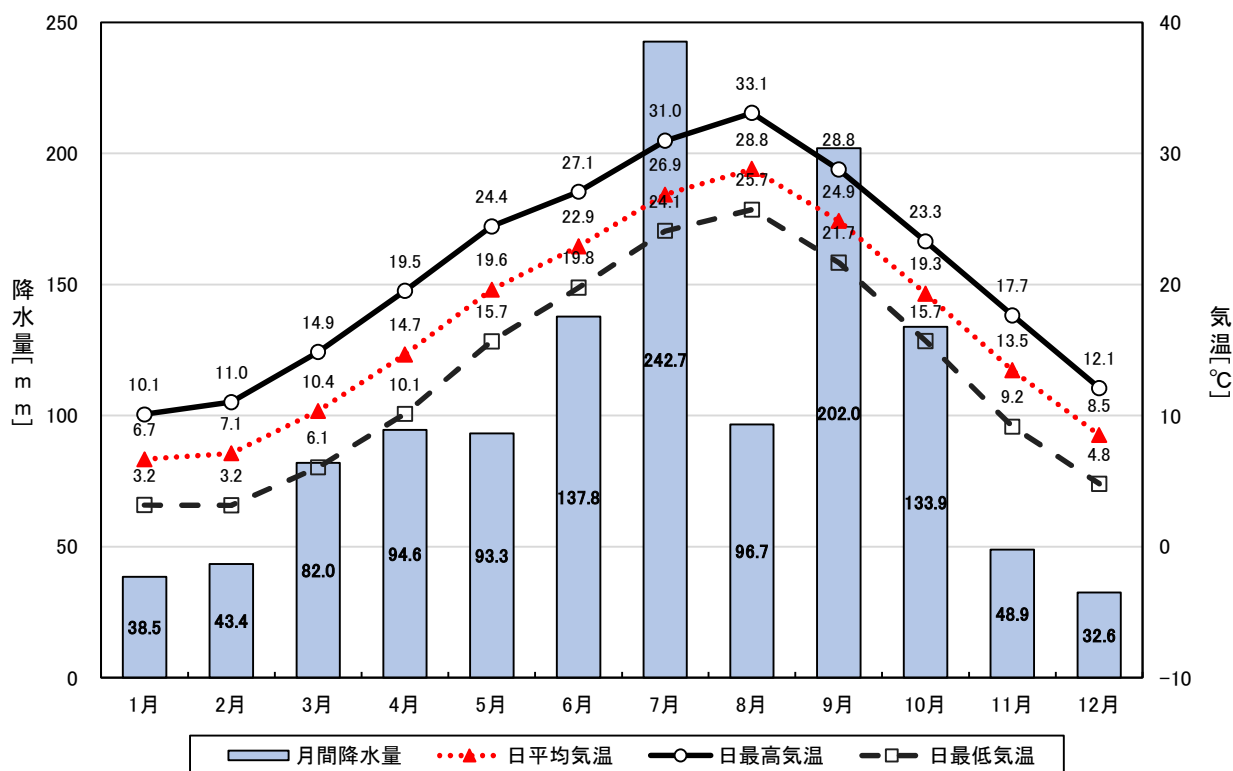
(2) 気象

本町の気候は、年間平均気温 16.9℃、年間平均降水量約 1,200mm と温暖で雨が少なく、日照時間が長いという瀬戸内式気候です。この特性を利用して、江戸時代中期から昭和 47 年の製塩業廃止まで、全国屈指の塩の町でした。

表 1.3 気象概要 (多度津観測所)

年	区分	気温(℃)			年間降水量(mm)
		平均	最高	最低	
平成29年		16.5	38.2	-1.6	1,272.5
平成30年		16.8	37.6	-3.6	1,635.5
令和元年		17.2	36.7	-0.6	856.0
令和2年		17.2	37.8	-0.8	1,194.0
令和3年		17.0	36.9	-2.1	1,274.0
5ヶ年平均		16.9	37.4	-1.7	1,246.4

出典: 気象庁ホームページの数値を元に集計(多度津観測所)
 注) 気温の最高、最低はその年の極値



出典: 気象庁ホームページの数値をもとに集計(多度津観測所)
 注) グラフの数値は、平成29年から令和3年までの平均値です。

図 1.5 月別降水量及び気温

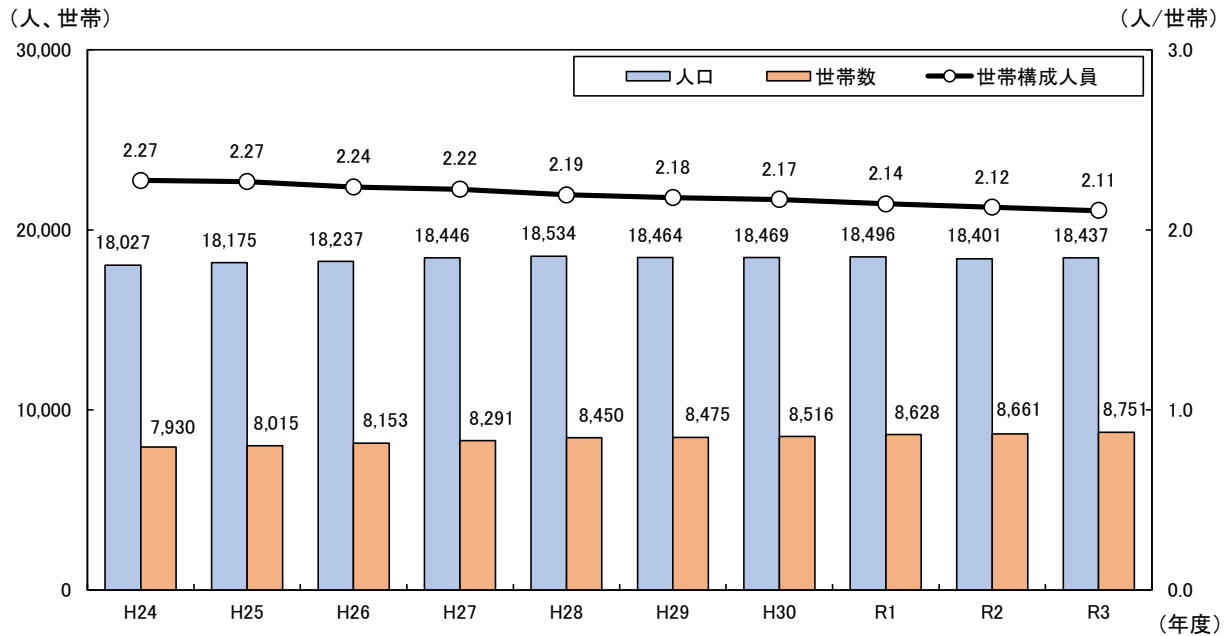
2.2 社会的特性

(1) 人口・世帯数の推移

本町の人口・世帯数の推移は、図 1.6 に示すとおりです。

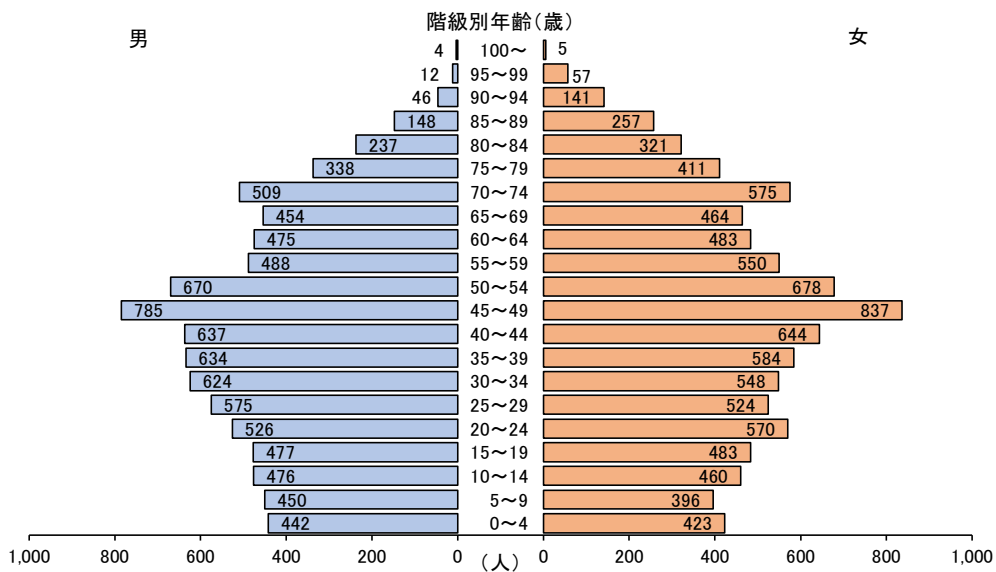
令和3年10月1日現在の人口は18,437人、世帯数は8,751世帯で、世帯構成人員は2.11人/世帯です。平成24年度に比べ、人口が約2%増加、世帯数が約10%増加しています。世帯構成人員は、若干減少傾向にあります。

また、令和3年10月1日現在の5歳階級別の年齢別人口は、図 1.7 に示すとおり、男女ともに45～49歳の団塊ジュニア世代が多くなっています。



出典：宇多津町ホームページ「行政別人口」(10月1日現在)

図 1.6 人口・世帯数の推移



出典：住民基本台帳(令和3年10月1日現在)

図 1.7 年齢別人口 (令和3年10月1日現在)

(2) 産業構造

本町の産業の状況は、表 1.4 に示すとおりです。

令和3年6月1日現在の民営事業所数は765事業所で、従業者数は10,178人となっています。産業別に見ると、第三次産業が事業所数では約86%、従業者数では約75%となっています。

表 1.4 産業別事業所数及び従業者数（民営）

産業分類	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	産業分類(大分類)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	-	-	-	-	農林漁業	-	-	-	-
第二次産業	106	13.86%	2,499	24.55%	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
					建設業	59	7.71%	448	4.40%
第三次産業	659	86.14%	7,679	75.45%	製造業	47	6.14%	2,051	20.15%
					電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.39%	14	0.14%
					情報通信業	2	0.26%	4	0.04%
					運輸業、郵便業	38	4.97%	1,434	14.09%
					卸売業、小売業	215	28.10%	2,525	24.81%
					金融業、保険業	7	0.92%	54	0.53%
					不動産業、物品賃貸業	66	8.63%	199	1.96%
					学術研究、専門・技術サービス業	27	3.53%	179	1.76%
					宿泊業、飲食サービス業	92	12.03%	1,007	9.89%
					生活関連サービス業、娯楽業	91	11.90%	571	5.61%
					教育、学習支援業	31	4.05%	398	3.91%
					医療、福祉	48	6.27%	720	7.07%
					複合サービス事業	4	0.52%	25	0.25%
					サービス業(他に分類されないもの)	35	4.58%	549	5.39%
総計	765	100.00%	10,178	100.00%	総計	765	100.00%	10,178	100.00%

出典：令和3年経済センサス活動調査（令和3年6月1日現在）

(3) 土地利用状況

本町の都市計画区域は、表 1.5 に示すとおり、本町全域で810haとなっています。また、用途地域別では第一種住居地域が約32%（171ha）と最も多く、次いで準工業地域が約28%（148ha）、第一種中高層住居専用地域が約14%（72ha）、工業専用地域が約13%（66ha）となっています。

表 1.5 都市計画区域と用途地域の指定状況

区分	面積(ha)	備考
都市計画区域	810.0	本町全域

用途地域	面積(ha)	構成比(%)
第一種中高層住居専用地域	72.0	13.6
第一種住居地域	171.0	32.3
第二種住居地域	8.6	1.6
準住居地域	7.5	1.4
近隣商業地域	18.0	3.4
商業地域	38.0	7.2
準工業地域	148.0	28.0
工業専用地域	66.0	12.5
合計	529.1	100.0

出典：香川県の都市計画(香川県、平成4年3月)

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1.1 ごみ処理に関する国等の動向

(1) 国のごみ処理に関する計画等

① 廃棄物処理基本方針及び第四次循環型社会形成推進基本計画

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号、以下「廃棄物処理基本方針」という。）及び「循環型社会形成推進基本計画」（環境省、第三次[平成25年5月]、第四次[平成30年6月]）において、表2.1に示すとおり、ごみ排出量等の削減目標が設定されています。なお、廃棄物処理基本方針の数値目標は、第三次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて設定されており、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画として改定されたことから廃棄物処理基本方針も当計画と整合を図りつつ改定される予定となっています。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、ごみ総排出量及び家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）については、1人1日当たり排出量として具体的な数値目標が定められています。事業系ごみ排出量と最終処分量については、基準年度からの削減率が示され、リサイクル率（資源化率）については具体的な数値目標が定められています。

表 2.1 国の減量・資源化目標

指 標	廃棄物処理基本方針 (平成28年1月21日)		循環型社会形成推進基本計画			
	数値目標	目標年次	第三次計画(平成25年5月)		第四次計画(平成30年6月)	
			数値目標	目標年次	数値目標	目標年次
1人1日当たりごみ総排出量	平成24年度比で 約12%削減	令和2年度	平成12年度比で 約25%削減 約890g/人・日	令和2年度	約850g/人・日	令和7年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	約500g/人・日		平成12年度比で 約25%削減 約500g/人・日		約440g/人・日	
事業系ごみ排出量	—	—	平成12年度比で 約35%削減	—	平成25年度比で 約16%削減	
リサイクル率又は出口側の循環利用率	リサイクル率 約27%	令和2年度	—	—	出口側の循環利用率 約28%	
最終処分量	平成24年度比で 約14%削減		—	—	平成25年度比で 約30%削減	

出典1)廃棄物処理基本方針：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月21日)

出典2)循環型社会形成推進基本計画(環境省)

注1)家庭系ごみ排出量は、集団回収及び資源ごみを除く排出量

注2)一般廃棄物の出口側の循環利用率、一般廃棄物最終処分量は補助指標

注3)一般廃棄物の出口側の循環利用率＝一般廃棄物の循環利用量/一般廃棄物の排出量と定義されているので、リサイクル率と同義とします。

注4)第四次計画の2013年度比の削減率は、中央環境審議会循環型社会部会第26回資料により算定

事業系ごみ排出量削減率=(2013年度排出量実績-2025年度排出量推計)/2013年度排出量実績*100=(1,312万t-1,100万t)/1,312万t*100=16.2%

最終処分量削減率=(2013年度最終処分量実績-2025年度最終処分量推計)/2013年度最終処分量実績*100=(454万t-320万t)/454万t*100=29.5%

注5)新たな「廃棄物処理基本方針」は、第四次計画の目標と整合が取れるよう検討予定となっています。

② プラスチック資源循環戦略

プラスチックの海洋流出による地球規模での環境汚染が懸念されている中で、我が国はワンウェイ（使い捨て）の1人当たり容器包装廃棄物が世界で2番目に多く、未利用の廃プラスチックが一定程度あることなどから、「プラスチック資源循環戦略」（環境省他、令和元年5月）において目標を設定しています。表 2.2 にリユース・リサイクル、再生利用等の目標を示します。

表 2.2 プラスチック資源循環に関する目標

区分	プラスチック資源循環戦略 (環境省他、令和元年5月)	
	数値目標	目標年次
リデュース	ワンウェイのプラスチック(容器包装等)をこれまでの努力を含め累計で25%排出抑制するよう目指す。	令和12年
リユース・リサイクル	プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルするよう目指す。	令和12年
	すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用するよう目指す。	令和17年
再生利用	適用可能性を勘案した上で、令和12年までに、プラスチックの再生利用(再生素材の利用)を倍増するよう目指す。	令和12年

出典: プラスチック資源循環戦略(環境省他、令和元年5月)

③ 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス基本方針」という。）として、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められています。

都道府県は、食品ロス基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされており、また、市町村は、食品ロス基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

表 2.3 食品ロス削減に関する目標

区分	食品ロス基本方針(閣議決定、令和2年3月)	
	数値目標	目標年度
食品ロス量	平成12年度比で半減	令和12年度
消費者割合	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合80%	—

出典: 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月)

(2) 香川県のごみ処理に関する計画等

① 香川県廃棄物処理計画及び香川県食品ロス削減推進計画

ごみ処理に係る香川県の目標としては、「香川県廃棄物処理計画」(香川県、令和3年10月)において、表2.4に示すとおり、基本目標として最終処分量を定めている他、施策展開の指標として、総排出量、1人1日当たり排出量、リサイクル率が設定されています。

また、「香川県食品ロス削減推進計画」(香川県、令和3年3月)において、表2.5に示すとおり、県全体として家庭系及び事業系食品ロス量の数値目標が設定されています。

表 2.4 香川県の数値目標

区分		香川県廃棄物処理計画 (令和3年10月)	
		数値目標	
		現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
基本目標	一般廃棄物の最終処分量	3.1万t/年	2.6万t/年 (令和元年度比で約16.1%削減)
施策展開 指標	一般廃棄物の総排出量	31.2万t/年	28.0万t/年 (令和元年度比で約10.3%削減)
	一般廃棄物の1人1日当たり排出量	868g/人・日	810g/人・日 (令和元年度比で約6.7%削減)
	一般廃棄物のリサイクル率	18.2%	24.0% (5.8ポイント増加)

出典: 香川県廃棄物処理計画(香川県、令和3年10月)

注1)1人1日当たり排出量=(家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量)÷(計画収集人口×365日又は366日)

注2)リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷ごみ総排出量(集団回収量含む)×100

表 2.5 香川県の食品ロス削減量の数値目標

区分		香川県食品ロス削減推進計画 (令和3年3月)	
		数値目標	
		現況 (平成29年度)	目標 (令和12年度)
家庭系食品ロス	発生量	17,489t/年	13,700t/年 (平成29年度比で約21.7%削減)
	1人1日当たり発生量	49.5g/人・日	39.0g/人・日 (平成29年度比で約21.2%削減)
事業系食品ロス	発生量	19,942t/年	15,600t/年 (平成29年度比で約21.8%削減)
	1人1日当たり発生量	56.5g/人・日	45.0g/人・日 (平成29年度比で約20.4%削減)
合計	発生量	19,942t/年	15,600t/年 (平成29年度比で約21.7%削減)
	1人1日当たり発生量	56.5g/人・日	45.0g/人・日 (平成29年度比で約20.8%削減)

出典: 香川県食品ロス削減推進計画(香川県、令和3年3月)

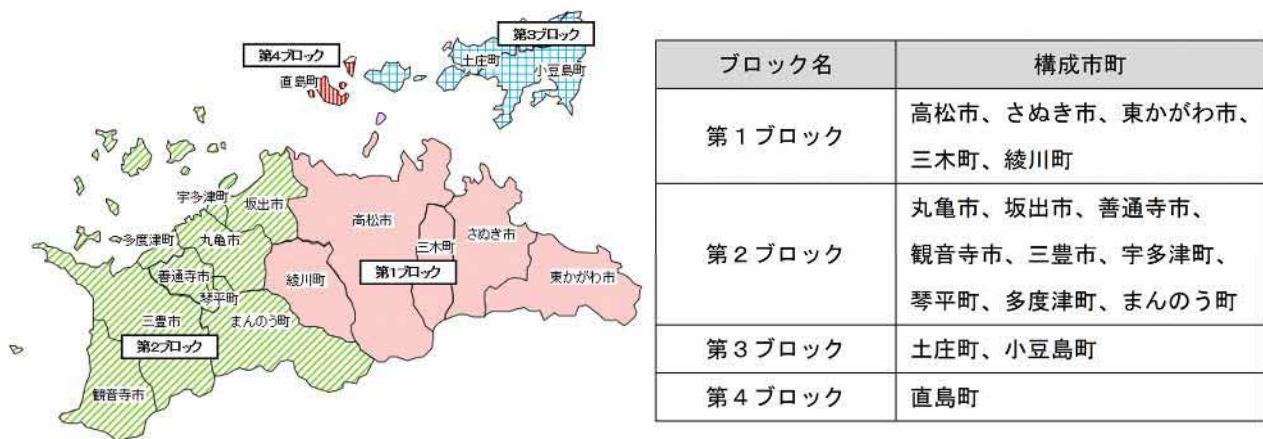
② 香川県ごみ処理広域化・集約化計画

香川県では、ごみの効率的かつ安定的な適正処理をめざして、平成 30 年度までの約 20 年を計画期間とする「香川県ごみ処理広域化計画」を平成 11 年 3 月に策定していましたが、計画策定から 20 年以上が経過し、ごみ処理を取り巻く環境は当時から大きく変化しています。

また、平成 31 年 3 月 29 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知では、将来にわたって持続可能な適正処理を確保するためには、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があるとされ、県は、市町村と連携して広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づいて廃棄物処理体制の構築を推進することが求められています。

このため、新たな広域化・集約化計画との位置付けで、「香川県ごみ処理広域化・集約化計画」（香川県、令和 4 年 3 月）を策定し、広域化・集約化の方向性を示しています。

本町は、図 2.1 に示すとおり、第 2 ブロックに位置付けられており、今後、広域化に関する検討が必要になっています。



出典：香川県ごみ処理広域化・集約化計画(香川県、令和4年3月)

図 2.1 香川県ごみ処理広域化・集約化計画のブロック割

(3) 宇多津町「ゼロカーボンシティ」宣言

地球温暖化による気候変動は、異常気象による災害の増加や生態系の変化、健康リスクの増加など、地球規模で大きな影響を及ぼしています。今後も地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出が続けば、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化が予測され、我々の身近な生活環境に様々な影響をもたらす「気候危機」ともいうべき極めて深刻な状況となっています。

本町においても、住民・事業者・行政等の多様な主体が連携して地球温暖化対策を推進し、2050 年（令和 32 年）までに本町の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」にチャレンジすることを、令和 3 年 9 月に宣言しています。

1.2 宇多津町のごみ処理の現状

(1) ごみ処理体制

① 分別と収集

本町の家庭系ごみの分別収集区分は、表 2.6 に示すとおり、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの4種13分別です。

平成6年度から町内全域で分別収集【缶類(アルミ缶・スチール缶)、紙類(新聞紙・チラシ、ダンボール、雑誌)】を開始し、平成12年度からはペットボトル・びん類、平成14年度からはプラスチック容器包装・乾電池を追加し、近年では衣類の回収や小型家電リサイクル回収、蛍光灯等の分別回収を行っています。

可燃ごみ、不燃ごみはステーション方式又は戸別方式、資源ごみはステーション方式で収集しています。粗大ごみについては、戸別方式としています。また、事業系可燃ごみについては、町で許可している収集運搬許可業者で収集を行っています。

表 2.6 家庭系ごみ分別区分

分別区分	対象品目
可燃ごみ	生ごみ、枝木、紙くず等
不燃ごみ	陶器、金物、ガラスくず、プラスチック製品等
資源ごみ	紙類(新聞紙・チラシ、ダンボール、雑誌、牛乳パック)、缶類(アルミ缶、スチール缶)、びん類(無色、茶色、その他)、ペットボトル、乾電池、プラスチック容器包装、天ぷら油、小型家電製品、衣類、蛍光灯等
粗大ごみ	家具、マットレス、自転車等

表 2.7 収集・運搬方法

排出区分	分別区分	収集方式	処理手数料	収集回数
家庭系	可燃ごみ	ステーション又は戸別方式	有料 (指定ごみ袋)	週2回
	不燃ごみ			月2回
	資源ごみ	ステーション方式	無料	月2回
	粗大ごみ	戸別方式	有料	随時
事業系	可燃、不燃ごみ	許可業者又は自己処理	有料	—

注)指定ごみ袋については、平成17年9月より45リットル45円、30リットル30円、20リットル20円で実施。その後、平成23年10月から45リットル25円、30リットル20円、20リットル15円に変更。

表 2.8 資源ごみの種類と排出方法等

資源ごみの種類		排出方法等
紙類	新聞紙	本紙は四折にし、紐でしばって出してください。新聞広告も一緒に出してください。
	雑誌	大きさ別に紐でしばって出してください。コピー用紙、ノート、紙箱(菓子箱)、包装紙、手提げ袋等は雑誌として出してください。
	ダンボール	箱はたたんで紐でしばって出してください。
	牛乳パック	洗って切り開き、牛乳パックのみを紐でしばって出してください。
缶類	アルミ缶	スプレー缶等は、火災の原因となりますので、必ず使いきって穴を開けてから出してください。
	スチール缶	
びん類	無色のびん	びんは洗ってから出してください。
	茶色のびん	
	その他のびん	
ペットボトル	キャップはプラスチック容器包装として出してください。ラベルははがさなくてもかまいません。	
プラスチック容器包装	中身を完全に使い切り、汚れを取り除いてください。プラスチック以外のものでできたふたやキャップは不燃ごみで出してください。	
電池	資源ごみ回収場所のコンテナに入れてください。	
天ぷら油	各自で容器に入れて、保健センター、やすらぎプラザ、サポートセンターに設置している天ぷら油回収容器に移してください。回収日は毎週土曜日(午前9時～正午)。	
衣類	着ることができる状態の衣類のみとなります。指定の日時・場所に出して下さい。	
蛍光灯などの水銀使用製品	回収する対象物は蛍光灯(環形、直管・電球)、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計です。回収は毎週金曜日午後5時～土曜日正午まで、保健センター北側(資源ごみ収集場所)で実施しています。また、住民生活課窓口でも水銀使用製品の持ち込みを随時受け付けています。	
小型家電	町内4か所(町役場正面玄関横、ユープラザうたづ、やすらぎプラザ、あみのうら交流センター)に専用ボックスを設置しています。	

② ごみ処理施設

本町のごみ処理に関する施設は、表 2.9 及び表 2.10 に示すとおり、坂出、宇多津広域行政事務組合所管の焼却施設「角山環境センター」及び坂出市所管の最終処分場「坂出環境センター」で構成されています。

また、不燃ごみ及び粗大ごみは民間処理業者で処理後、民間の最終処分業者で埋立処分を行っています。資源ごみについては、民間リサイクル業者で再資源化処理を行っています。

表 2.9 角山環境センターの概要

区分	施設概要
名称	角山環境センター
事業主体	坂出、宇多津広域行政事務組合
所在地	坂出市新浜町6番51号
焼却施設	炉形式：全連続燃焼炉（平成14年度より） 処理能力：165t/日（82.5t/24hr×2基） 排ガス高度処理施設整備事業（平成12年度～平成13年度）
作業体制等	・排ガス高度処理施設整備工事完了後、平成14年度からは、1班4名による4班体制での3交替制とし、年始の休炉以外は、24時間の全連運転に移行している。 ・併せて、定期的な炉内清掃や点検整備を積極的に実施し、排ガスの性能保証値である0.5ナノグラムを下回る数値を常に堅持している。 ・令和3年度～令和5年度に基幹的設備改良工事として、燃焼改善及び省エネ機器等の更新工事を実施中。



出典：パンフレット「角山環境センター」（坂出、宇多津広域行政事務組合）

表 2.10 坂出環境センターの概要

区分	施設概要
名称	坂出環境センター
事業主体	坂出市
所在地	香川県坂出市府中町6870
埋立面積	33,800m ²
埋立容量	383,500m ³
浸出液 処理施設	処理能力: 40m ³ /日 処理方式: 接触ばっ気法+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着 構造: 管理棟 鉄骨ALC造、水槽 鉄筋コンクリート造
作業体制 (埋立作業状況)	正規職員1名、嘱託職員3名の計4名と、パワーショベル2台、2tダンプ1台、2tバキューム車1台、軽四ダンプ車1台の計5台の車両及び重機にて埋立処分を実施している。



出典：パンフレット「施設のあらまし」

③ ごみ処理フロー

本町におけるごみ処理フローは、図 2.2 に示すとおりで、家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみは坂出、宇多津広域行政事務組合所管の焼却施設「角山環境センター」で焼却処理を行い、焼却残渣は坂出市所管の最終処分場「坂出環境センター」で埋立処分を行っています。

また、家庭系の不燃ごみ及び粗大ごみは民間処理業者で処理後、民間最終処分業者で埋立処分を行っています。資源ごみについては、民間リサイクル業者で再資源化処理を行っています。

なお、各施設の配置位置は図 2.3 に示すとおりです。

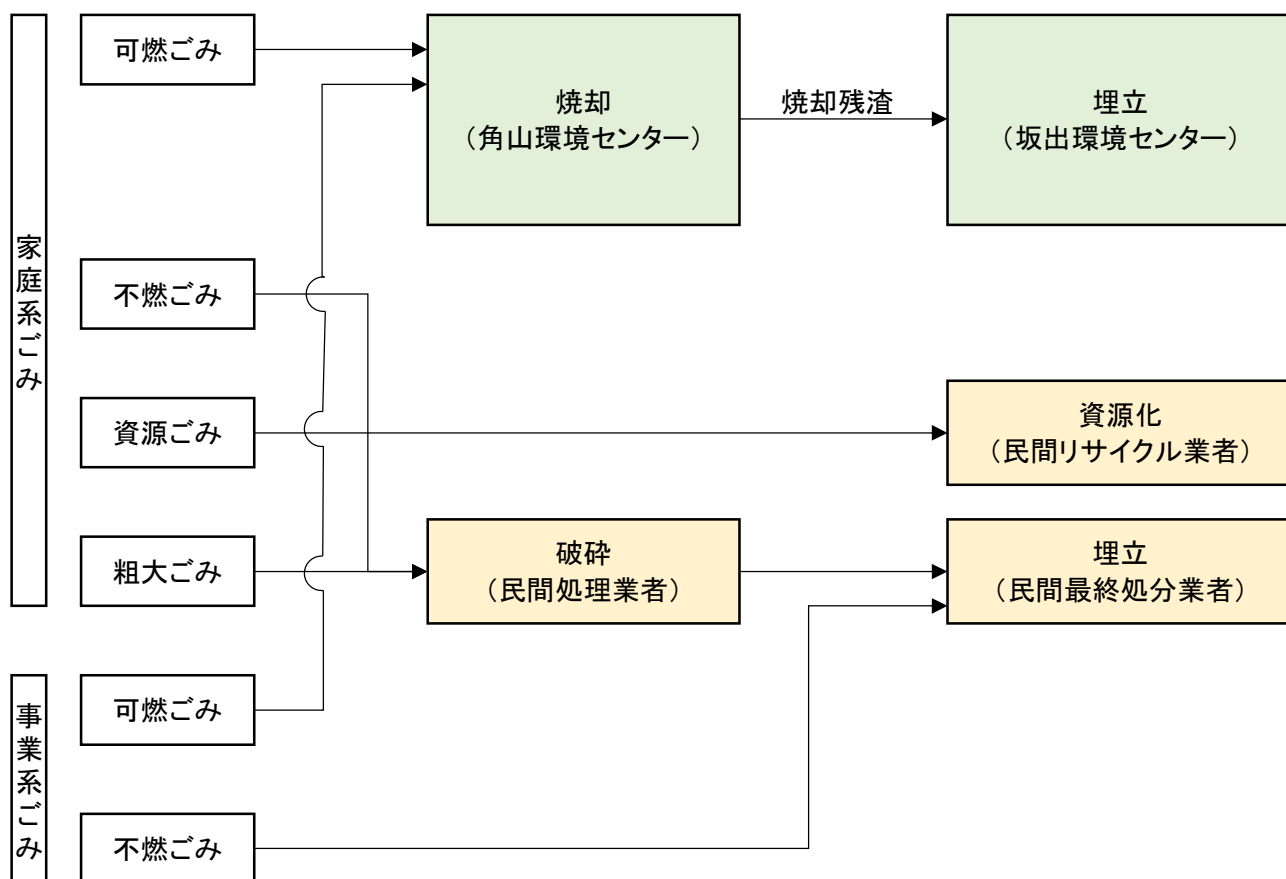


図 2.2 ごみ処理フロー



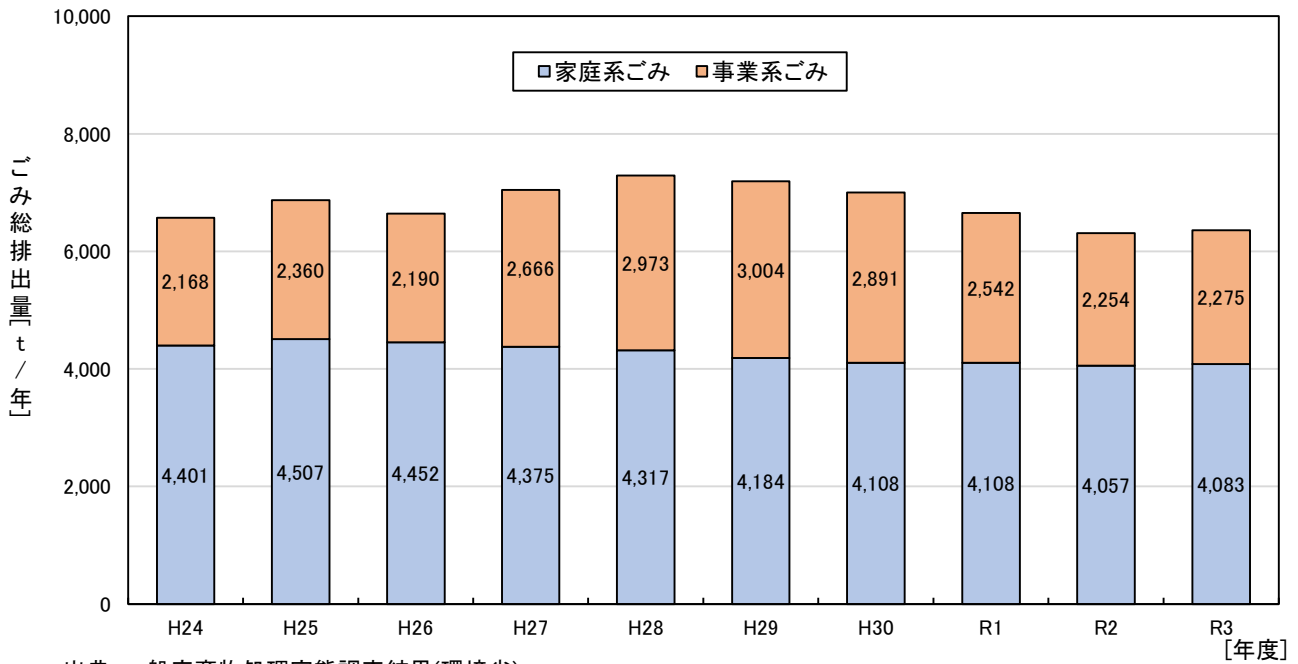
図 2.3 ごみ処理施設の位置

(2) ごみの排出状況

① ごみ総排出量

ごみ総排出量（排出形態別）の推移は、図 2.4 及び表 2.11 に示すとおりです。

ごみ総排出量は、家庭系ごみが約 64%、事業系ごみが約 36%の構成となっています。令和 2 年度までは、家庭系ごみ、事業系ごみともに概ね減少傾向で推移していましたが、令和 3 年度はわずかに増加しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2.4 ごみ総排出量（排出形態別）の推移

表 2.11 ごみ総排出量（排出形態別）の推移

単位:t/年

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系ごみ	4,401	4,507	4,452	4,375	4,317	4,184	4,108	4,108	4,057	4,083
事業系ごみ	2,168	2,360	2,190	2,666	2,973	3,004	2,891	2,542	2,254	2,275
ごみ総排出量	6,569	6,867	6,642	7,041	7,290	7,188	6,999	6,650	6,311	6,358

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

② 家庭系ごみ排出量

ごみ種類別家庭系ごみ排出量の推移は、図 2.5 及び表 2.12 に示すとおりです。令和2年度までは、可燃ごみ及び資源ごみは減少傾向で推移していましたが、可燃ごみは令和3年度にわずかに増加しています。また、粗大ごみはわずかに増加傾向、不燃ごみはほぼ横ばいで推移し、全体としては概ね減少傾向にあります。

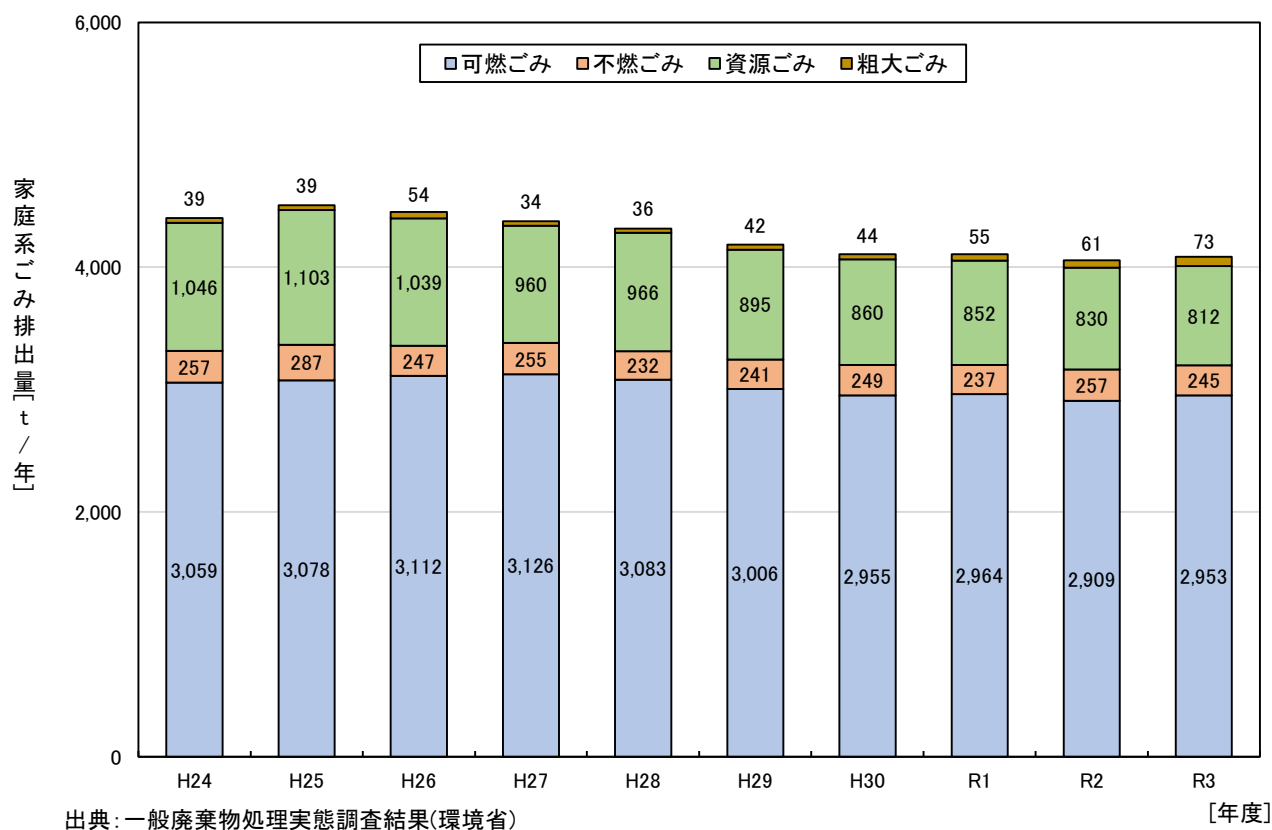


図 2.5 ごみ種類別家庭系ごみ排出量の推移

表 2.12 ごみ種類別家庭系ごみ排出量の推移

[年度]	単位:t/年									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ	3,059	3,078	3,112	3,126	3,083	3,006	2,955	2,964	2,909	2,953
不燃ごみ	257	287	247	255	232	241	249	237	257	245
資源ごみ	1,046	1,103	1,039	960	966	895	860	852	830	812
粗大ごみ	39	39	54	34	36	42	44	55	61	73
家庭系ごみ排出量	4,401	4,507	4,452	4,375	4,317	4,184	4,108	4,108	4,057	4,083

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

③ 事業系ごみ排出量

事業系ごみは、家庭系ごみと異なり、可燃ごみのみの全量が排出事業者から収集運搬の委託を受けた許可業者による収集（許可業者収集）又は排出事業者により直接搬入されます。

事業系ごみ排出量の推移は、図 2.6 及び表 2.13 に示すとおりです。事業系ごみは、平成 27 年度以降増加傾向にありましたが、平成 29 年度をピークに減少に転じています。令和 3 年度はわずかに増加していますが、概ね減少傾向にあります。

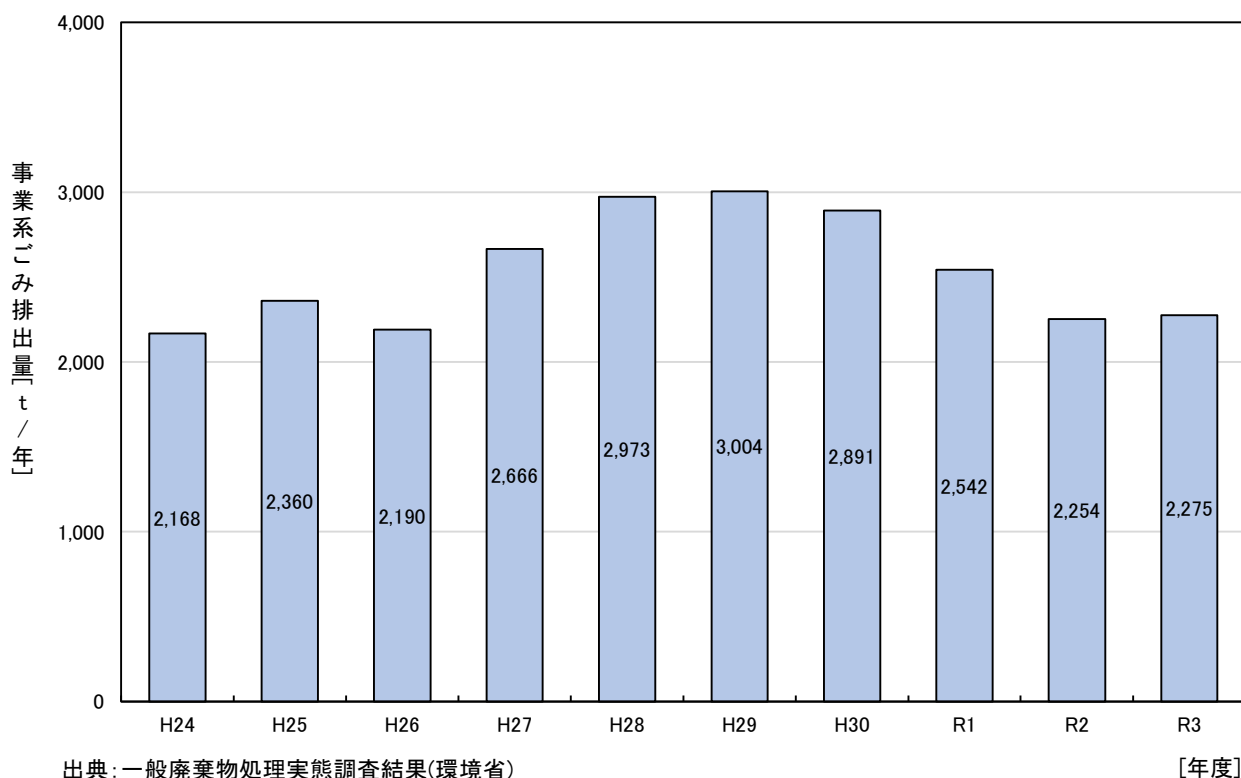


図 2.6 事業系ごみ排出量の推移

表 2.13 事業系ごみ排出量の推移

[年度]	単位: t/年									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ	2,168	2,360	2,190	2,666	2,973	3,004	2,891	2,542	2,254	2,275
事業系ごみ排出量	2,168	2,360	2,190	2,666	2,973	3,004	2,891	2,542	2,254	2,275

出典: 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

④ 排出量の原単位

ア 1人1日当たりのごみ総排出量

原単位とは、排出量を人口及び年間日数で除した値です。1人1日当たりのごみ総排出量の推移は、図 2.7 及び表 2.14 に示すとおりです。

本町の1人1日当たりのごみ総排出量は、平成29年度以降減少傾向で推移していますが、令和3年度は下げ止まっており、香川県平均や全国平均と比較してまだ多い状況にあります。

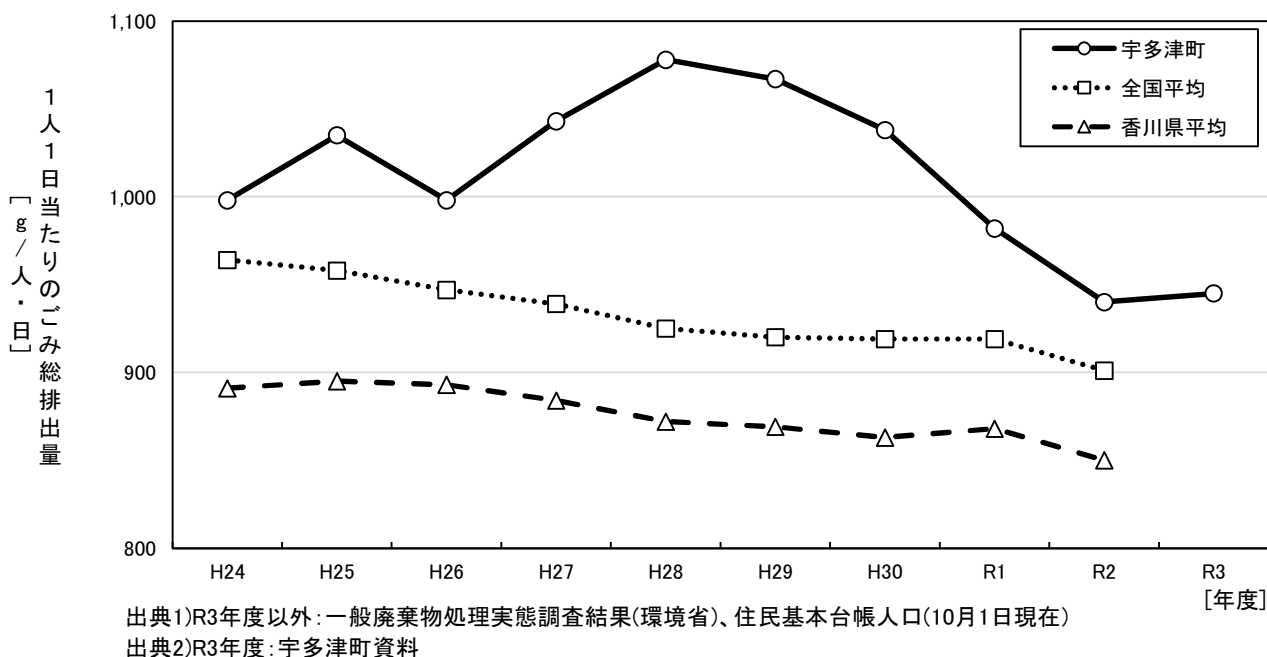


図 2.7 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

表 2.14 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

単位:g/人・日

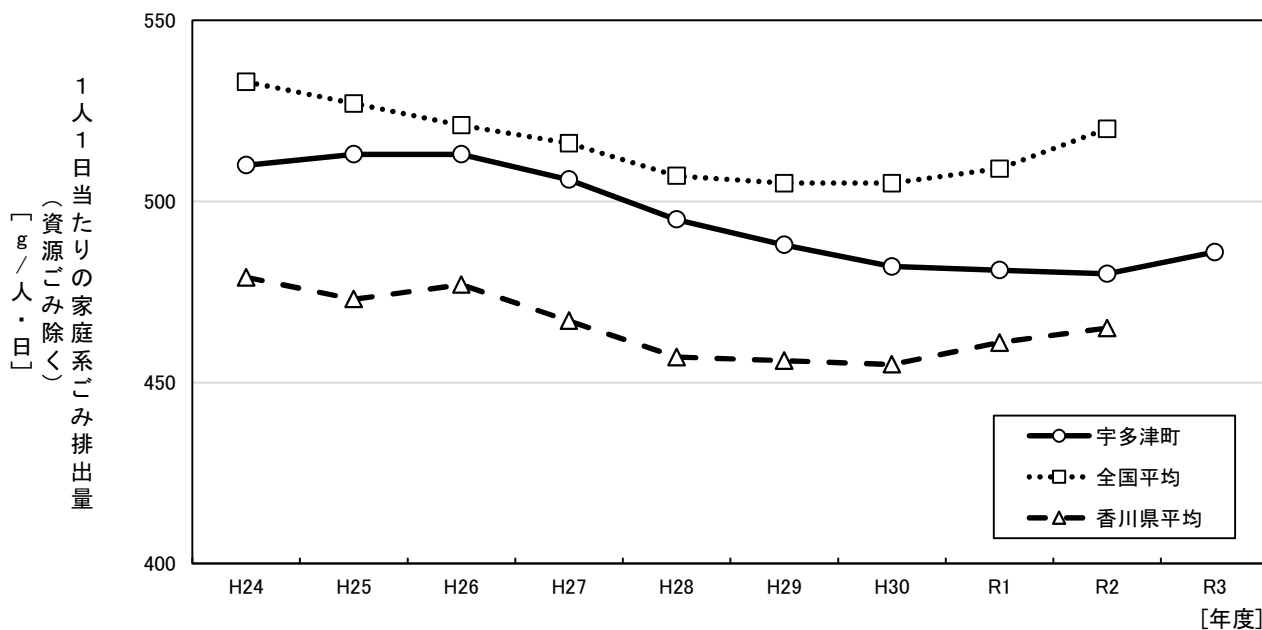
[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
宇多津町	998	1,035	998	1,043	1,078	1,067	1,038	982	940	945
全国平均	964	958	947	939	925	920	919	919	901	—
香川県平均	891	895	893	884	872	869	863	868	850	—

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

イ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）

国の家庭系ごみ排出量の目標値は、資源ごみを除いた排出量を採用していることから、本町の資源ごみを除いた排出量について、香川県平均や全国平均と比較します。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の推移は、図 2.8 及び表 2.15 に示すとおりです。本町の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、平成27年度以降概ね減少傾向で推移しており、香川県平均より多く、全国平均より少ない状況にあります。



出典1)R3年度以外：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、住民基本台帳人口(10月1日現在)
出典2)R3年度：宇多津町資料

図 2.8 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の全国平均等との比較

表 2.15 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の全国平均等との比較

単位：g/人・日

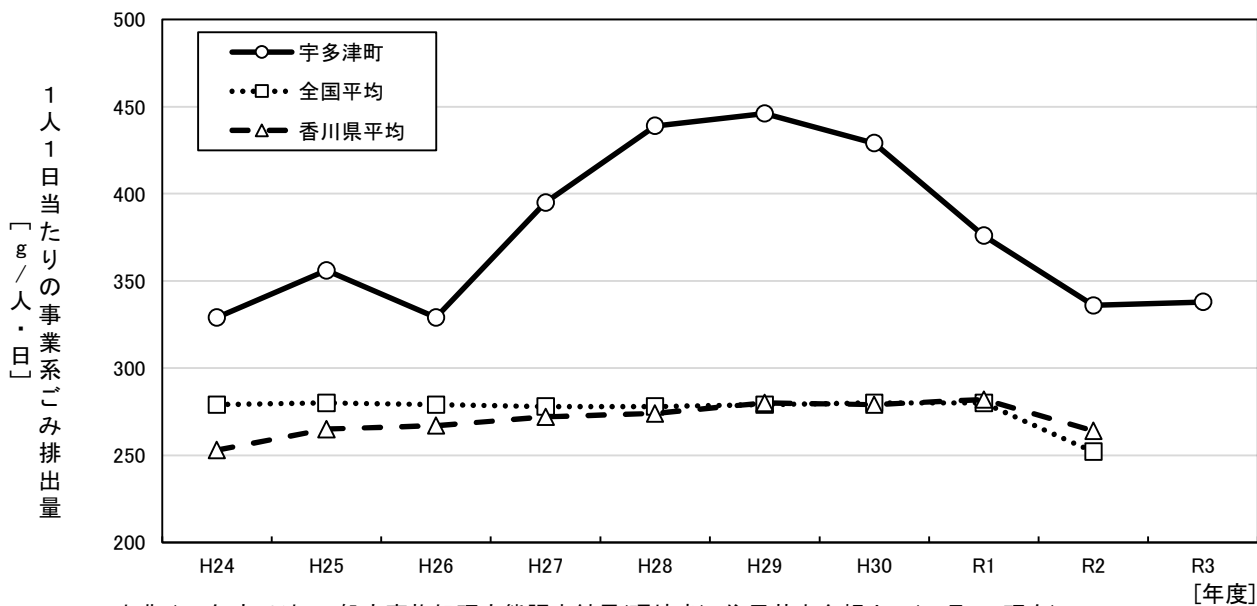
[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
宇多津町	510	513	513	506	495	488	482	481	480	486
全国平均	533	527	521	516	507	505	505	509	520	—
香川県平均	479	473	477	467	457	456	455	461	465	—

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
注)家庭系ごみは資源ごみを除く

ウ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量

1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移は、図 2.9 及び表 2.16 に示すとおりです。

本町の1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、平成29年度をピークとして減少傾向で推移していますが、令和3年度は下げ止まっており、香川県平均や全国平均と比較してまだ多い状況にあります。



出典1)R3年度以外：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、住民基本台帳人口(10月1日現在)
出典2)R3年度：宇多津町資料

図 2.9 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

表 2.16 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

単位：g/人・日

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
宇多津町	329	356	329	395	439	446	429	376	336	338
全国平均	279	280	279	278	278	279	280	280	252	—
香川県平均	253	265	267	272	274	280	279	282	264	—

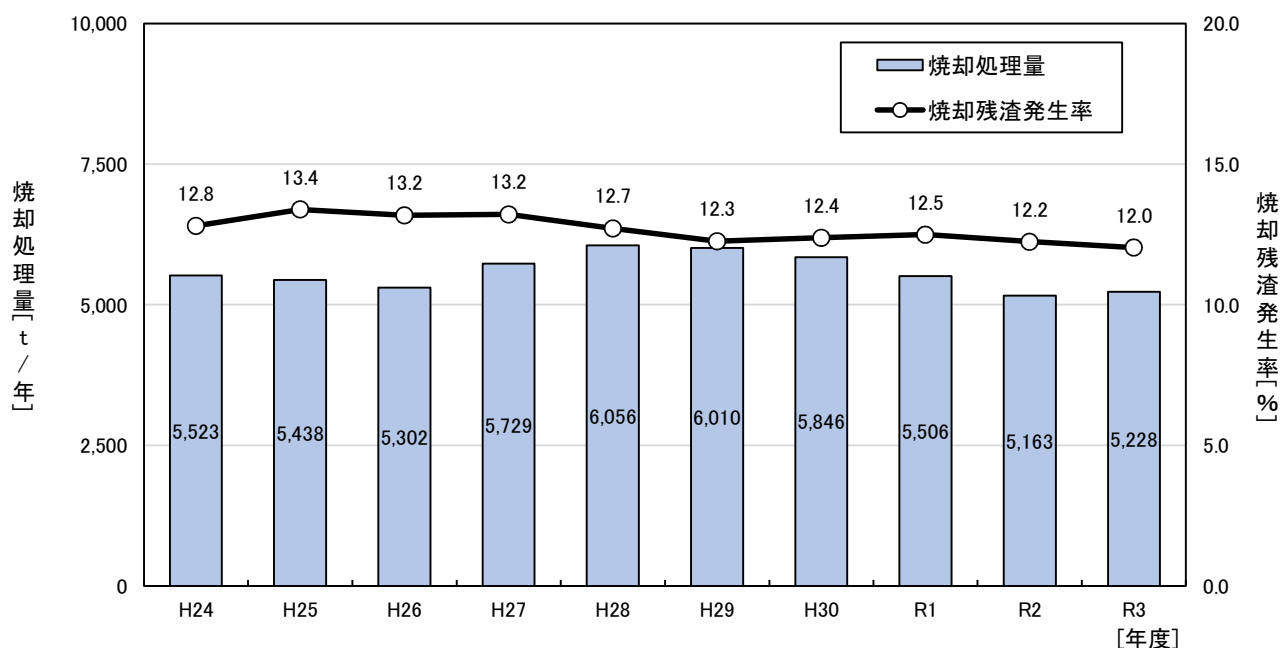
出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

(3) ごみ処理の状況

① 焼却処理の状況

焼却処理量及び焼却残渣発生率の推移は、図 2.10 及び表 2.17 に示すとおりです。

焼却処理量は、平成 29 年度以降減少傾向で推移しています。また、焼却残渣発生率は約 12% 強とほぼ同程度で推移しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2.10 焼却処理量等の推移

表 2.17 焼却処理量等の推移

	[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
焼却処理量	[t/年]	5,523	5,438	5,302	5,729	6,056	6,010	5,846	5,506	5,163	5,228
焼却残渣量	[t/年]	707	728	699	757	770	737	724	688	632	629
焼却残渣発生率	[%]	12.8	13.4	13.2	13.2	12.7	12.3	12.4	12.5	12.2	12.0

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

② 可燃ごみの性状

可燃ごみの性状は、表 2.18 に示すとおりです。

ごみ組成について、総平均値では紙・布類が最も多く約 48% を占めています。次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類約 27%、ちゅう芥類約 16% となっています。

低位発熱量は平均約 8,300kJ/kg 程度となっています。また、三成分については、水分が約 53%、可燃分が約 42% を占めています。

表 2.18 可燃ごみの性状

	可燃ごみ組成						ごみの3成分			その他
	紙・布類	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	木・竹・わら類	ちゅう芥類	不燃物類	その他	水分	可燃分	灰分	(低位発熱量)
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	kJ/kg
平成29年度	44.2	35.0	2.0	13.2	1.1	4.5	60.5	36.1	3.4	7,228
平成30年度	46.8	30.1	4.9	15.3	0.9	2.0	49.8	46.1	4.1	9,403
令和元年度	45.2	25.2	5.9	19.3	3.1	1.3	52.2	42.3	5.5	8,235
令和2年度	50.7	21.5	4.4	18.8	2.6	2.0	52.3	42.4	5.3	7,825
令和3年度	53.6	21.9	5.9	14.3	0.9	3.4	49.9	44.4	5.7	8,953
総平均値	48.1	26.7	4.6	16.2	1.7	2.6	52.9	42.3	4.8	8,329
最大値(参考)	53.6	35.0	5.9	19.3	3.1	4.5	60.5	46.1	5.7	9,403
最小値(参考)	44.2	21.5	2.0	13.2	0.9	1.3	49.8	36.1	3.4	7,228

出典: 宇多津町資料

注) 端数処理の関係で合計値は100%とならない場合があります。

③ 資源化の状況

資源化量及び資源化率の推移は、図 2.11 及び表 2.19 に示すとおりです。

資源化量は全体として減少傾向で推移していますが、資源化率は令和元年度以降増加傾向となっています。しかし、香川県平均や全国平均を大きく下回っています。

資源ごみ量は、近年のペットボトル等の容器の軽量化やインターネットの普及に伴う紙媒体の消費量の減少、またスーパー店頭における資源回収などの民間主導によるリサイクルの進展により、他の市町においても減少傾向にあります。

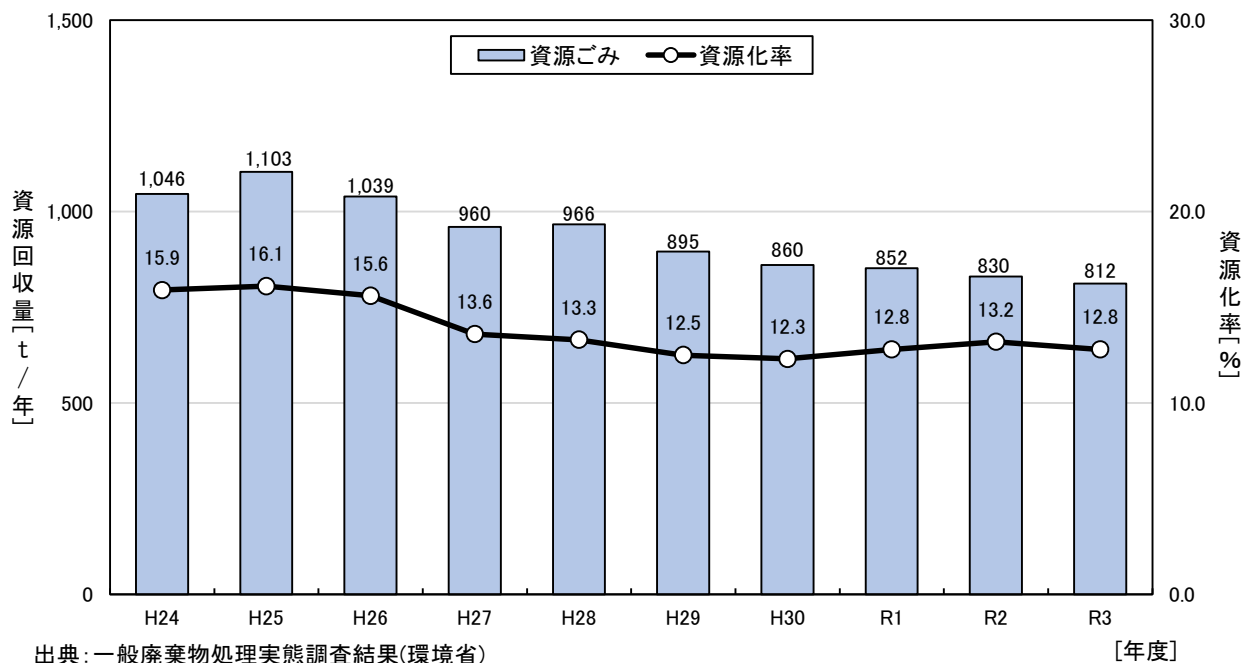


図 2.11 資源化量等の推移

表 2.19 資源化量等の推移

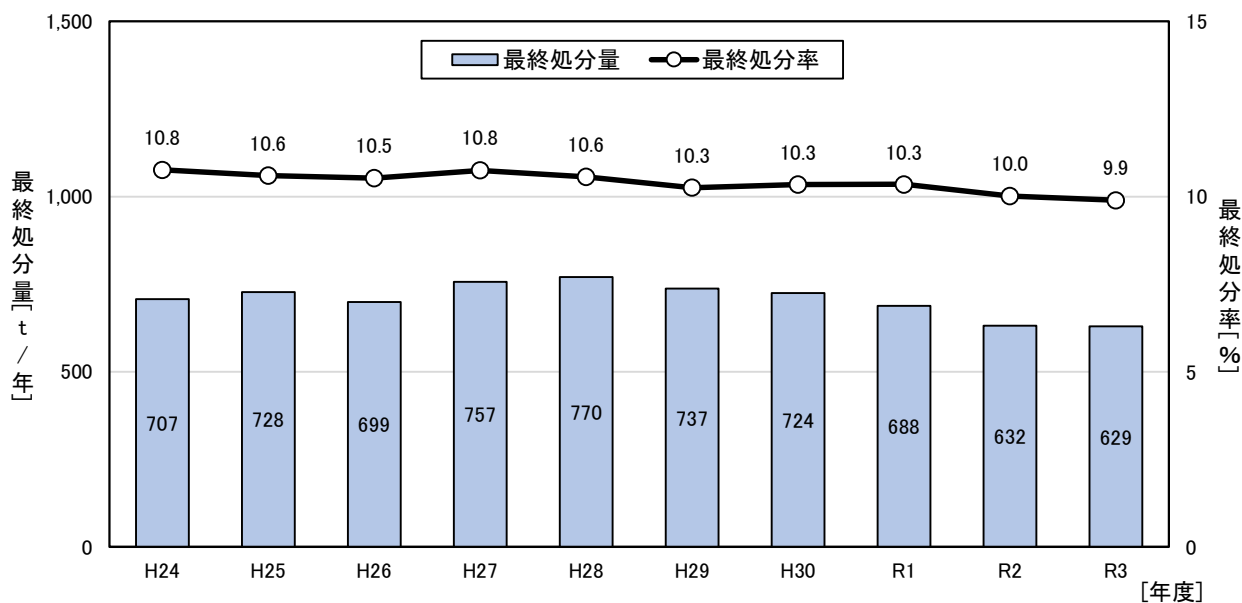
[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
ごみ総排出量 [t/年]	6,569	6,867	6,642	7,041	7,290	7,188	6,999	6,650	6,311	6,358	
資源化量 [t/年]	1,046	1,103	1,039	960	966	895	860	852	830	812	
資源ごみ	1,046	1,103	1,039	960	966	895	860	852	830	812	
資源化率 [%]	宇多津町	15.9	16.1	15.6	13.6	13.3	12.5	12.3	12.8	13.2	12.8
	香川県平均	19.9	20.1	19.3	19.3	18.7	19.3	18.9	18.2	19.3	—
	全国平均	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	—

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

④ 最終処分の状況

最終処分量及び最終処分率の推移は、図 2.12 及び表 2.20 に示すとおりです。

最終処分量は平成 29 年度以降減少傾向で推移しています。また、最終処分率は約 10% 程度で推移しており、ほぼ香川県平均と同値ですが、全国平均より若干高くなっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2.12 最終処分量等の推移

表 2.20 最終処分量等の推移

[年度]		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量 [t/年]		6,569	6,867	6,642	7,041	7,290	7,188	6,999	6,650	6,311	6,358
最終処分量 [t/年]		707	728	699	757	770	737	724	688	632	629
最終処分率 [%]	宇多津町	10.8	10.6	10.5	10.8	10.6	10.3	10.3	10.3	10.0	9.9
	香川県平均	11.7	10.9	10.7	10.5	10.1	9.9	10.0	9.9	9.9	—
	全国平均	10.3	10.1	9.7	9.5	9.2	9.0	9.0	8.9	8.7	—

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

⑤ ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の推移は、図 2.13 及び表 2.21 に示すとおりです。ごみ処理経費のうち処理及び維持管理費は令和3年度で年間約 1.7 億円となっています。建設・改良費を含むごみ処理経費が一般会計決算額（歳出）に占める割合は約 2 % です。

また、1人当たりの処理費は大きな変化はなく推移していましたが、令和3年度は若干増加し、年間約 9 千円/人程度となっています。ごみ 1t 当たりの処理費は令和元年度以降増加しており、令和3年度は 27 千円/t となっています。

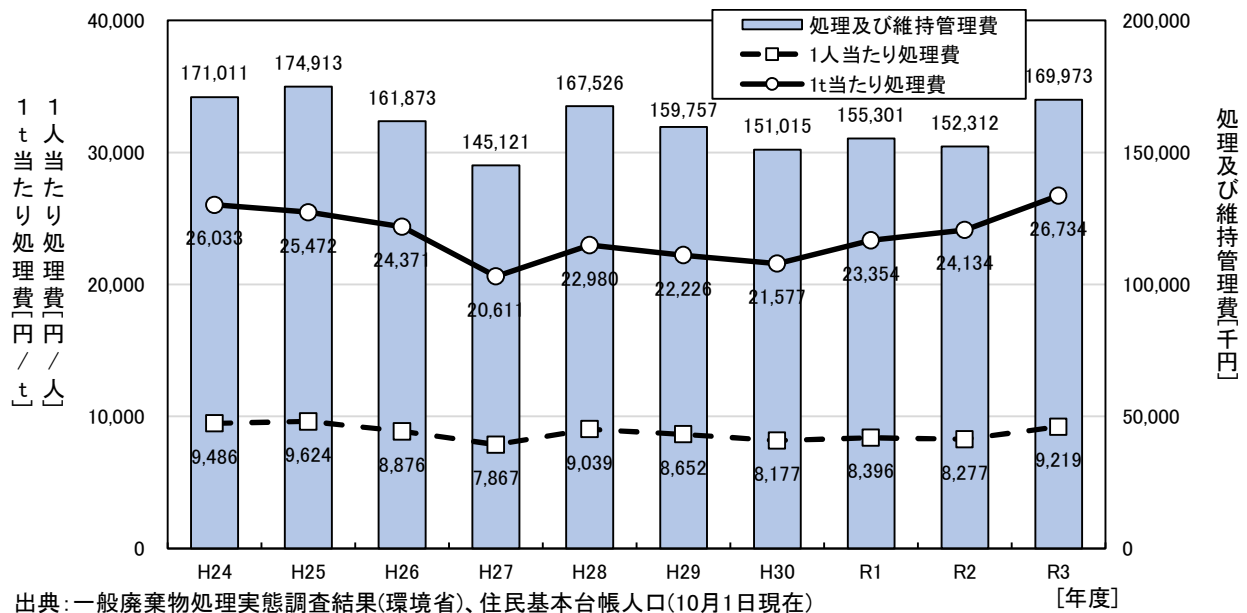


図 2.13 ごみ処理経費の推移

表 2.21 ごみ処理経費の推移

		[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	1,895	1,295	0	0	0	0	
		調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	19,270	6,542	
		小計	0	0	0	0	1,895	1,295	0	0	19,270	6,542	
	「み処理費用」〔千円〕	人件費	一般職	6,173	6,319	6,660	5,535	31,252	26,127	26,512	20,389	20,320	20,741
			処 収集運搬費	108,647	101,768	101,668	91,864	78,798	67,879	59,441	67,478	61,491	64,934
			理 中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			費 最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		処理費	収集運搬費	1,779	1,938	1,946	2,035	10,316	8,792	10,169	8,520	11,317	
中間処理費			0	0	0	0	0	0	0	0	0		
最終処分費			0	0	0	0	0	0	0	0	0		
車両等購入費			628	6,290	0	0	0	5,908	6,199	0	5,379	7,016	
委託費		収集運搬費	29,758	30,751	22,072	22,102	23,981	3,381	3,371	3,708	4,173	4,142	
		中間処理費	0	0	0	0	68	21,063	21,676	22,649	23,968	24,028	
		最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	1,354	1,354	0	0	663	628	624	662	650	664	
	組合分担金	22,672	26,493	29,527	23,585	22,448	34,771	24,400	30,246	27,811	37,131		
	調査研究費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(a)小計	171,011	174,913	161,873	145,121	167,526	159,757	151,015	155,301	152,312	169,973		
	その他	0	0	0	0	11,014	10,334	7,922	10,263	11,516	10,848		
	合計(b)	171,011	174,913	161,873	145,121	180,435	171,386	158,937	165,564	183,098	187,363		
(c)	行政区域内人口	[人]	18,027	18,175	18,237	18,446	18,534	18,464	18,469	18,496	18,401	18,437	
(d)	ごみ総排出量	[t/年]	6,569	6,867	6,642	7,041	7,290	7,188	6,999	6,650	6,311	6,358	
(e)	一般会計決算額(歳出)	[千円]	6,573,135	6,179,416	5,892,558	6,340,253	6,223,442	7,167,825	6,424,704	7,370,200	8,769,681	8,090,898	
(f)	1人当たり処理費 (a)×1000÷(c)	[円/人]	9,486	9,624	8,876	7,867	9,039	8,652	8,177	8,396	8,277	9,219	
(g)	1t当たり処理費 (a)×1000÷(d)	[円/t]	26,033	25,472	24,371	20,611	22,980	22,226	21,577	23,354	24,134	26,734	
(h)	一般会計決算額(歳出)に占める割合 (b)÷(e)×100		2.6%	2.8%	2.7%	2.3%	2.9%	2.4%	2.5%	2.2%	2.1%	2.3%	

出典1)一般会計決算額(歳出):香川県ホームページ「県内市町の財政状況資料集」

出典2)一般会計決算額(歳出)以外:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、住民基本台帳人口(10月1日現在)

⑥ 類似都市の平均値を基準としたレーダーチャートによる評価

ア 評価方法

本町の一般廃棄物処理システムについて、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（令和2年度実績版）を用いて、本町を含む176市町村を類似都市として評価を行いました。この場合の評価指標は、表2.2.2に示すとおりです。

評価は、評価指標を数値化し、類似都市（総務省により提示されている類似団体別市町村財政指数表の類型による類似団体）の平均値と本町の各指標をレーダーチャートで比較することにより本町のごみ処理システムの水準が明らかになります。

表 2.2.2 評価指標

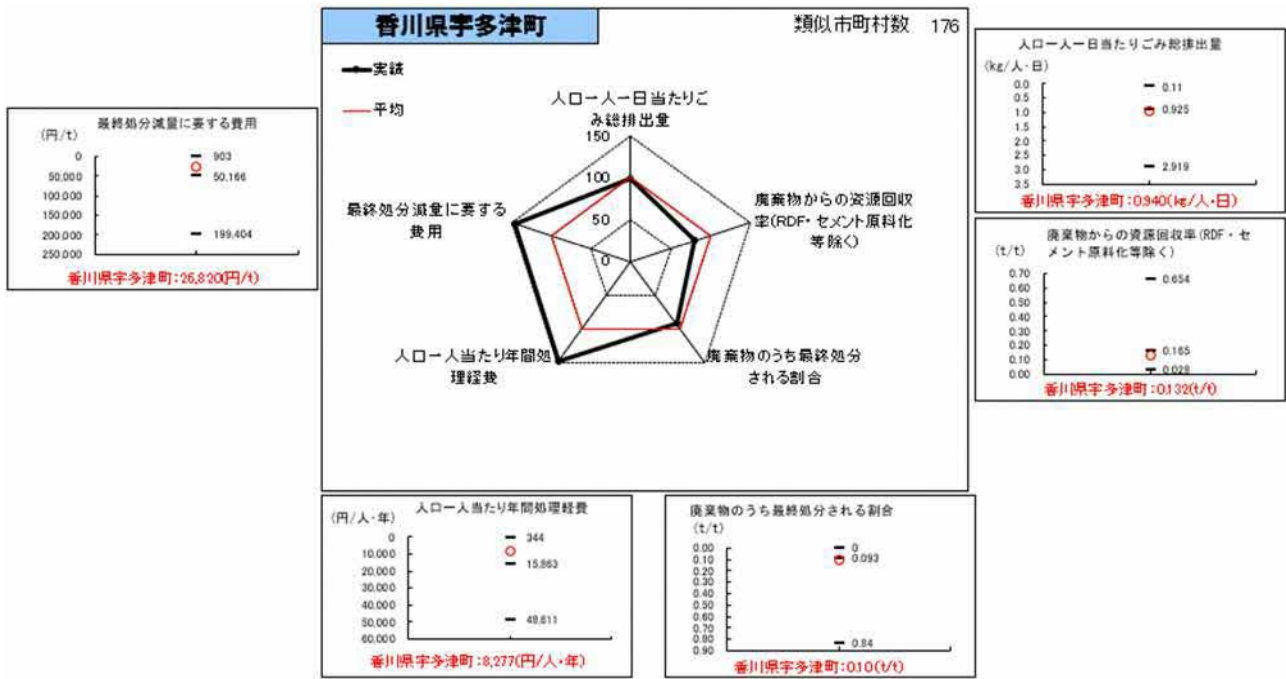
評価指標			算出式
循環型社会 形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たりごみ総排出量[kg/人・日]	ごみ総排出量÷日数÷計画収集人口×10 ³
	廃棄物の再生利用【資源化率】	廃棄物からの資源回収率(RDFを除く)[t/t]	資源化量÷ごみ総排出量
	最終処分【最終処分率】	廃棄物のうち最終処分される割合[t/t]	最終処分量÷ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口1人当たり年間処理経費[円/人・年]	処理及び維持管理費÷計画収集人口
		最終処分減量に要する費用[円/t]	(処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費)÷(ごみ総排出量－最終処分量)

イ 評価結果

評価結果は、図2.1.4及び表2.2.3に示すとおりです。

本町の人口1人1日当たりごみ総排出量940g/人・日は、類似都市（176市町村）の平均値925g/人・日を上回り、廃棄物からの資源回収率（資源化率）13.2%は、類似都市の平均値16.5%を下回っています。

本町の人口1人当たり年間処理費用8,277円/人・年及び最終処分減量に要する費用26,820円/tについては、類似都市の平均値（それぞれ15,863円/人・年、50,166円/t）の半分程度となっています。また、廃棄物のうち最終処分される割合10.0%は、類似自治体の平均値9.3%を上回っています。



注) レーダーチャートの数値及び宇多津町の令和2年度実績値等は下表に示す。

図 2.14 類似都市の平均値を基準とした評価結果（令和2年度）

表 2.23 本町及び類似都市の評価指標値（令和2年度）

	人口1人1日当たりごみ総排出量 [kg/人・日]	廃棄物からの資源回収率 [t/t]	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]	人口1人当たり年間処理経費 ^{注2)} [円/人・年]	最終処分減量に要する費用 ^{注3)} [円/t]
平均値	0.925	0.165	0.093	15,863	50,166
最大	2.919	0.654	0.840	48,611	199,404
最小	0.110	0.028	0.000	344	903
宇多津町	0.940	0.132	0.100	8,277	26,820
指数値 ^{注1)}	98.4	80.0	92.5	147.8	146.5

注1) 指数値の算出方法（市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針、環境省、平成25年4月改訂）

- ・ 大きい方が良好な指標：実績値 ÷ 平均値 × 100
- ・ 小さい方が良好な指標：(1 - [実績値 - 平均値] ÷ 平均値) × 100

注2) 宇多津町以外の都市のデータについては、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（環境省）による計算結果を採用した。

注3) 最終処分減量に要する費用：最終処分量を減量化するために要した費用

$$\text{最終処分減量に要する費用} = (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$

$$= 152,312 \text{千円} / (6,311 \text{t} - 632 \text{t}) \times 1000 = 26,820 \text{円/t}$$

最終処分費及び調査研究費：0円

1.3 前計画の実施状況等

前計画の実施状況については、表 2.24～表 2.25 に示すとおりです。

表 2.24 前計画の実施状況（その1）

施策区分		施策の内容	施策の実施状況(実績等)	
ごみ排出抑制・資源化	町に住民による協働者の推進	啓発活動の充実	・ホームページや広報を通じて、家庭や事業活動において発生するごみ量や処理状況を情報提供する。 ・転入時にごみの出し方をお知らせする。 ・外国人実習生については、企業と連携し、ごみの出し方の講習会を開く。	計画どおり実施している。
		環境教育の推進	・小学校と連携し、総合的な学習の時間を利用し、環境学習、施設見学会等を実施する。	ごみやリサイクルに関する学習は、実施できていないが、施設見学会は、毎年1回町内の小学校が角山環境センターを訪問している。
		イベントの実施	・年2回実施する町内一斉清掃、河川清掃を通じて啓発活動を行う。	計画どおり実施している(年間2回実施、河川清掃も年1回実施)。
		環境パトロール及び環境監視員による不法投棄の防止	・不法投棄防止のための環境パトロールの実施。 ・管轄警察署との連携。	環境パトロールは毎月1回実施している。また、職員が町内を巡回する際にも適宜実施している。不法投棄の性状から判断して、警察署と連携することもある。
		多量排出事業者への減量、資源化の指導	・事業系ごみの減量及び適正処理を図るため、多量排出事業者に、ごみの排出抑制、分別の指導を行う。	計画どおり実施している。なお、現在指導に至っている事業者はない。
		地域との連携	・自治会が行うごみの発生抑制や減量・資源化に関する活動を支援する。	分別回収の協力に対して、奨励金という形で支援している。
	発生抑制	過剰包装の抑制	・住民に過剰包装を断る啓発を行う。	広報等で周知している。
		買い物袋持参運動の推進	・買い物際にはマイバッグを持参するなど、ごみとなるものを買わない、受け取らないように啓発する。(レジ袋の削減)	広報等で周知している。
		ごみ処理の有料化	・ごみの減量化のため平成17年9月より家庭用ごみ袋の有料化を行った。平成23年10月から値下げを行った。このことによりごみの量が増えないよう、減量の啓発を行う。	値下げ後の価格で現在も販売中である。
		海ごみ対策	・瀬戸内海を保全・再生させるため、事業者や民間団体、行政等が一体となって沿岸部周辺の清掃活動を行い、環境保全対策を広く推進する。 ・また、海ごみの多くは普段の生活から発生しているごみが大半であることを周知し、日頃から環境への意識を高く持ち、クリーン作戦等への積極的な参加を呼び掛ける。	計画どおり実施している。
	排出抑制	生ごみ堆肥化・飼料化の促進	・ダンボールコンポストを推進し、地域住民と協力して講習会を開くなど、普及に努める。	配布施策を実施している。
		再生品の活用	・リターナブル製品や再生資源を利用したエコマーク付きの商品の利用など、グリーン購入を促進する。	計画どおり実施している。
		食品ロスの削減	・第四次循環型社会形成推進基本計画に記載の2030年度までに家庭系食品ロス量を2000年度比で半減させるという目標に向けて、家庭での食品ロスの削減に資するライフスタイルとして「スマート・フードライフ」を推奨していく。	広報等で周知啓発を実施している。
	分別収集による再生利用	資源ごみ収集品目の増加	・再生利用の促進のため資源として分別収集する品目を追加する。 ・小型家電製品の収集を平成25年度から実施。近年では衣類の回収や蛍光灯等の分別回収を開始し、一般廃棄物の発生抑制に努めている。	計画どおり実施している。
分別排出の徹底		・分かりやすいごみ、資源物の収集カレンダーや、分別マニュアルを作成し、転入者に周知する。	計画どおり実施している。	

表 2.25 前計画の実施状況（その2）

施策区分		施策の内容	施策の実施状況(実績等)	
ごみの 適正 処理	ごみ処理主体	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ以外の可燃ごみ: 坂出、宇多津広域行政事務組合、資源ごみ以外の不燃・粗大ごみ: 最終処分業者、資源ごみ: リサイクル業者、最終処分業者(プラスチック容器) ・事業系一般廃棄物: 事業主の責任にて適正処理 	計画どおり実施している。	
	収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬については、直営を基本とし、家庭系ごみは各家庭で分別を行ったものを収集する。事業系についても分別するよう指導していく。 	計画どおり実施している。	
	中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系可燃ごみについては、坂出、宇多津広域行政事務組合による合同処理。組合では全連続燃焼炉165t/日のごみ処理施設「角山環境センター」が昭和60年度より稼働している。 ・今後は広域でのごみ処理施設の整備も検討していく。 	計画どおり実施している。なお、「香川県ごみ処理広域化・集約化計画」は令和4年3月に策定されている。	
	最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系可燃ごみについては、坂出、宇多津広域行政事務組合で焼却残渣を最終処分。坂出市にある最終処分施設「坂出環境センター」にて埋立処分。 ・3Rの推進、住民に対してごみ排出減量の啓発を実施し、一般廃棄物の最終処分量の減量化及び最終処分場の延命化に努める。 	計画どおり実施している。	
	広域処理計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・広域処理により、再生利用が可能なごみを広域的に集めることによって再生利用がより容易になる場合があることや、ごみ処理施設による効率的な熱回収が可能となること、全県的にごみの減量化・資源化を推進することにより、ごみの排出量自体の減少が期待できる。 ・本町は第2ブロックに属し、今後施設の整備や更新時にブロック内の自治体と連携を図り、広域化に向けて検討を実施する。 	計画どおり実施している。なお、香川県ごみ処理広域化・集約化計画(令和4年3月)により新たなブロック割りが決定され、本町は第2ブロック(丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、宇多津町、琴平町、多度津町、まんのう町)となっている。	
	その他	特別管理一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者による処理を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者に委託するものとする。 ・在宅医療廃棄物の処理については、医療機関と協議を行い、収集作業時の事故防止等の点から、適切な排出方法及び処理方法について住民へ指導を行う。 ・ポリ塩化ビフェニール(PCB)を使用する部品の処理は、事業者の責任で行うものとする。 	計画どおり実施している。
		適正処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> ・本町が定める危険物、有害物、適正処理困難物、事業系ごみについては、販売店や民間処理業者に処理を依頼する。 	計画どおり実施している。
		災害廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ・今後発生が予想される南海トラフ大地震など大規模災害が発生した際の廃棄物処理に関して、迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全及び住民生活の確保を図るために「宇多津町災害廃棄物処理計画」を平成29年3月に策定した。適宜計画を見直す中で、関係機関や周辺自治体等との連携を強化し、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の構築を図る。 ・さらに、災害発生時における通常の一般廃棄物処理の継続性の確保に努め、周辺自治体や許可業者と連携を図りながら実施体制の整備等を進めていく。 ・また、災害の規模に応じて広域的な処理体制の強化を図る。 	計画どおり実施している。なお、災害廃棄物処理計画は令和5年度に改定予定であり、香川県が実施する広域訓練等にも参加している。
		家電リサイクル及びパソコンリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・製品を購入した小売店又は購入を予定している小売店に処理を依頼。消費者は決められたリサイクル料金と運搬料を小売店に支払う。 ・消費者自身が指定引き取り場所へ直接搬入。決められたリサイクル料金を郵便局で支払い、リサイクル券を持って搬入する。 ・自己搬入が困難な場合は、住民生活課に回収を依頼。郵便局でリサイクル料金を支払い、リサイクル券を持って住民生活課窓口にて手続き。1台につき1500円の収集運搬手数料が必要。 	計画どおり実施している。なお、パソコンリサイクルは3R推進協会に加えて、リネットジャパンと協定を締結しているため、宅配便での回収も実施している。

1.4 前計画における目標値の達成状況と課題

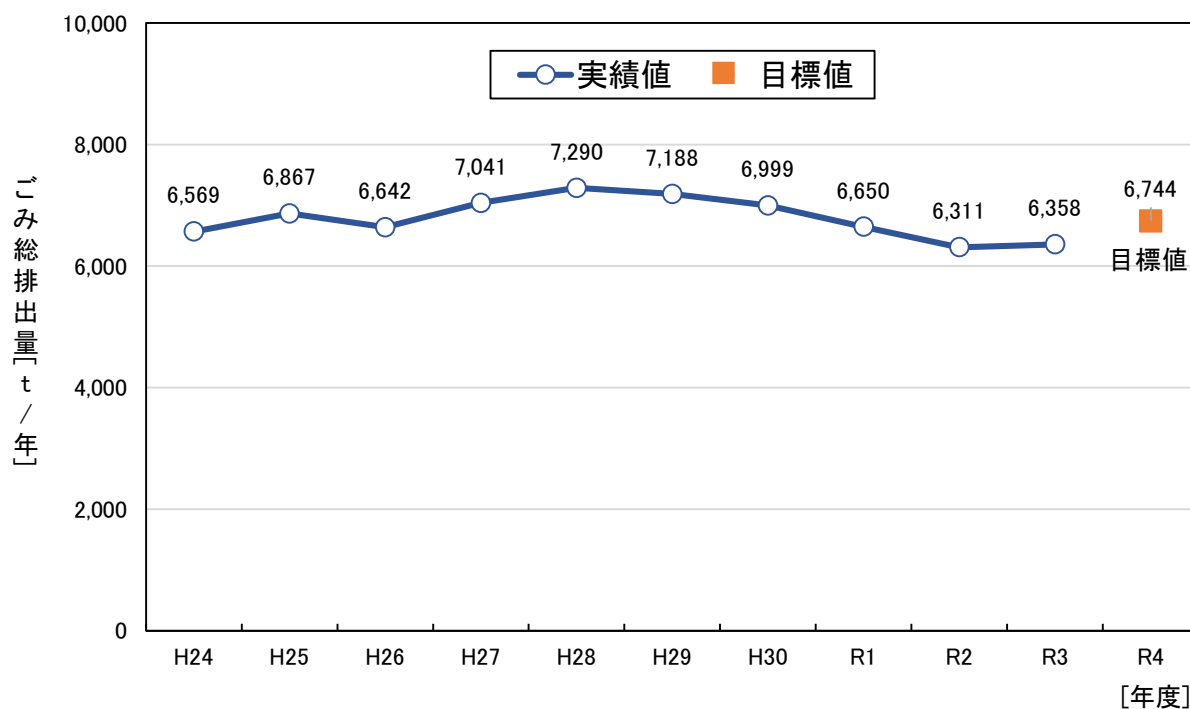
(1) ごみ総排出量

① ごみ総排出量目標値の達成状況

ごみ総排出量は、図 2.15 及び図 2.16 に示すとおり、平成 29 年度以降減少傾向にあり、平成 23 年度比約 3%削減の目標値 6,744t/年は令和元年度において既に達成されています。また、平成 23 年度比約 12%削減の 1 人 1 日当たり目標値 944g/人・日についても、令和 2 年度に一旦達成されましたが、令和 3 年度はわずかに超過しました。

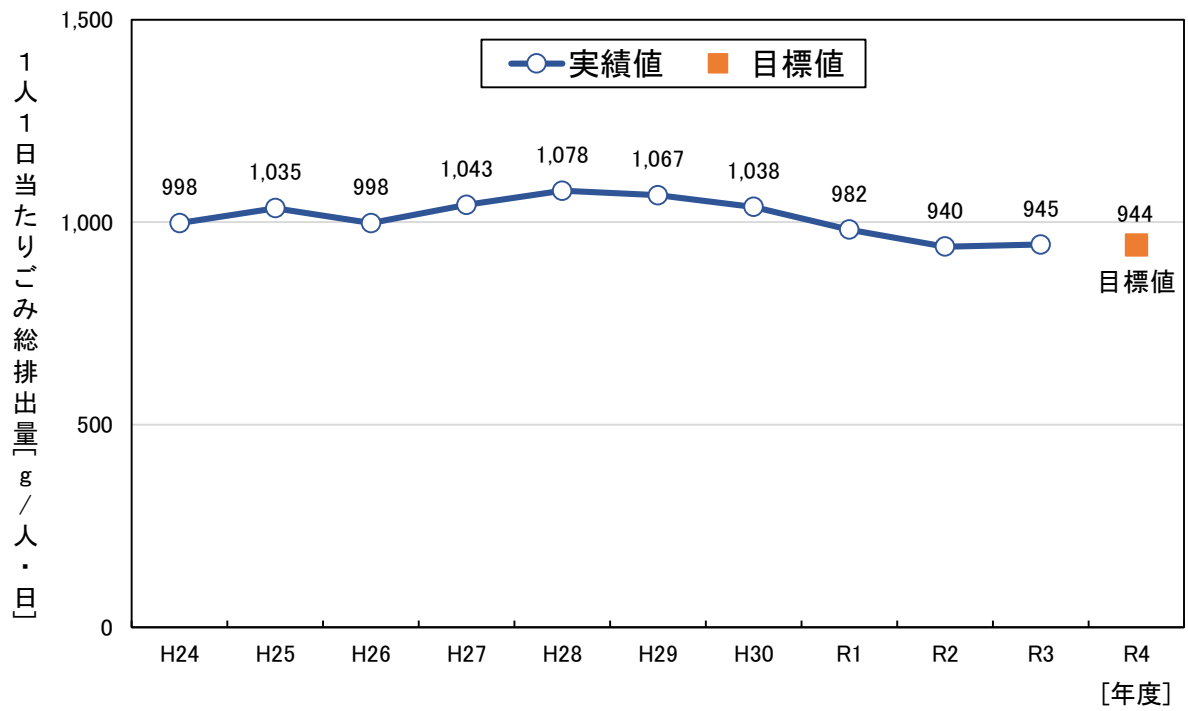
しかし、1 人 1 日当たりごみ総排出量は、令和 2 年度 940g/人・日で、図 2.17 及び表 2.26 に示すとおり香川県内で 6 番目に多くなっています。

なお、1 人 1 日当たり家庭系ごみ（資源ごみ除く）は、図 2.18 及び表 2.27 に示すとおり香川県で 6 番目に少なくなっていますが、1 人 1 日当たり事業系ごみは、図 2.19 及び表 2.28 に示すとおり香川県で 4 番目に多くなっています。



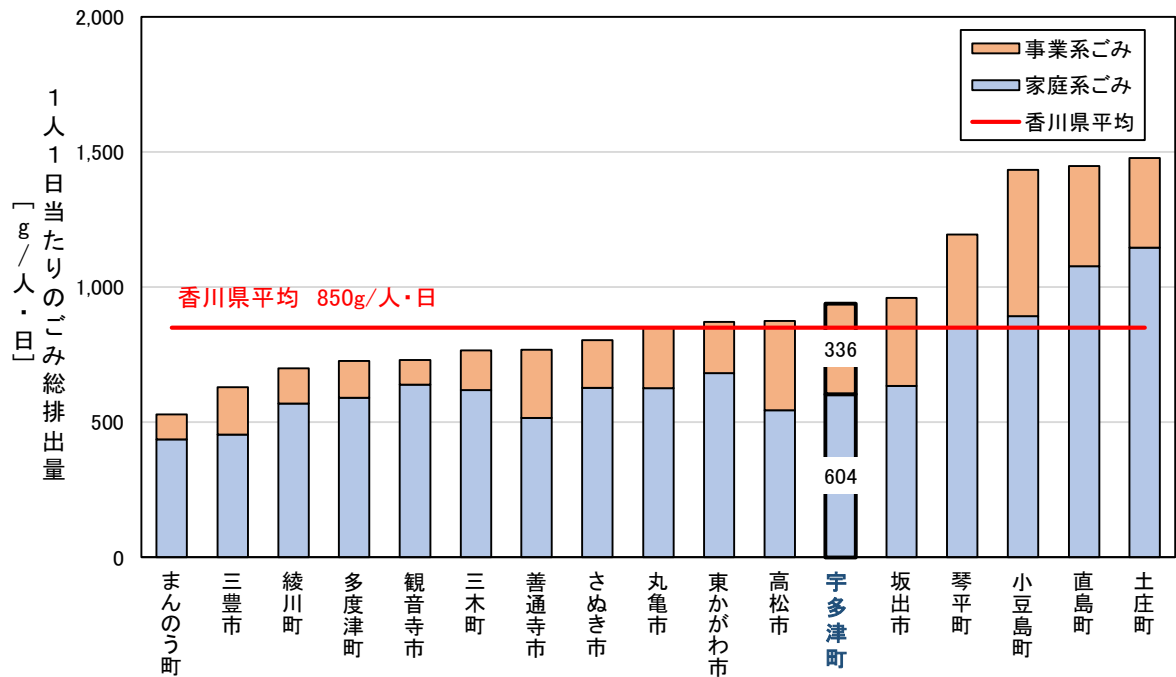
出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2.15 ごみ総排出量目標値の達成状況



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2.16 1人1日当たりごみ総排出量目標値の達成状況



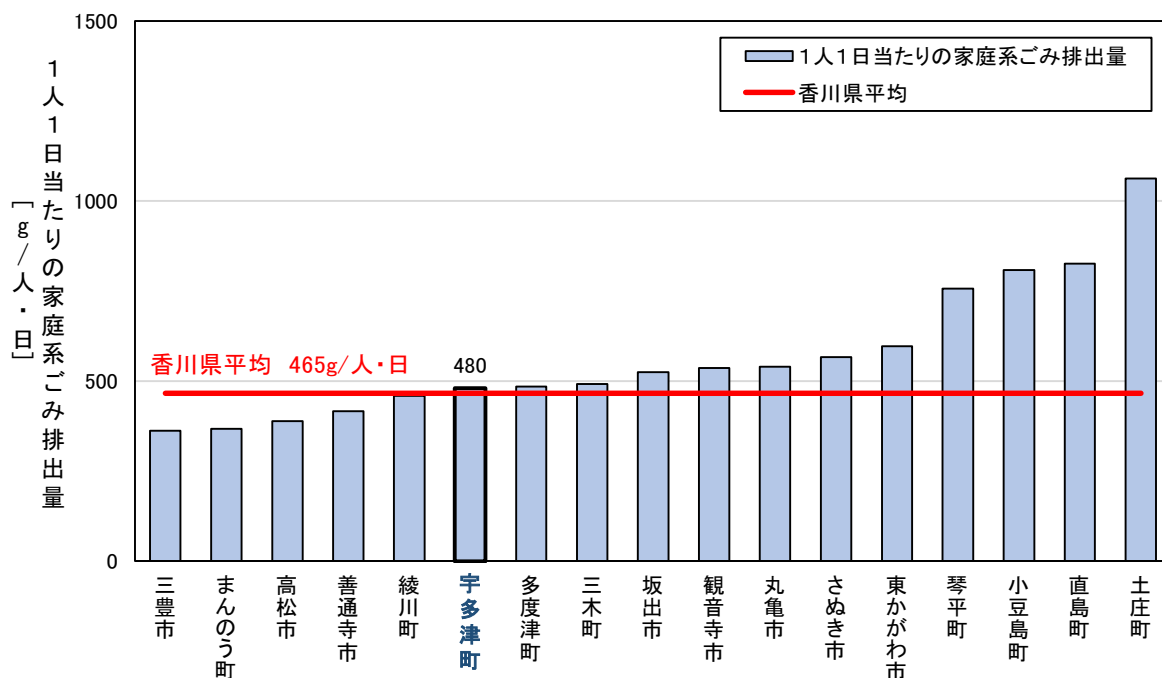
出典: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
 注) 家庭系ごみは、集団回収を含む。

図 2. 17 香川県内における1人1日当たりごみ総排出量

表 2. 26 香川県内における1人1日当たりごみ総排出量

順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]
1	まんのう町	528	11	高松市	875
2	三豊市	630	12	宇多津町	940
3	綾川町	700	13	坂出市	961
4	多度津町	728	14	琴平町	1,195
5	観音寺市	731	15	小豆島町	1,435
6	三木町	766	16	直島町	1,449
7	善通寺市	769	17	土庄町	1,479
8	さぬき市	804	—	県内平均値	850
9	丸亀市	852			
10	東かがわ市	872			

出典: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)



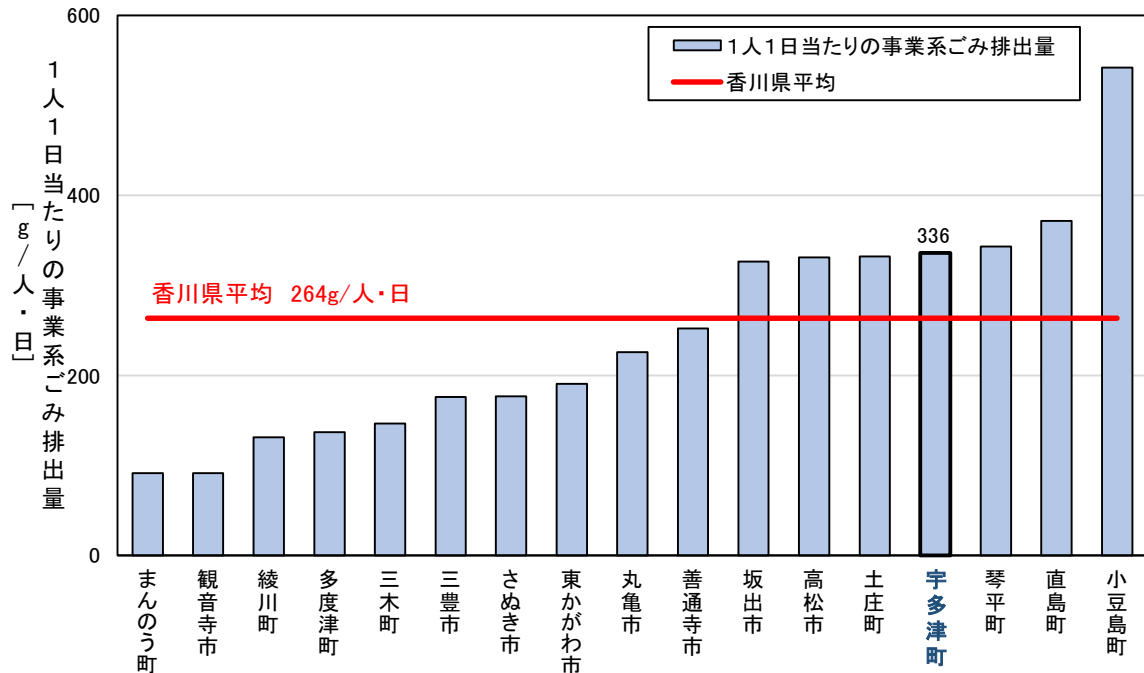
出典: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
注) 集団回収、資源ごみ除く

図 2.18 香川県内における1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (集団回収、資源ごみ除く)

表 2.27 香川県内における1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (集団回収、資源ごみ除く)

順位	自治体名	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日]
1	三豊市	362	11	丸亀市	540
2	まんのう町	367	12	さぬき市	567
3	高松市	389	13	東かがわ市	597
4	善通寺市	416	14	琴平町	757
5	綾川町	459	15	小豆島町	808
6	宇多津町	480	16	直島町	826
7	多度津町	485	17	土庄町	1,062
8	三木町	492	—	県内平均値	465
9	坂出市	525			
10	観音寺市	537			

出典: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
注) 集団回収、資源ごみ除く



出典: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2.19 香川県内における1人1日当たり事業系ごみ排出量

表 2.28 香川県内における1人1日当たり事業系ごみ排出量

順位	自治体名	1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/人・日]
1	まんのう町	91	11	坂出市	326
2	観音寺市	92	12	高松市	331
3	綾川町	131	13	土庄町	332
4	多度津町	137	14	宇多津町	336
5	三木町	147	15	琴平町	343
6	三豊市	176	16	直島町	372
7	さぬき市	177	17	小豆島町	542
8	東かがわ市	191	—	県内平均値	264
9	丸亀市	226			
10	善通寺市	252			

出典: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

② 課題

本町のごみ総排出量は、緩やかな減少傾向にありますが、1人1日当たりごみ総排出量は、令和2年度実績では香川県内で6番目に多くなっています。1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、令和2年度実績では香川県内で6番目に少なくなっていますが、1人1日当たり事業系ごみ排出量は、香川県内で4番目に多くなっています。

また、可燃ごみ中に含まれる紙・布類は、令和3年度約54%と増加傾向にありますが、資源ごみは減少傾向となっています。

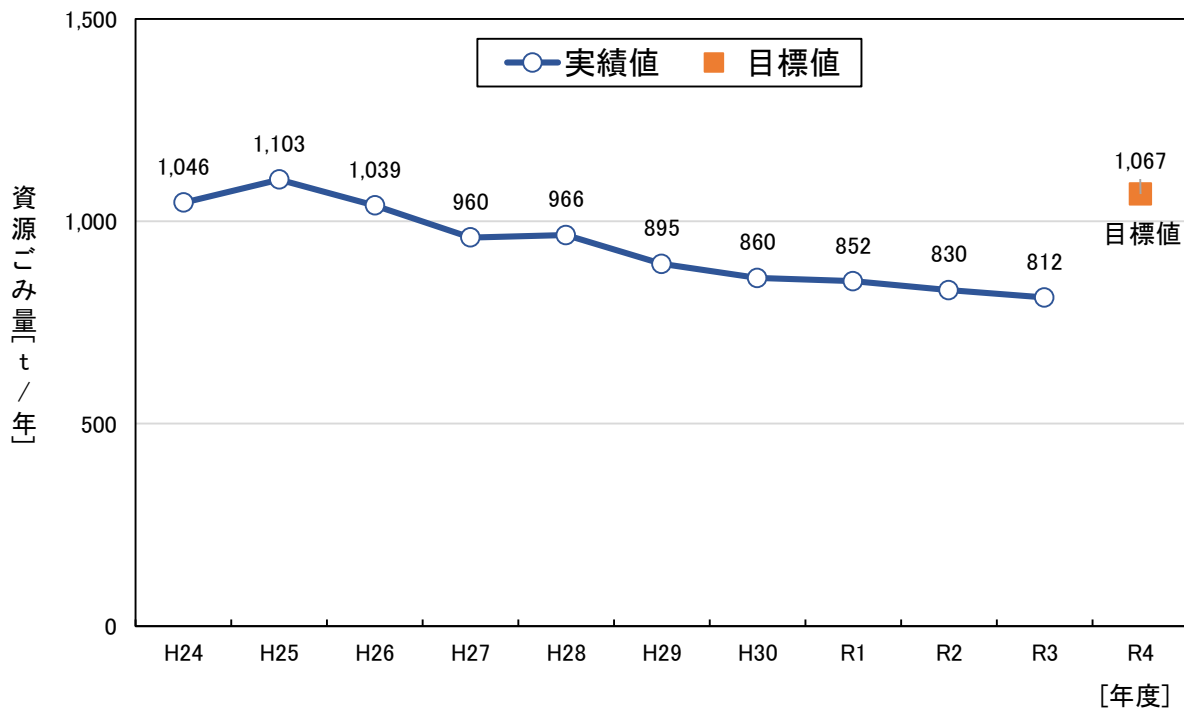
このような状況から、分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。また、食品ロスの削減に向けて、発生抑制の取組の強化が必要になっています。また、多量排出事業者に対する減量化・再生利用や分別排出の指導・啓発を継続的に実施していく必要があります。

(2) 資源ごみ量及び資源化率

① 資源ごみ量目標値の達成状況

資源ごみ量は、図 2.20 に示すとおり低下傾向が継続しており、目標値 1,067t/年の達成は厳しい状況にあります。

資源ごみ量は、近年のペットボトル等の容器の軽量化やインターネットの普及に伴う紙媒体の消費量の減少、またスーパー等の店頭における資源回収などの民間主導によるリサイクルの進展により、他の市町においても減少傾向にあります。



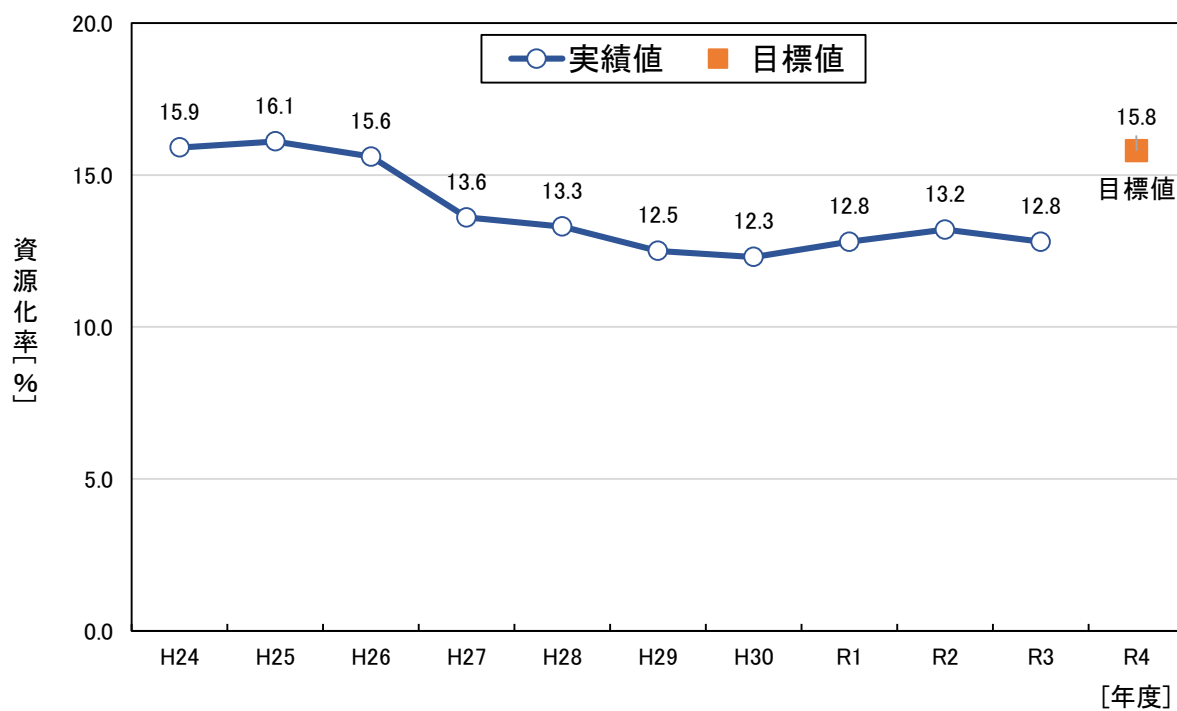
出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2.20 資源ごみ量目標値の達成状況

② 資源化率目標値の達成状況

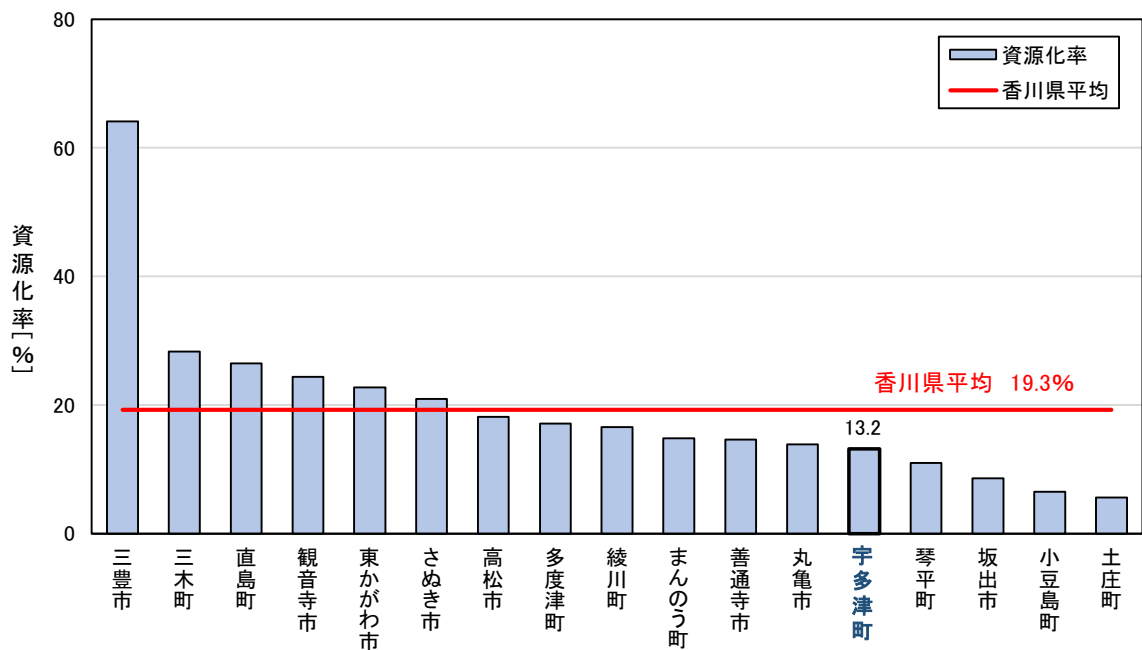
資源化率は、図 2.21 に示すとおり、低下傾向が継続しており、目標値 15.8% の達成は厳しい状況にあります。

また、令和 2 年度実績の資源化率は 13.2% で、図 2.22 及び表 2.29 に示すとおり、香川県内で低い方から 5 番目となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2.21 資源化率目標値の達成状況



出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2.22 香川県内における資源化率

表 2.29 香川県内における資源化率

順位	自治体名	資源化率 [%]	順位	自治体名	資源化率 [%]
1	三豊市	64.1	11	善通寺市	14.6
2	三木町	28.3	12	丸亀市	13.9
3	直島町	26.4	13	宇多津町	13.2
4	観音寺市	24.4	14	琴平町	11.0
5	東かがわ市	22.7	15	坂出市	8.6
6	さぬき市	20.9	16	小豆島町	6.5
7	高松市	18.2	17	土庄町	5.6
8	多度津町	17.1	-	県内平均値	19.3
9	綾川町	16.6			
10	まんのう町	14.8			

出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

③ 課題

資源ごみ量は、平成 26 年度以降継続した減少傾向になっています。また、資源化率については、平成 26 年度以降減少傾向にありましたが、平成 30 年度を底に増加傾向にあります。

家庭系可燃ごみに混入していると考えられる資源ごみの分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う等、4 種 13 分別の徹底はもちろんのこと、分別の強化を図っていく必要があります。

各種容器包装の素材の軽量化、新聞や雑誌の発行部数などの減少に伴い、資源ごみの発生量そのものが減少していることや、スーパー等の店頭における資源回収などの民間主導によるリサイクルの進展により、資源物の排出方法が多様化しています。

また、アジア諸国における廃プラスチックや古紙の禁輸措置等の影響など、資源化施策を取り巻く環境は大きく変化していることから、今後の社会経済環境に合わせた施策や拠点回収等の資源化施策の強化が必要です。

(3) ごみ処理施設に関する課題

本町のごみ処理は、坂出、宇多津広域行政事務組合所管の焼却施設「角山環境センター」、坂出市所管の最終処分場「坂出環境センター」及び民間処理施設で行っており、本町が所管するごみ処理施設は有していません。角山環境センターは供用開始後 37 年経過しており、施設の老朽化対策等も懸念されています。このため、令和 3 年度～令和 5 年度に基幹的設備改良工事として、燃焼改善及び省エネ機器等の更新工事を実施中です。坂出環境センターの埋立残余年数は約 15 年間です。

これらを踏まえて、令和 4 年 3 月に策定された「香川県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づき、本町が構成市町となっている第 2 ブロック内の市町と連携して、今後の安定的かつ適正なごみ処理の実施に向けた検討を行うことが必要です。

2.1 基本方針

私たちの生活は、物質的に豊かである一方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済が深刻な環境負荷をもたらしています。今後は、ライフスタイルの見直しなどを通じ、天然資源の消費を抑制し、社会での物質循環が円滑に行われるよう、循環型社会を形成していくことが求められています。

国の基本計画としては、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）が閣議決定されました。

循環型社会とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物としての処分をいう。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。

循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げています。

本町においても、本町のまちづくりの将来像「元気創造！これからも 自立する 宇多津」を実現するため、前計画の基本方針を踏襲して「循環型社会の構築」を推進していきます。

このため、「3R」（リデュース[Reduce]、リユース[Reuse]、リサイクル[Recycle]）に加え、レジ袋や過剰な包装など、不要なものを断ること（リフューズ[Refuse]）が重要であるとの認識のもと、本町としては今後も「3R」にリフューズを加えた「4R」を推進していきます。

さらに、今後は、住民、事業者、行政などの各主体が互いに連携し合いながら、循環型社会と脱炭素社会が両立した、自然環境と生活環境を保全する環境にやさしいまちづくりを進め、将来世代に引き継ぐことが重要となっています。

本計画の基本方針としては、図 2.23 に示すとおり、【基本方針Ⅰ「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」】、【基本方針Ⅱ「資源循環の推進」】及び【基本方針Ⅲ「適正処理の推進」】として設定します。

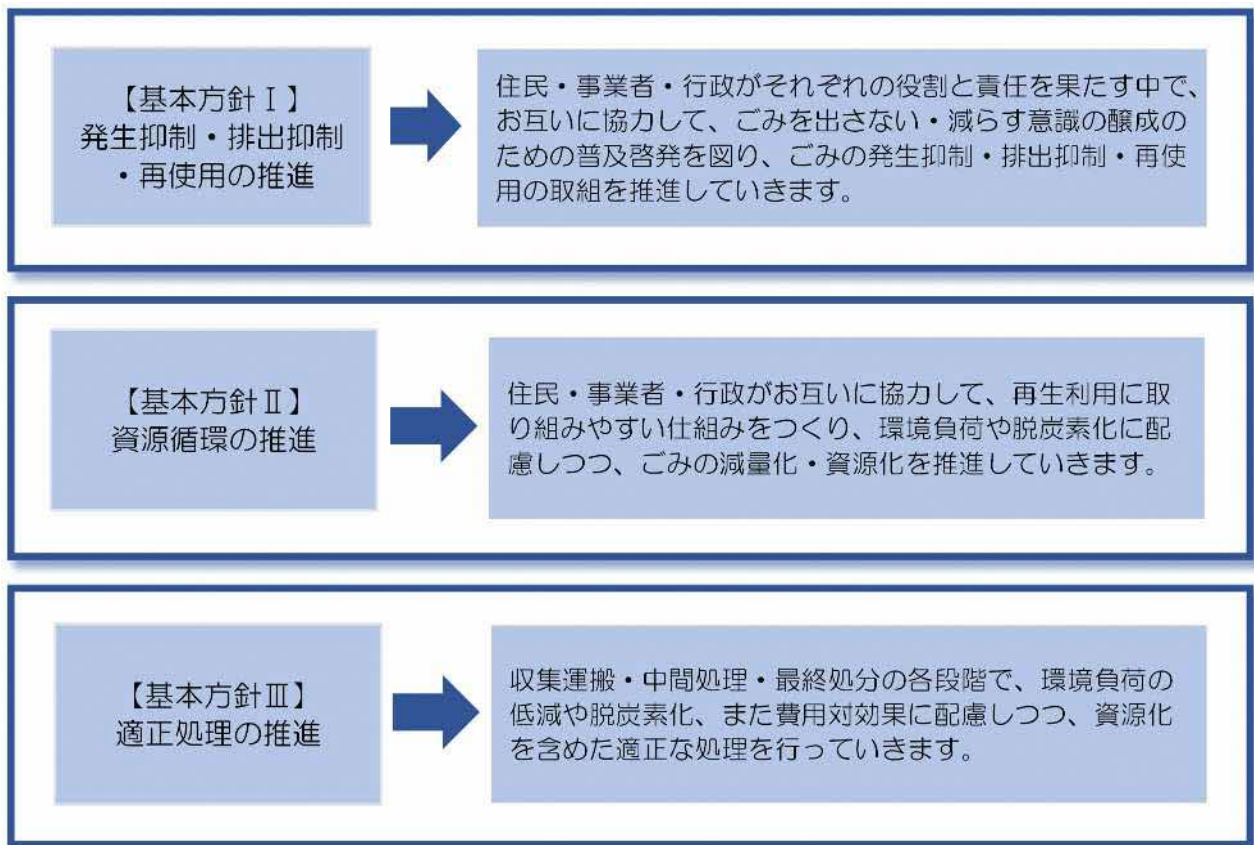


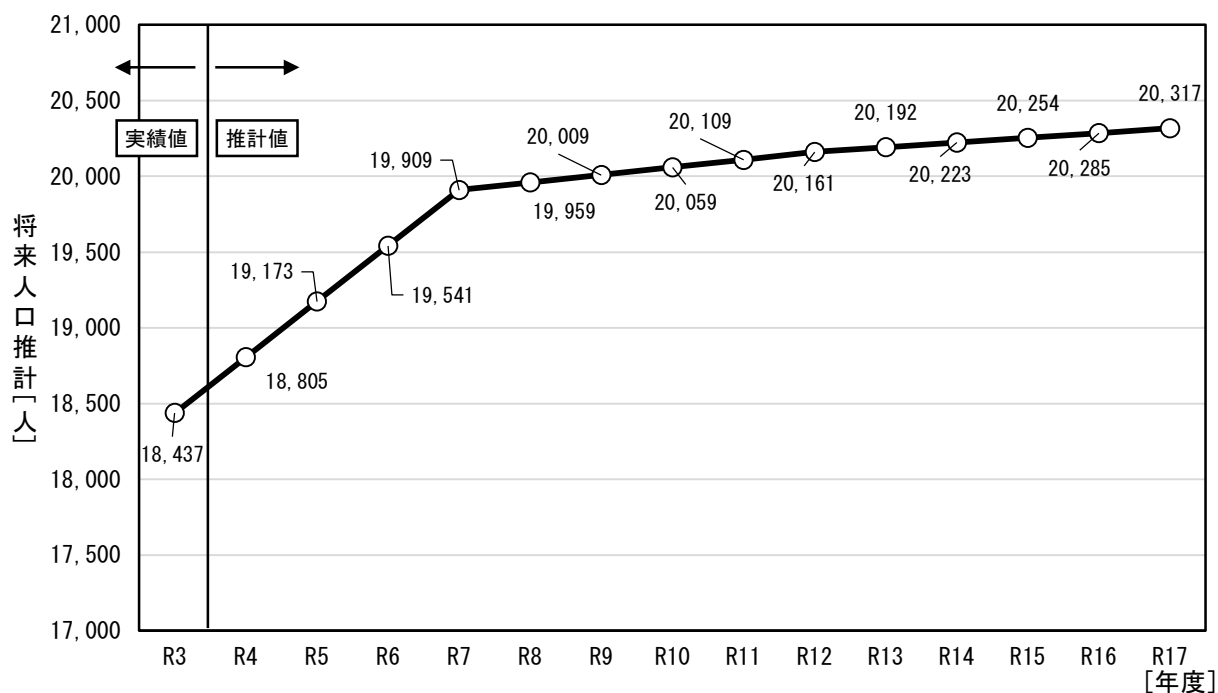
図 2.23 本計画の基本方針

2.2 将来予測（現状趨勢）

（1）将来人口の見通し

ごみ排出量の将来予測に用いる将来人口は、図 2.24 に示すとおり、宇多津町まち・ひと・しごと創生—人口ビジョン—（宇多津町、令和3年3月）の「第2期人口ビジョンの人口の将来展望」の人口を用います。

本町の人口は、令和3年10月1日現在で18,437人、今後、徐々に人口増加が進み、計画目標年度の令和14年度には20,233人となると推計され、令和3年度と比べて約1,800人増加する見込みです。



注1) R3年度実績人口：住民基本台帳10月1日人口

注2) R4年度以降推計人口：宇多津町まち・ひと・しごと創生—人口ビジョン—(令和3年3月)の「第2期人口ビジョンの人口の将来展望」を基に推計

図 2.24 将来人口の推計

② ごみ総排出量の将来推計結果

ごみ総排出量の将来推計結果は、図 2.25 及び表 2.31 に示すとおりです。

ごみ総排出量は微増傾向で推移し、令和14年度には6,871t/年と令和3年度(基準年度)の約8%増となります。また、1人1日当たりごみ排出量は、家庭系ごみ(資源ごみ除く)は若干増加傾向、事業系ごみは現状維持となる見込みです。

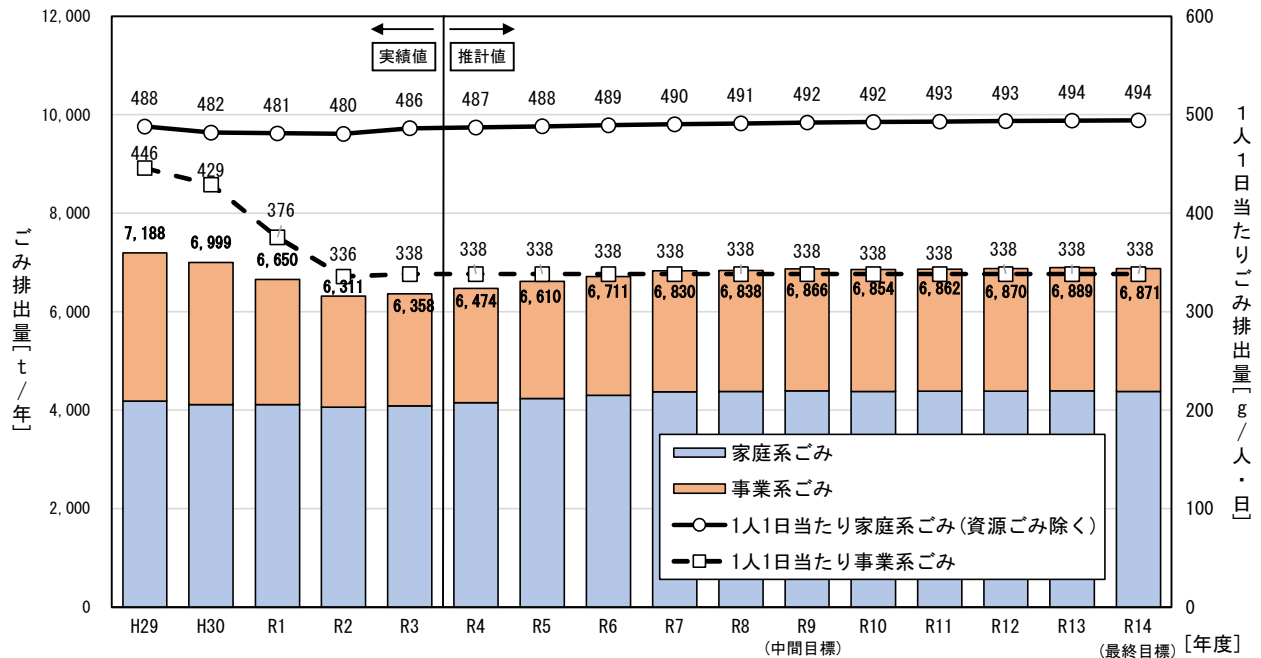


図 2.25 ごみ総排出量の将来推計結果

表 2.31 ごみ総排出量の将来推計結果

区分		単位	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (最終目標)
人口		人	18,437	20,009	20,223
ごみ排出量	家庭系ごみ	t/年	4,083	4,390	4,376
	家庭系ごみ(資源ごみ除く)	t/年	3,271	3,603	3,647
	事業系ごみ	t/年	2,275	2,476	2,495
	ごみ総排出量計	t/年	6,358	6,866	6,871
1人1日当たり ごみ排出量	家庭系ごみ	g/人・日	607	599	593
	家庭系ごみ(資源ごみ除く)	g/人・日	486	492	494
	事業系ごみ	g/人・日	338	338	338
	ごみ総排出量計	g/人・日	945	937	931

注)端数処理の関係でごみ総排出量の合計値は一致しない場合がある。

③ 資源化量の将来推計結果

資源化量の将来推計結果は、図 2.26 及び表 2.32 に示すとおりです。

資源化量は減少傾向で推移し、令和14年度には729t/年と令和3年度（基準年度）の約10%減となります。また、資源化率も減少傾向が継続し、令和14年度には10.6%となる見込みです。

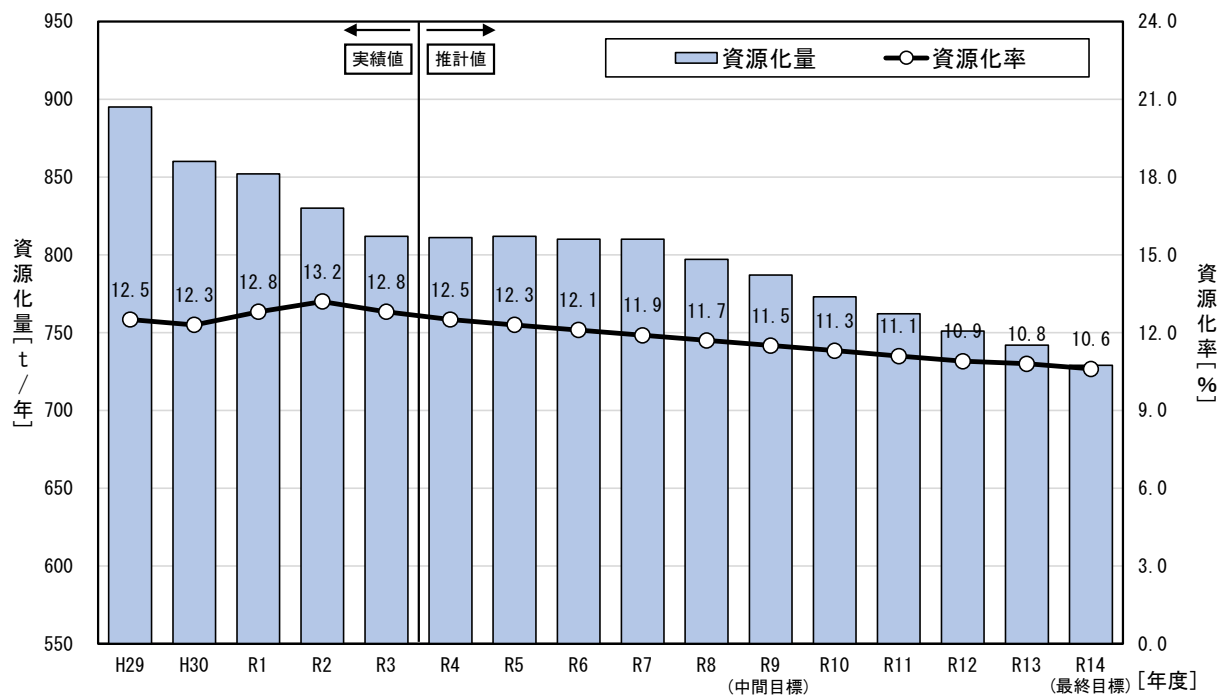


図 2.26 資源化量の将来推計結果

表 2.32 資源化量及び最終処分量の将来推計結果

区分	単位	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (最終目標)
ごみ総排出量	t/年	6,358	6,866	6,871
資源化量	t/年	812	787	729
直接資源化量				
資源化率	%	12.8	11.5	10.6
最終処分量	t/年	629	699	704
最終処分率	%	9.9	10.2	10.2

④ 最終処分量の将来推計結果

最終処分量の将来推計結果は、図 2.27 及び表 2.32 に示すとおりです。

最終処分量はごみ総排出量と同様に微増傾向で推移し、令和 14 年度には 704t/年と令和 3 年度（基準年度）の約 12% 増となります。また、最終処分率は概ね現状維持程度で推移する見込みです。

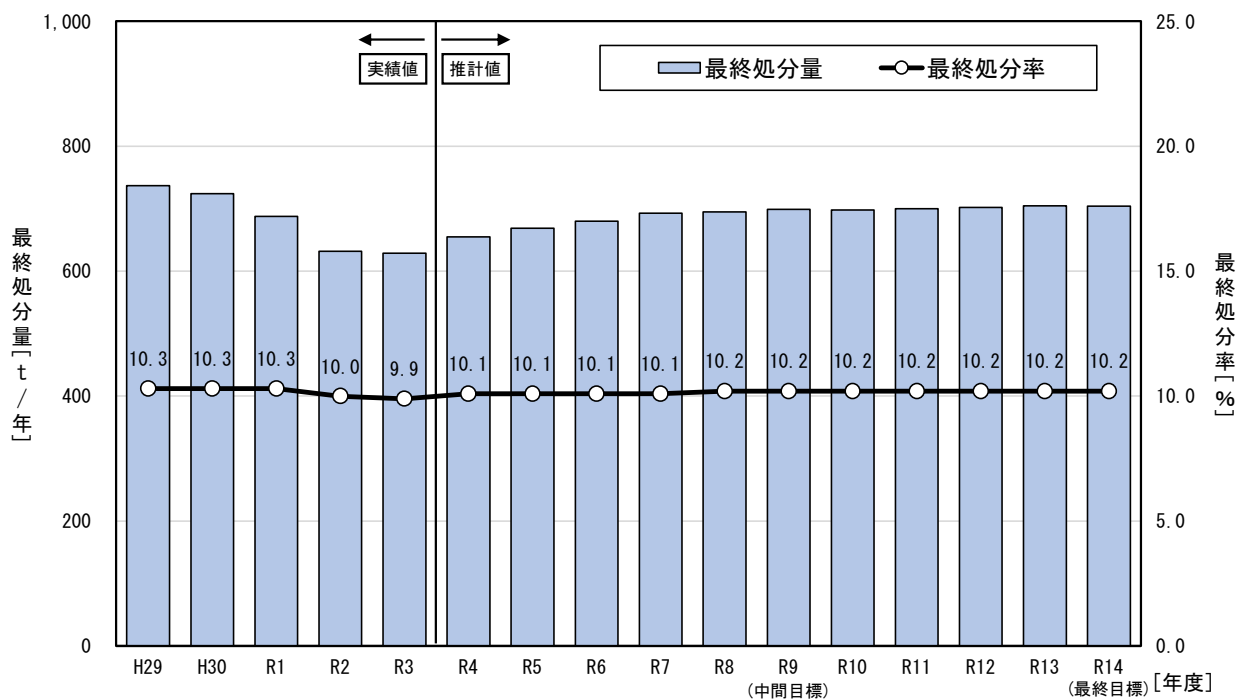


図 2.27 最終処分量の将来推計結果

2.3 計画の目標

(1) 目標の設定

本町のごみ処理の現状を踏まえ、香川県の動向を勘案して、令和3年度を基準年度、令和14年度を最終目標年度とした、以下の3つの数値目標を設定します。

目標1 ごみ総排出量を33g削減します。

【指標：1人1日当たりごみ総排出量】

* 住民1人1日当たり33g/人・日削減は、ごみ総排出量約4%削減に相当します。

⇒住民1人1日当たり「牛乳パック1個分程度」の削減を目指します。

目標2 家庭系ごみ（資源ごみ除く）を7g削減します。

【指標：1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）】

* 住民1人1日当たり7g/人・日削減は、家庭系ごみ約1%削減に相当します。

⇒住民1人1日当たり「レジ袋(大)1枚分程度」の削減を目指します。

目標3 事業系ごみを令和3年度実績程度に維持します。

【指標：事業系ごみ排出量】

* 事業系ごみ排出量は、各自治体の産業構造や就業構造によって変化するもので、住民のごみ減量化意識や分別への協力が直接反映されるものではありません。

* 他の指標と対比してわかりやすく比較すると、事業系ごみ排出量を令和3年度実績程度に維持するためには、住民1人1日当たり27g/人・日削減が必要です。

⇒これは住民1人1日当たり「新聞紙1.5枚分程度」の削減に相当します。

(2) 目標達成の考え方

① 1人1日当たりごみ総排出量の目標値

香川県廃棄物処理計画では、1人1日当たりごみ総排出量の令和7年度最終目標を令和元年度比で約6.7%削減としています。香川県の目標を参考として、本町の令和元年度実績982g/人・日の約7%削減である912g/人・日、すなわち令和3年度実績945g/人・日に対して33g/人・日削減を最終目標値として設定します。

なお、中間目標値は、最終目標値までの目安として設定しています。

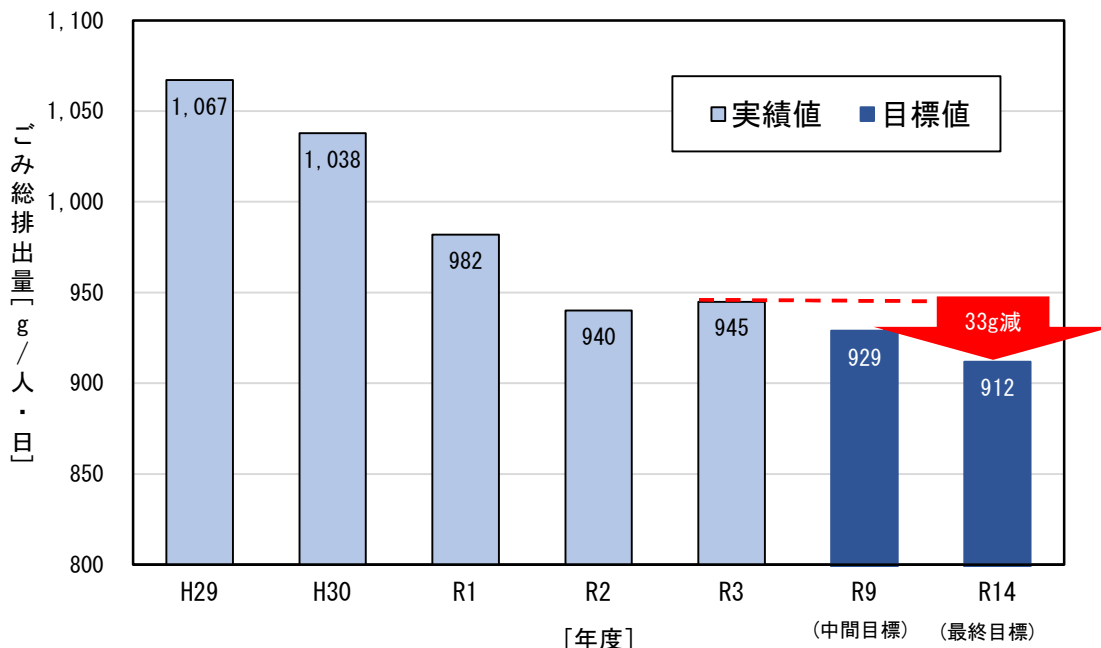


図 2.28 ごみ総排出量の目標値

② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の目標値

本町の家庭系ごみ（資源ごみ除く）は、香川県平均より多いものの全国平均よりは少なくなっています。一方、事業系ごみは平成30年度以降減少傾向で推移していますが、香川県平均や全国平均よりも多くなっています。

このため、ごみ総排出量の削減割合と整合性が取れるよう、家庭系ごみ（資源ごみ除く）は令和3年度実績486g/人・日の約1%削減である479g/人・日、すなわち令和3年度実績に対して7g/人・日削減を最終目標値として設定します。

なお、中間目標値は、最終目標値までの目安として設定しています。

表 2.33 削減量の考え方

区分		R2年度香川県平均との差			R3年度	R14年度	増減量
		本町実績	香川県平均	差	基準年度	計画目標年度	
家庭系ごみ	資源ごみ除く	480	465	15	486	479	-7
	資源ごみ	124	-	-	121	122	1
	計	604	-	-	607	601	-6
事業系ごみ		336	264	72	338	311	-27
合計(ごみ総排出量)		940	-	87	945	912	-33

注1)家庭系ごみ削減量: 33g/人・日×15/87≒6g/人・日

注2)事業系ごみ削減量: 33g/人・日×72/87≒27g/人・日

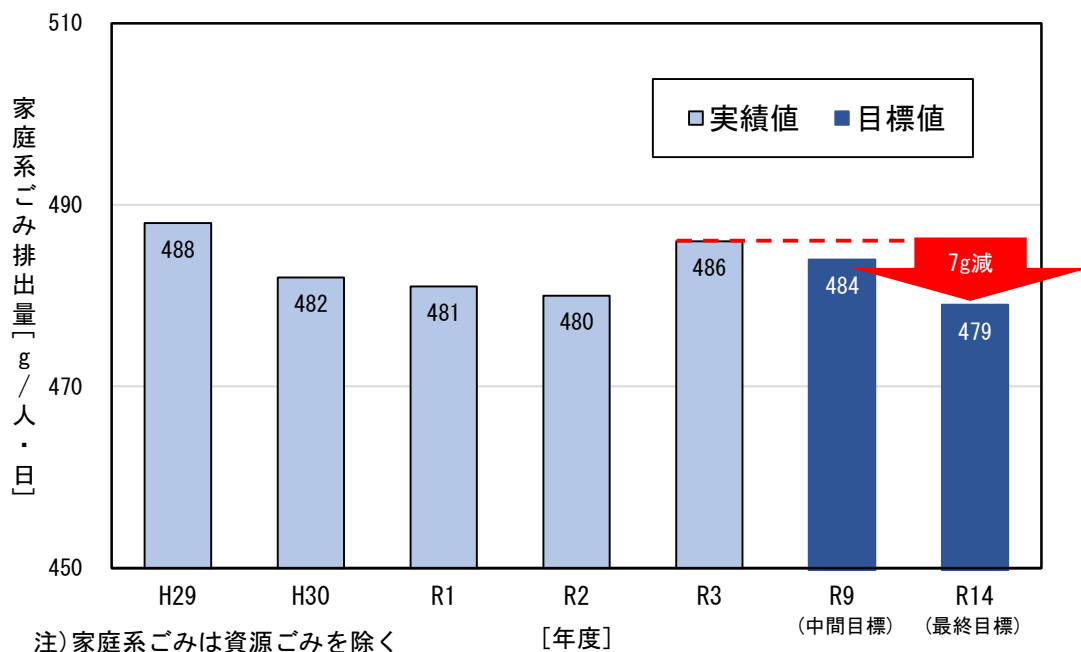


図 2.29 家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の目標値

③ 1人1日当たり事業系ごみ排出量

ごみ総排出量の削減割合と整合性が取れるよう、事業系ごみ排出量は令和3年度実績約2,300t/年程度を維持することを最終目標値として設定します。

なお、中間目標値は、最終目標値までの目安として設定していますが、人口増加が大きいため、令和9年度（中間目標年度）は令和3年度実績よりも増加します。

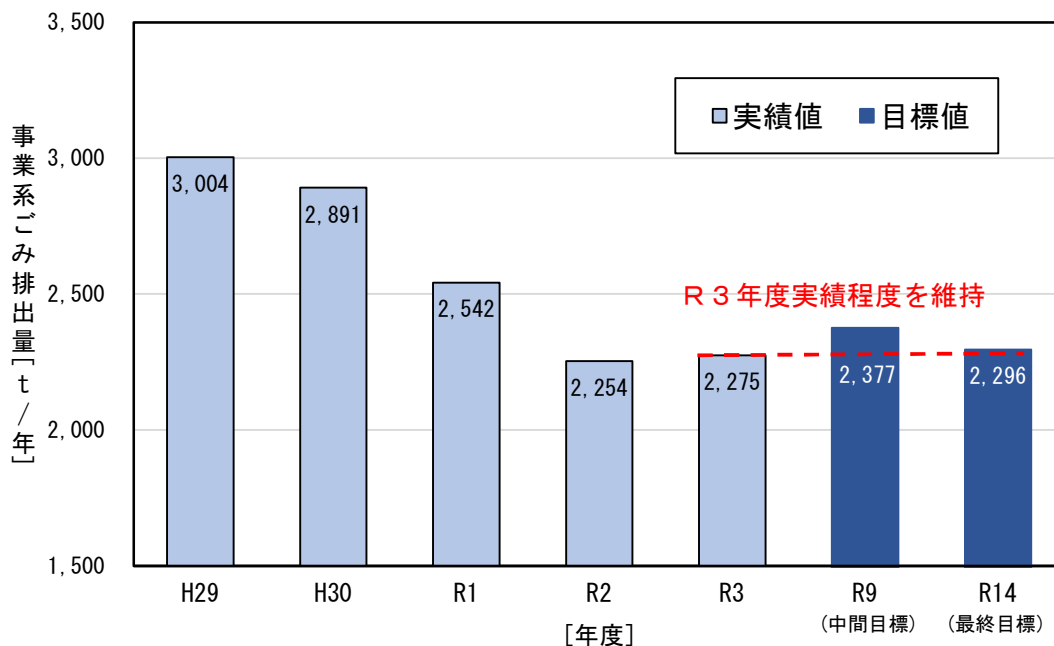


図 2.30 事業系ごみ排出量の目標値

④ 資源化率（参考）

本町では資源ごみの分別回収を行い、民間事業者において資源化を行っているものの、集団回収は行っていません。このため、資源化率の向上を図る方策としては、分別の徹底による家庭系可燃ごみに含まれている資源ごみ対象物の資源ごみへの移行に限定されます。

こうしたことから、資源化率は目標値としては設定しませんが、参考値としては最終目標年度の令和 14 年度には令和 3 年度から 0.5 ポイント程度増加する見込みです。

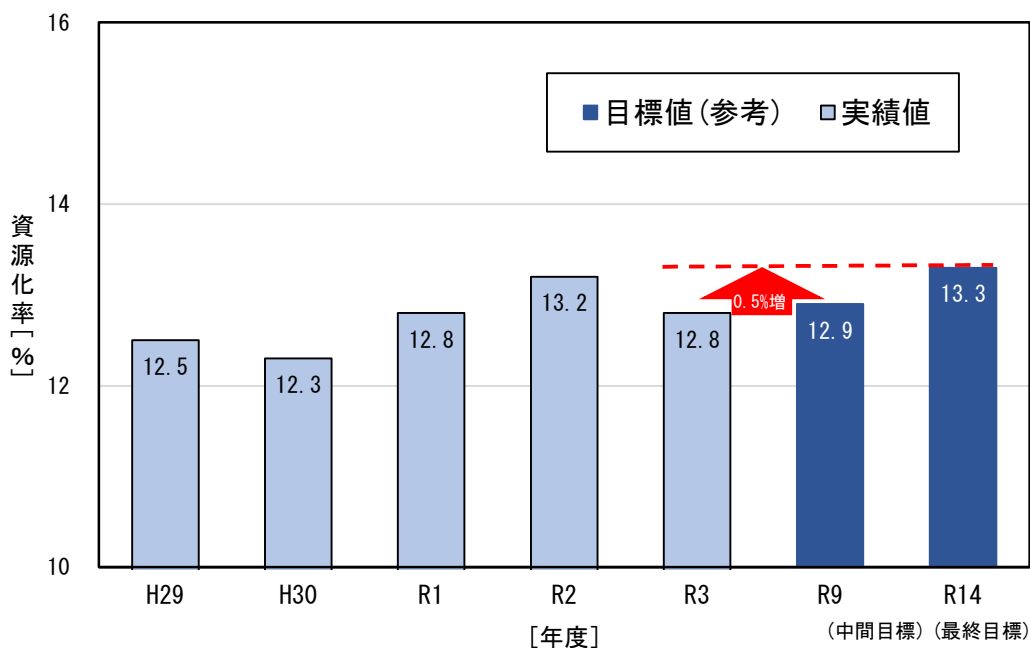


図 2.3 1 資源化率（参考値）

第3章 ごみ処理基本計画の基本施策

3.1 施策体系

3つの基本方針である「基本方針Ⅰ 発生抑制・排出抑制・再使用の推進」、「基本方針Ⅱ 資源循環の推進」及び「基本方針Ⅲ 適正処理の推進」に基づき、ごみの減量・資源化施策並びにごみの適正処理施策に取り組んでいきます。

本計画における施策体系は、表 2.34 に示すとおりです。

表 2.34 本計画の施策体系

基本方針	基本施策	施策の位置付け		
基本方針Ⅰ 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」	1-01 啓発・情報提供の充実		拡充	
	1-02 環境教育・環境学習の充実		拡充	
	1-03 各種イベントの開催	継続		
	1-04 家庭系生ごみの減量化の推進	継続		
	1-05 食品ロス削減の推進	継続		
	1-06 ごみ処理有料化等の検討	継続		
	1-07 事業所に対する排出抑制指導の推進		拡充	
	1-08 プラスチックごみの発生抑制の推進	継続		
	1-09 海ごみ対策の推進	継続		
	1-10 再生品の活用推進	継続		
基本方針Ⅱ 「資源循環の推進」	2-01 分別強化の推進		拡充	
	2-02 プラスチック類の資源化推進			新規
	2-03 パソコン及び小型家電製品の資源化の推進	継続		
基本方針Ⅲ 「適正処理の推進」	3-01 効果的・効率的な収集運搬体制の構築	継続		
	3-02 高齢者等への対応			新規
	3-03 事業系ごみの適正処理の推進			新規
	3-04 中間処理施設の維持管理及び整備推進	継続		
	3-05 最終処分場の確保	継続		
	3-06 災害廃棄物の適正処理に向けた対応	継続		
	3-07 適正処理困難物等への対応	継続		

3.2 基本方針Ⅰ 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」

住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、ごみを出さない・減らす意識の醸成のための普及啓発を図り、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用の取組を推進していきます。

(1) 啓発・情報提供の充実【拡充】

町ホームページや「広報うたづ」等を通じて、ごみの減量・資源化のための情報発信・提供を推進します。今後は、より分かりやすく見やすいごみ収集日程表の作成や、「問合せが多い分別方法の品目一覧」の充実を図るとともに、分別徹底等の住民啓発用チラシを定期的に配布するなど、住民に対して繰り返し啓発を実施します。事業系ごみについては、今後も、事業者からの要請に応じて、個別の説明会を実施します。

また、本町への転入者に対して、わかりやすいごみ出し方法のお知らせを継続していきます。外国人実習生等の外国人対応については、事業者と連携してごみ出し方法の講習会を開催するとともに、多言語のパンフレット（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語）を作成・配布し、分別意識の向上等の啓発活動に活用します。

(2) 環境教育・環境学習の充実【拡充】

ごみの減量・資源化に関する社会意識を育てるため、小学校と連携し、総合的な学習の時間を利用して、環境学習やごみ処理施設見学会などを開催し、「現場で見て、聞いて、感じてもらう」学習活動に積極的に取り組みます。

また、校内の授業においても、ごみ処理の流れや分別・減量・資源化の推進について学べるよう、新たな教材の作成等、学校と連携しながら学習活動に積極的に取り組みます。

(3) 各種イベントの開催【継続】

新型コロナウイルス感染症の防止の観点から各種イベントの開催方法等について検討した上で、年2回実施している町内一斉清掃や河川清掃を通じて、ごみの減量・資源化に対する住民意識の高揚を図ります。

(4) 家庭系生ごみの減量化の推進【継続】

本町では、家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、ダンボールコンポストの普及促進を行っています。今後も、引き続き地域住民と協力して講習会を開催することなど、一層の周知を図り、生ごみの減量化を推進していきます。

(5) 食品ロス削減の推進【継続】

まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、本町では、家庭での食品ロスの削減に資するライフスタイルとして「スマート・フードライフ」を推奨しています。また、県と連携して「30・10運動」の推進や「かがわ食品ロス削減協力店制度」の事業者への広報・周知を行っています。

今後も、関係機関及び関係団体等と連携し、住民一人ひとりの意識・行動変革に向けて

周知啓発の強化をしたり、水切り・食べ切り・使い切りを推進します。

(6) ごみ処理有料化等の検討【継続】

本町では、平成17年9月から家庭系ごみ用（可燃ごみ、不燃ごみ）の指定ごみ袋の有料化を行っています。

ごみ処理料金の改定は、住民生活に大きな影響を与えることとなるため、まずは、さらなるごみの減量化、コスト削減に取り組むこととします。一方、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用や資源化の推進、循環型社会の構築の推進及び排出量に応じた負担の公平性の確保に資する面もあることから、財政状況や今後の広域ごみ処理施設の整備等を踏まえ、必要に応じて検討していきます。

(7) 事業所に対する排出抑制指導の推進【拡充】

事業系ごみの減量化及び適正処理を推進するため、多量排出事業者には、これまでごみの発生抑制・排出抑制及び分別の徹底を求めてきました。

今後は、事業者向けのパンフレット等を作成し、排出事業者責任の浸透や分別排出の徹底を図ります。また、多量排出事業者の減量化に対する取組等について情報の提供や支援を検討します。

(8) プラスチックごみの発生抑制の推進【継続】

プラスチックごみの発生抑制に向け、町ホームページや「広報うたづ」等を活用して効果的な周知啓発を行い、マイバッグやマイボトルの利用促進など、使い捨てプラスチックの使用削減を図るとともに、住民・事業者・行政が一体となってレジ袋の削減を推進します。

また、事業者と連携して過剰包装の抑制や、詰替商品の利用促進など、容器包装廃棄物等の減量化を図ります。

(9) 海ごみ対策の推進【継続】

プラスチックごみ等による海洋汚染が、近年国際的な問題となっています。本町においても、瀬戸内海を保全・再生させるため、住民・事業者・行政等が一体となって沿岸部周辺の清掃活動を行い、環境保全対策を推進します。

また、海ごみの多くは、普段の生活から発生していることが大半であることを周知し、日頃から環境への意識を高く持ち、クリーン作戦等への積極的な参加を呼びかけていきます。

(10) 再生品の活用推進【継続】

リターナブル製品や再生資源を利用したエコマーク付き商品の利用など、グリーン購入を推進します。

3.3 基本方針Ⅱ 「資源循環の推進」

住民・事業者・行政がお互いに協力して、再生利用に取り組みやすい仕組みをつくり、環境負荷や脱炭素化に配慮しつつ、ごみの減量化・資源化を推進していきます。

(1) 分別強化の推進【拡充】

本町では、資源ごみとして、紙類、缶類、ビン類等 10 種類の分別収集を行っていますが、排出されたごみの中には、分別が異なるものなどが見受けられます。

今後も自治会等と連携して是正を図り、転入者向けのごみ分別ガイドブックの作成・配布を行うほか、様々な機会や場所、情報媒体を活用して、減量化・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、更なる分別協力度や分別精度の向上を図ります。

(2) プラスチック類の資源化推進【新規】

本町においては、当面は、プラスチック製容器包装を含む 10 種類の資源ごみの分別収集を行い、民間リサイクル業者において資源化を図っていきます。

また、現在は不燃ごみとして排出している廃プラスチック類（製品プラスチック）については、プラスチック資源循環促進法に基づく分別・資源化に関する国の動向を踏まえて検討を行います。

(3) パソコン及び小型家電製品の資源化の推進【継続】

パソコン及びその周辺機器（マウス、プリンター、モニター、キーボード）や小型家電製品については、鉄や銅の他、貴金属やレアメタルが含まれているため、小型家電リサイクル法に基づき、本町と民間事業者が連携して適正に処理します。また、処理方法についても住民に周知徹底します。

なお、小型家電製品については、町内 4ヶ所（町役場正面玄関横、ユープラザうたづ、やすらぎプラザ、あみのうら交流センター）に専用ボックスを設置しています。

3.4 基本方針Ⅲ 「適正処理の推進」

収集運搬・中間処理・最終処分の各段階で、環境負荷の低減や脱炭素化、また費用対効果に配慮しつつ、資源化を含めた適正な処理を行っていきます。

(1) 効果的・効率的な収集運搬体制の構築【継続】

本町の家庭系ごみの基本的な収集運搬体制は、直営方式としており、今後も作業効率や安全性等を考慮した適正な収集運搬体制を構築します。

また、人口の増加や社会情勢の変化、4Rの取組の進展や資源化技術の向上等を考慮しながら、安定した収集運搬体制を確保します。

(2) 高齢者等への対応【新規】

家庭系ごみの収集は、ステーション方式又は戸別収集となっています。ステーション方式は、収集効率や衛生面からも有効な方法であることは確認されています。しかしながら、近年では核家族化や少子高齢化の影響で「ごみステーションまでごみを持って行くことが困難」な家庭も見受けられます。

このため、高齢者や障がいのある人等の世帯を対象として、宇多津町社会福祉協議会と連携して、ごみの戸別収集を行うごみ出し支援について検討を行います。

(3) 事業系ごみの適正処理の推進【新規】

ごみ焼却施設へ搬入される事業系ごみについては、坂出、宇多津広域行政事務組合に対して、ごみの展開検査等を実施するなど監視体制の強化等を要請し、紙等資源化物の分別を指導するとともに、不適正ごみの搬入の防止に努めます。

また、ごみを多量に排出する事業者を対象として、ごみの適正処理に関する個別訪問指導を計画的に実施し、事業系ごみの適正処理を推進します。公共施設については、ペーパーレス化を推進するとともに、ごみ排出事業者としての意識啓発を促し、公共施設から排出されるごみ削減に努めます。

(4) 中間処理施設の維持管理及び整備推進【継続】

現在の中間処理体制を当面は維持していきませんが、坂出、宇多津広域行政事務組合所管の焼却施設「角山環境センター」は、運転開始から長期間が経過していることから、令和3年度～令和5年度に基幹的設備改良工事として、燃焼改善及び省エネ機器等の更新工事を実施中です。今後も計画的な点検・整備を継続していきます。

また、長期的には国や県の廃棄物処理施策やごみ処理技術の動向等を踏まえながら、香川県が推進している広域的な処理や施設の集約化についても検討していくものとします。

(5) 最終処分場の確保【継続】

坂出、宇多津広域行政事務組合所管の焼却施設「角山環境センター」から搬出された焼却残渣は、引き続き坂出市所管の最終処分場「坂出環境センター」で埋立処分を行います。

このため、4Rの推進、住民及び事業者に対するごみの発生抑制・排出抑制の啓発を実施し、最終処分量の減量化、ひいては最終処分場の延命化に努めます。

(6) 災害廃棄物の適正処理に向けた対応【継続】

全国各地で台風災害や豪雨災害、地震災害が発生しており、その際に通常的生活ごみの他、片付けごみやがれき等の災害廃棄物が大量に発生することが予想されます。また、災害発生直後では、ごみ処理施設や道路の被災状況により、一時的にごみの収集を中止する場合があります。

このため、災害により発生したごみは、「宇多津町地域防災計画」及び「宇多津町災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適正に処理します。また、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、関係機関や周辺自治体等との連携を強化するとともに、県が実施する災害廃棄物処理に係る訓練への参加等を通じて災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の構築を図ります。

さらに、災害発生時における通常の一般廃棄物処理の継続性の確保に努め、周辺自治体や許可業者と連携を図りながら実施体制の整備等を進めていきます。

(7) 適正処理困難物等への対応【継続】

① 適正処理困難物

本町が指定する危険物、有害物及び適正処理困難物については、販売店や民間処理業者において適正処理されるよう、広報・啓発に努めます。

② 特別管理一般廃棄物

感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者による処理を基本とし、特別管理一般廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者に委託するものとします。また、在宅医療廃棄物の処理については、医療機関と協議を行い、収集作業時の事故防止等の点から、適切な排出方法及び処理方法について住民への指導を行います。

③ 家電4品目

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に基づき適正に処理するよう、また、処理方法についても住民に周知徹底します。

④ 不法投棄への対応

不法投棄を防止するため、環境パトロール及び環境監視員による不法投棄防止対策を実施していきます。また、特に悪質と判断される場合は、管轄警察署と連携して対応します。

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

循環型社会と脱炭素社会が両立した、自然環境と生活環境を保全する環境に優しいまちづくりを推進するために、積極的にごみの減量化・資源化を推進し、資源ごみ以外のごみを削減した上で、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分します。

また、収集・運搬及び処理・処分のそれぞれの過程で、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的にごみ処理を行います。

4.1 収集運搬体制

(1) ごみ排出量の見通し

ごみ排出量の見込みは、表 2.35 に示すとおりです。人口の増加に伴って、ごみ排出量は令和9年度（中間目標年度）まで増加傾向で推移し、その後、減少傾向に転じる見込みです。また、家庭系ごみは、主に可燃ごみを対象とした「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」施策により減少し、減少分の一部は資源ごみに移行していく見込みです。

表 2.35 ごみ排出量の見込み

区分		単位	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (最終目標年度)
人口		人	18,437	20,009	20,223
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	2,953	3,159	3,128
	不燃ごみ	t/年	245	267	269
	資源ごみ	t/年	812	878	898
	粗大ごみ	t/年	73	122	139
	小計	t/年	4,083	4,426	4,434
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	2,275	2,377	2,296
合計(ごみ総排出量)		t/年	6,358	6,803	6,730

(2) 収集運搬体制

現状の分別収集区分の4種 13 分別を当面継続し、収集頻度も現状を維持するものとします。今後も現状の収集・運搬体制を維持しつつ、分別品目等に照らし合わせて随時見直しを行い、効率的かつ適正な収集・運搬体制の構築に努めます。

また、事業系ごみは、事業者・収集運搬許可業者に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発を図ります。

表 2.36 家庭系ごみ分別区分（再掲）

分別区分	対象品目
可燃ごみ	生ごみ、枝木、紙くず等
不燃ごみ	陶器、金物、ガラスくず、プラスチック製品等
資源ごみ	紙類(新聞紙・チラシ、ダンボール、雑誌、牛乳パック)、缶類(アルミ缶、スチール缶)、びん類(無色、茶色、その他)、ペットボトル、乾電池、プラスチック容器包装、天ぷら油、小型家電製品、衣類、蛍光灯等
粗大ごみ	家具、マットレス、自転車等

表 2.37 収集・運搬方法（再掲）

排出区分	分別区分	収集方式	処理手数料	収集回数
家庭系	可燃ごみ	ステーション又は戸別方式	有料 (指定ごみ袋)	週2回
	不燃ごみ			月2回
	資源ごみ	ステーション方式	無料	月2回
	粗大ごみ	戸別方式	有料	随時
事業系	可燃、不燃ごみ	許可業者又は自己処理	有料	—

注)指定ごみ袋については、平成17年9月より45リットル45円、30リットル30円、20リットル20円で実施。その後、平成23年10月から45リットル25円、30リットル20円、20リットル15円に変更。

4.2 中間処理体制

(1) 中間処理施設

現在の中間処理体制を当面は維持していきませんが、坂出、宇多津広域行政事務組合所管の焼却施設「角山環境センター」は、運転開始から長期間が経過していることから令和3年度～令和5年度に基幹的設備改良工事として、燃焼改善及び省エネ機器等の更新工事を実施中です。今後も計画的な点検・整備を継続していきます。

また、長期的には国や県の廃棄物処理施策やごみ処理技術の動向等を踏まえながら、香川県が推進している広域的な処理や施設の集約化についても検討していくものとします。

表 2.38 角山環境センターの概要（再掲）

区分	施設概要
名称	角山環境センター
事業主体	坂出、宇多津広域行政事務組合
所在地	坂出市新浜町6番51号
焼却施設	炉形式：全連続燃焼炉（平成14年度より） 処理能力：165t/日（82.5t/24hr×2基） 排ガス高度処理施設整備事業（平成12年度～平成13年度）
作業体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス高度処理施設整備工事完了後、平成14年度からは、1班4名による4班体制での3交替制とし、年始の休炉以外は、24時間の全連運転に移行している。 ・併せて、定期的な炉内清掃や点検整備を積極的に実施し、排ガスの性能保証値である0.5ナノグラムを下回る数値を常に堅持している。 ・令和3年度～令和5年度に基幹的設備改良工事として、燃焼改善及び省エネ機器等の更新工事を実施中。

（2）中間処理量の見通し

中間処理量の見通しは、表 2.39 に示すとおりです。焼却処理量は、人口増加に伴って一旦は増加しますが、家庭系ごみ及び事業系ごみの可燃ごみを対象とした「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」施策によるごみ減量化によって、徐々に減少していく見込みです。

表 2.39 中間処理量の見通し

区分	単位	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (最終目標年度)
焼却処理量	t/年	5,228	5,536	5,424

4.3 最終処分体制

(1) 最終処分場

坂出、宇多津広域行政事務組合所管の焼却施設「角山環境センター」から搬出された焼却残渣は、引き続き坂出市所管の最終処分場「坂出環境センター」で埋立処分を行います。

表 2.40 坂出環境センターの概要（再掲）

区分	施設概要
名称	坂出環境センター
事業主体	坂出市
所在地	香川県坂出市府中町6870
埋立面積	33,800m ²
埋立容量	383,500m ³
浸出液 処理施設	処理能力: 40m ³ /日 処理方式: 接触ばっ気法+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着 構造: 管理棟 鉄骨ALC造、水槽 鉄筋コンクリート造
作業体制 (埋立作業状況)	正規職員1名、嘱託職員3名の計4名と、パワーショベル2台、2tダンプ1台、2tバキューム車1台、軽四ダンプ車1台の計5台の車両及び重機にて埋立処分を実施している。

(2) 最終処分量の見通し

最終処分量の見込みは、表 2.41 に示すとおりです。最終処分量も焼却処理量と同様に、人口増加に伴って一旦は増加しますが、家庭系ごみ及び事業系ごみの可燃ごみを対象とした「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」施策によるごみ減量化によって、徐々に減少していく見込みです。

表 2.41 最終処分量の見通し

区分	単位	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (最終目標年度)
最終処分量	t/年	629	680	666

第 3 部 生活排水処理基本計画

1.1 生活排水処理に関する国等の動向

(1) 廃棄物処理施設整備計画

国は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成30年6月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成30年度から令和4年度までの「廃棄物処理施設整備計画」を策定しています。この計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加えて、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することとしています。

生活排水処理については、効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、面的整備の一層の推進を図ることとしています。また、地域の状況に応じて高度処理型浄化槽の普及を図ることとしており、生活排水処理関連の目標値として、令和4年度の浄化槽整備区域内の浄化槽処理人口（合併処理浄化槽処理人口）の普及率70%、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合76%が示されています。

(2) 第4次香川県全県域生活排水処理構想

生活排水処理施設の整備は、下水道事業、農業・漁業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業等により実施されており、所管する関係部局が異なるため、生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備を進めるためには、関係部局が横断的に連絡調整を図るとともに、市町と連携して総合的な計画を策定する必要があります。

そこで、香川県では、平成8年6月に、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の総合的な整備計画である「香川県全県域生活排水処理構想」を策定し、平成14年6月に第2次構想、平成19年10月に第3次構想を策定して、各種生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備を推進してきました。

その結果、平成25年度末現在の汚水処理人口普及率は72.2%となっていますが、全国平均の88.9%に比べて十分とはいえない状況です。また、地方公共団体の財政逼迫、既に整備された生活排水処理施設の老朽化など、生活排水処理施設整備を取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。

このような社会情勢の変化や香川県の実情を反映するとともに、生活排水処理施設を早期に整備するため、市町と連携し、平成28年3月に第4次構想が策定されています。

$$\text{汚水処理人口普及率（％）} = \text{生活排水処理施設整備済み人口} \div \text{総人口} \times 100$$

表 3.1 全県及び宇多津町に関する目標値

区分	第4次香川県全県域生活排水処理構想 (平成28年3月)		
	数値目標: 汚水処理人口普及率		
	現況 (平成25年度)	中間年次 (令和2年度)	目標年次 (令和7年度)
全県	72%	80%	85%
宇多津町	98.0%	98.7%	99.1%

出典: 第4次香川県全県域生活排水処理構想(香川県、平成28年3月)

注1)汚水処理人口普及率=生活排水処理施設整備済み人口÷総人口×100

注2)宇多津町の汚水処理人口普及率の詳細

平成25年度: 下水道88.3%、合併処理浄化槽9.7%

令和 2年度: 下水道86.5%、合併処理浄化槽12.2%

令和 7年度: 下水道88.1%、合併処理浄化槽11.0%

表 3.2 主な生活排水処理施設の概要

処理形態	生活排水処理施設		整備する地域	処理できるもの	所管省庁	整備主体
集合処理	流域下水道		2以上の市町	生活排水、事業場・工場排水などの汚水全般	国土交通省	県・市・町など 公的機関
	公共下水道 (広義)	公共下水道 (狭義)	主に市街地			
		特定環境保全公共下水道(簡易な公共下水道を含む)				
	農業集落排水施設		農業振興地域	生活排水や事業場からの雑排水・し尿	農林水産省	
	漁業集落排水施設		漁港の背後集落		水産庁	
コミュニティ・プラント		開発団地など				
個別処理	合併処理 浄化槽	市町村設置型	特定の地域内の 個々の家屋	生活排水 し尿・雑排水	環境省	個人(公的 補助あり)
		個人設置型	個々の家屋			

出典: 香川県第4次全県域生活排水処理構想(香川県、平成28年3月)

1.2 宇多津町の生活排水処理の現状

(1) 処理体系

本町の一般家庭や事業所などから発生する生活排水（し尿及び生活雑排水）は、流域下水道に集めて処理（集合処理）するほか、合併処理浄化槽により各家庭などで個別に処理（個別処理）していますが、単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯においては、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生する汚泥と汲み取りし尿については、坂出、宇多津広域行政事務組合所管の汚泥再生処理センター「番の州浄園」へ搬入し、適正に処理を行うとともに、汚泥の肥料化を行っています。

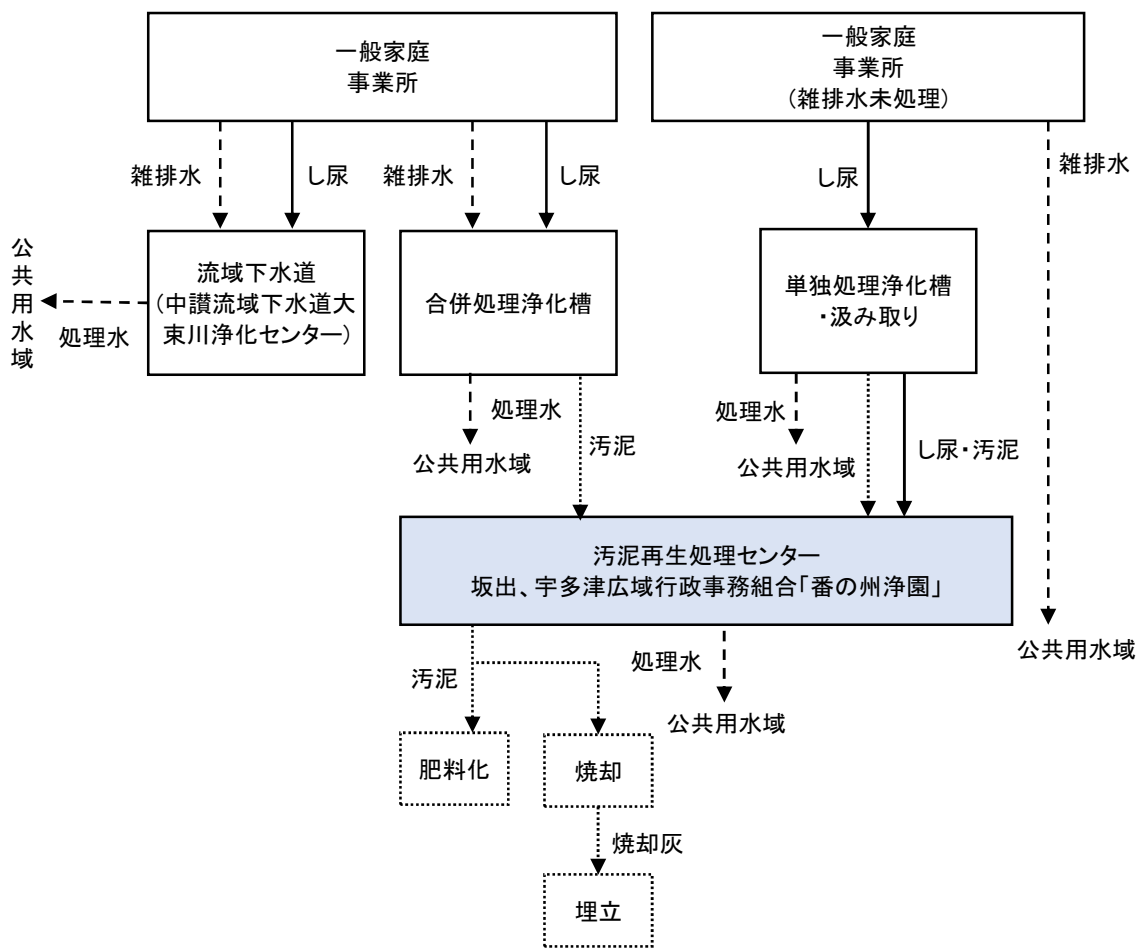


図 3.1 生活排水処理の体系

(2) 生活排水処理形態別人口の推移

本町の生活排水処理形態別人口の推移は、図 3.2 及び表 3.3 に示すとおりです。令和3年度の汚水処理人口普及率は93.9%で、第4次香川県全県域生活排水処理構想の本町中間年次目標（令和2年度）98.7%には達していない状況です。

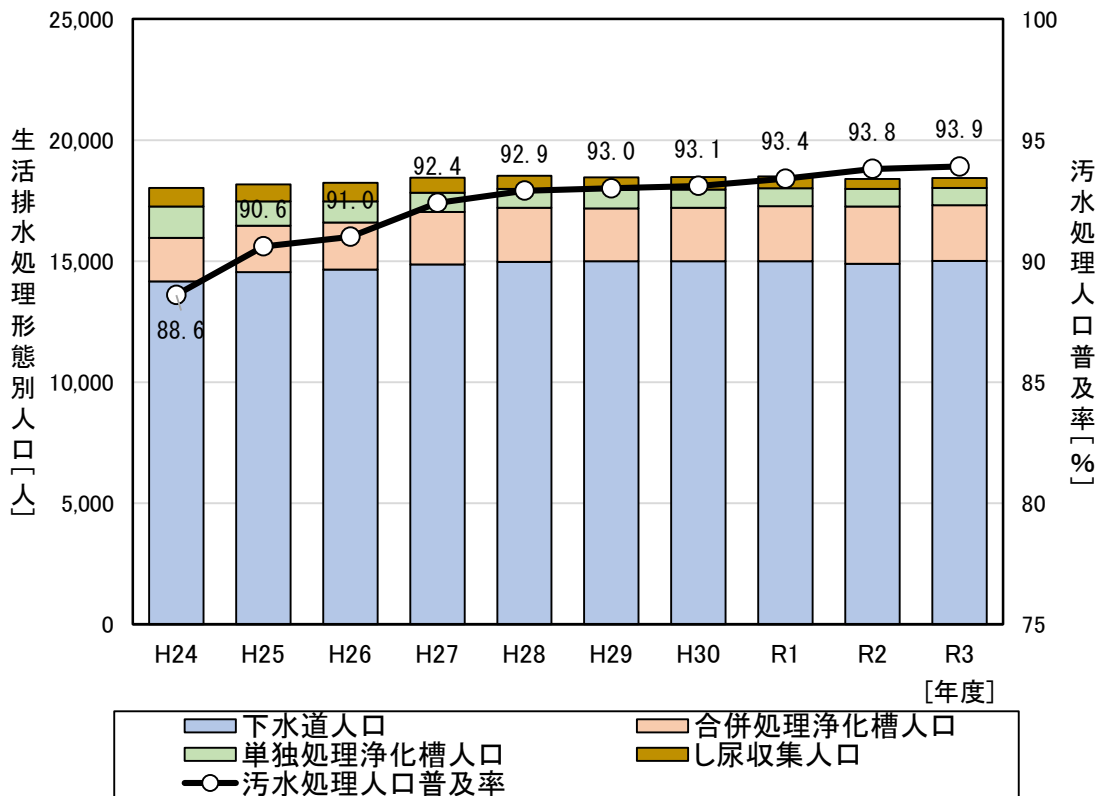


図 3.2 生活排水処理形態別人口の推移

表 3.3 生活排水処理形態別人口の推移

項目		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
行政区域内人口	①	人	18,027	18,175	18,237	18,446	18,534	18,464	18,469	18,496	18,401	18,437	
計画処理区域内人口	②	人	18,027	18,175	18,237	18,446	18,534	18,464	18,469	18,496	18,401	18,437	
処理形態別人口	水洗化・生活雑排水処理人口	③=④+⑤+⑥	15,969	16,472	16,596	17,039	17,211	17,178	17,203	17,271	17,256	17,305	
	下水道人口	④	14,168	14,554	14,654	14,869	14,969	14,998	14,994	15,003	14,892	15,014	
	合併処理浄化槽人口	⑤	1,801	1,918	1,942	2,170	2,242	2,180	2,209	2,268	2,364	2,291	
	農業集落排水施設人口	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	生活雑排水未処理人口	⑦=⑧+⑨	2,058	1,703	1,641	1,407	1,323	1,286	1,266	1,225	1,145	1,132	
	単独処理浄化槽人口	⑧	1,288	992	870	786	775	762	760	742	727	715	
	非水洗化人口	⑨=⑩+⑪	770	711	771	621	548	524	506	483	418	417	
指標	し尿収集人口	⑩	770	711	771	621	548	524	506	483	418	417	
	自家処理人口	⑪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	下水道普及率	⑫=④/②*100	%	78.6	80.1	80.4	80.6	80.8	81.2	81.2	81.1	80.9	81.4
	汚水処理人口普及率	⑬=③/②*100	%	88.6	90.6	91.0	92.4	92.9	93.0	93.1	93.4	93.8	93.9
浄化槽人口率	⑭=(⑤+⑧)/②*100	%	17.1	16.0	15.4	16.0	16.3	15.9	16.1	16.3	16.8	16.3	
非水洗化人口率	⑮=⑨/②*100	%	4.3	3.9	4.2	3.4	3.0	2.8	2.7	2.6	2.3	2.3	

出典:宇多津町資料

(3) 浄化槽汚泥・し尿排出量の推移

本町における過去10年の浄化槽汚泥・し尿排出量の推移は、図 3.3 及び表 3.4 に示すとおりです。

浄化槽汚泥・し尿排出量は、平成24年度以降減少傾向で推移しており、直近5年間は、約1,000kL/年～1,200kL/年程度となっています。

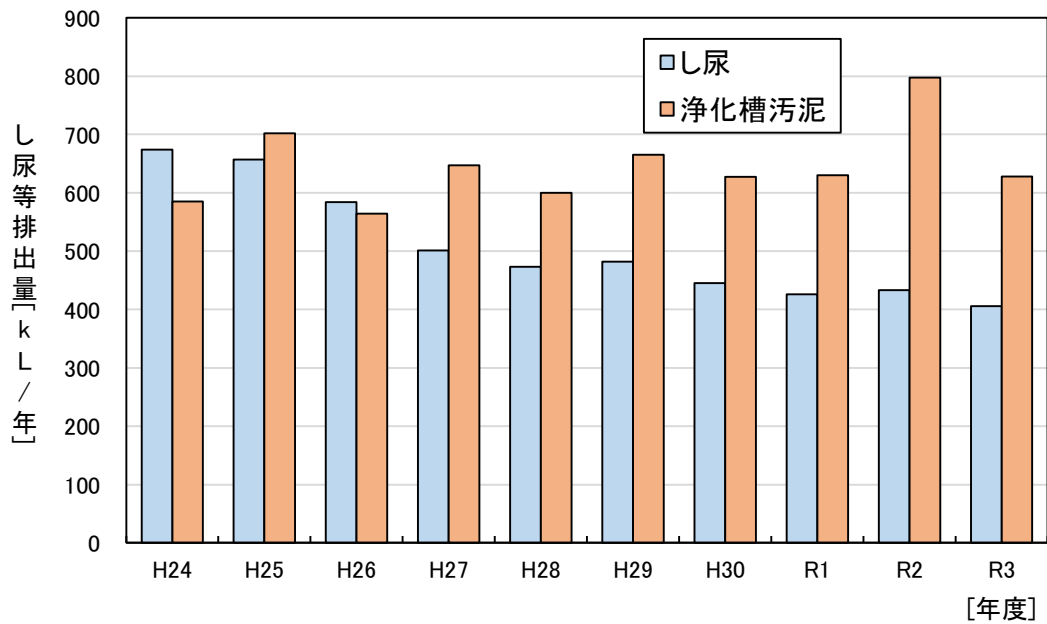


図 3.3 浄化槽汚泥・し尿排出量の推移

表 3.4 浄化槽汚泥・し尿排出量の推移

単位: kL/年

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
し尿	695	674	657	584	501	473	482	445	426	433	406
浄化槽汚泥	1,069	585	702	564	647	600	665	627	630	798	628
計	1,764	1,259	1,359	1,148	1,148	1,073	1,147	1,072	1,056	1,231	1,034

出典: 宇多津町資料

(4) 生活排水処理体制

① し尿処理施設

本町のし尿及び浄化槽汚泥等は、平成13年度に竣工した坂出、宇多津広域行政事務組合所管の汚泥再生処理センター「番の州浄園」で処理を行っています。番の州浄園の概要は、表3.5及び図3.4に示すとおりです。

表 3.5 汚泥再生処理センター「番の州浄園」の概要

施設名称	汚泥再生処理センター「番の州浄園」	
施設所管 (構成団体)	坂出、宇多津広域行政事務組合 (坂出市、宇多津町)	
所在地	坂出市番の州町10-2,-3	
総事業費	2,804,313千円	
敷地面積	約3,300m ²	
延床面積	3,086.11m ²	
処理能力	85kL/日(し尿53kL/日、浄化槽汚泥32kL/日)	
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理設備 受入貯留設備：細目スクリーン＋繊維除去装置＋スクリュープレス 主処理設備：RU式し尿膜分離高負荷処理方式 高度処理設備：凝集膜分離＋活性炭吸着 汚泥処理設備：脱水＋乾燥焼却＋堆肥化 脱臭設備：高濃度臭気 生物脱臭、焼却脱臭 中濃度臭気 薬液洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気 活性炭吸着	
項目	放流水質	法規制値
pH	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD	10mg/L以下	20mg/L以下
COD	10mg/L以下	20mg/L以下
SS	5mg/L以下	50mg/L以下
T-N	10mg/L以下	60mg/L以下
T-P	1mg/L以下	8mg/L以下
色度	30度以下	規制なし
大腸菌群数	100個/cm ³ 以下	3,000個/cm ³ 以下

出典：パンフレット「番の州浄園」(坂出、宇多津広域行政事務組合)



図 3.4 汚泥再生処理センター「番の州浄園」の位置図

② 管理運営体制

本町の生活排水処理に関する運営・管理体制は、表 3.6 に示すとおりです。

表 3.6 管理運営体制

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	町（直営）	組合	組合
浄化槽汚泥	町（許可業者）	組合	組合

注) 組合：坂出、宇多津広域行政事務組合

③ 収集・運搬車両

本町における収集・運搬車両は、表 3.7 に示すとおり、直営 2 台及び許可業者 14 台となっています。

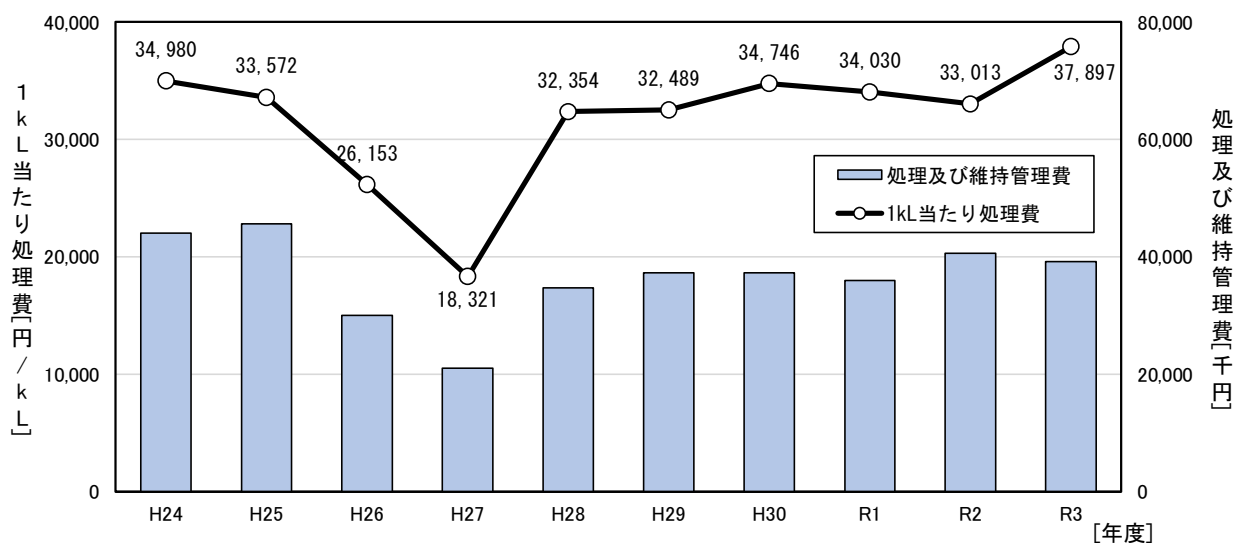
表 3.7 収集運搬車両数

区分	許可業者	台数	備考
し尿	町(直営)	2	
浄化槽汚泥	町(許可業者)	14	

出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

④ し尿処理経費の状況

し尿処理経費の推移は、図 3.5 及び表 3.8 に示すとおりです。1 kL 当たりの処理及び維持管理費は、平成 28 年度以降概ね安定して推移していましたが、令和 3 年度は増加し約 38,000 円/kL 程度となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.5 し尿処理経費の推移

表 3.8 し尿処理経費の推移

		[年度]	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
建設・改良費 〔千円〕	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	調査費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	組合分担金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
処理及び維持管理費 〔千円〕	人件費	一般職	1,779	1,741	1,782	1,822	2,985	8,817	8,995	9,244	9,611	9,570	8,863	
		技能職	収集運搬	9,149	14,895	14,907	10,520	7,292	14,255	16,002	14,965	12,542	18,592	18,225
			中間処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	0	89	83	80	78	885	952	790	1,060	740	781	
		中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	車両等購入費		0	0	0	6,264	0	0	0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	31,116	17,344	17,334	0	0	0	0	0	0	0	0	
	組合分担金		13,772	9,971	11,519	11,338	10,677	10,759	11,316	12,249	12,723	11,737	11,317	
	調査研究費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(a) 小計		55,816	44,040	45,625	30,024	21,032	34,716	37,265	37,248	35,936	40,639	39,186	
その他		0	0	0	0	0	1,405	1,684	1,708	1,893	2,088	4,807		
(b) 合計		55,816	44,040	45,625	30,024	21,032	36,121	38,949	38,956	37,829	42,727	43,993		
(c) し尿・浄化槽汚泥排出量	kL/年	1,764	1,259	1,359	1,148	1,148	1,073	1,147	1,072	1,056	1,231	1,034		
(d) 1kL当たり処理費 ((a) × 1000 ÷ (c))	円/kL	31,642	34,980	33,572	26,153	18,321	32,354	32,489	34,746	34,030	33,013	37,897		

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

1.3 前計画の施策の実施状況

前計画の実施状況については、表 3.9 に示すとおりです。

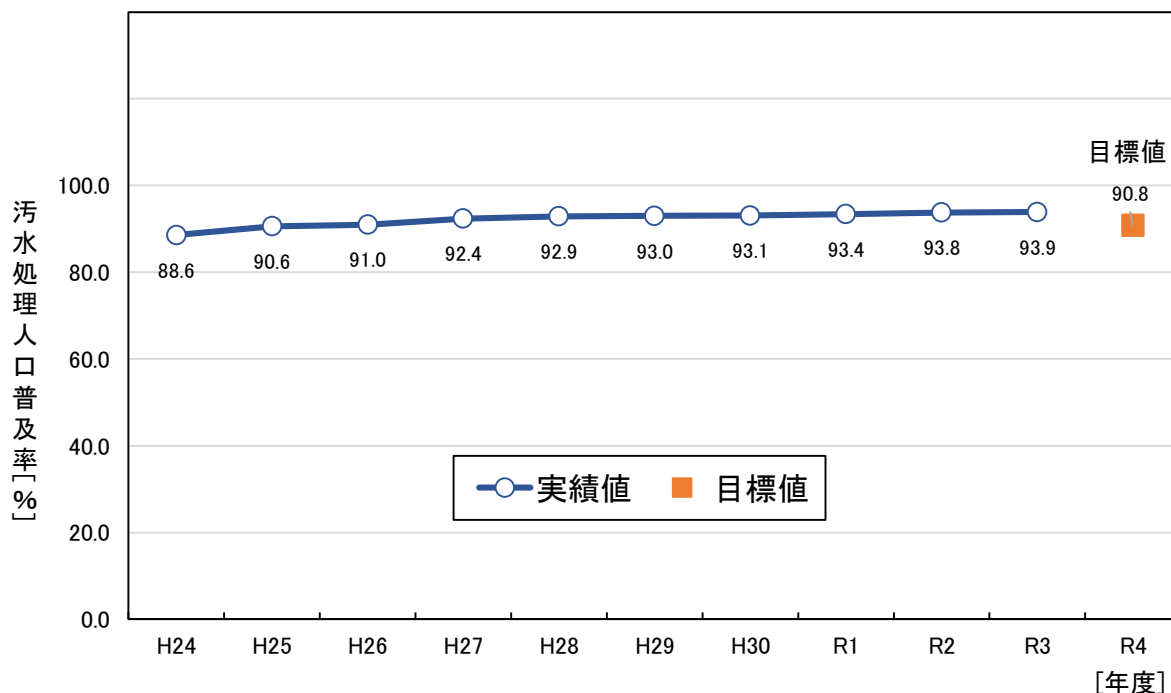
表 3.9 前計画の実施状況

施策区分		施策の内容	施策の実施状況(実績等)
し尿・汚泥の処理	処理主体	公共下水道：香川県(中讃流域下水道大東川浄化センター)、合併処理浄化槽・単独処理浄化槽：個人、し尿処理施設：坂出、宇多津広域行政事務組合(番の州浄園)	計画どおり実施している。
	収集運搬	・し尿の収集・運搬は町直営にて行い、浄化槽汚泥の収集・運搬は、現在の許可業者で行い、坂出、宇多津広域行政事務組合の施設にて処理するものとする。	計画どおり実施している。
	中間処理	・収集したし尿及び浄化槽汚泥は、坂出、宇多津広域行政事務組合において膜分離高負荷生物脱窒素処理方式85kL/日(し尿53kL/日、浄化槽汚泥32kL/日)の汚泥再生処理センター「番の州浄園」で処理する。	計画どおり実施している。
	最終処分	・生し尿及び浄化槽汚泥を中間処理した後に発生する脱水汚泥は、汚泥再生処理センター「番の州浄園」で焼却処理が行われ、その焼却残渣は、坂出環境センターで埋立処分を行う。	計画どおり実施している。

1.4 前計画における目標値の達成状況と課題

(1) 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率（前計画では「生活排水処理率」としていますが同義です）は、図3.6に示すとおり、平成24年度以降微増傾向で推移しており、目標値90.8%は既に達成済みです。



出典: 宇多津町資料

図 3.6 汚水処理人口普及率の達成状況

(2) 課題

本町の汚水処理人口普及率は令和3年度93.9%で、前計画の目標値90.8%は既に達成済みですが、第4次香川県全県域生活排水処理構想の本町中間目標値98.7%には達していない状況です。

今後の流域下水道整備の進展及び合併処理浄化槽の普及に伴い、汚水処理人口普及率は微増傾向で推移すると考えられます。また、これに伴いし尿排出量は減少するものの、し尿・浄化槽汚泥の処理は今後とも必要となります。

本町のし尿・浄化槽汚泥の処理については、坂出、宇多津広域行政事務組合及び中讃流域下水道と連携して、安定した処理体制を維持していく必要があります。

第2章 生活排水処理の基本方針

2.1 基本方針

生活排水処理に関する施策については、宇多津町総合計画（宇多津町、平成26年3月）では【目標③ 豊かな自然の中で安全・安心に暮らせるまち】（防災・環境）の「し尿処理の充実」に位置付けられており、総合計画における基本方針を踏まえて、前計画の基本方針を踏襲します。

公共下水道の整備により、汲み取り処理対象戸数が減少していくため、汲み取り処理体制の再編を図る。また、公共下水道整備対象地域以外の地域では、合併処理浄化槽等の普及につとめる。



出典：宇多津町総合計画（宇多津町、平成26年3月）

2.2 計画処理区域

本計画における計画処理区域は、本町全域とします。

第3章 生活排水処理計画

3.1 生活排水の排出量の見込み

(1) 生活排水処理形態別人口の推計

行政区域内人口は、ごみ処理基本計画による将来人口と同値とします。

生活排水処理形態別人口の将来推計は、香川県第4次全県域生活排水処理構想(香川県、平成28年3月)に示されている、令和7年度の汚水処理人口普及率(公共下水道、合併処理浄化槽)における人口割合を基本として推計を行います。また、令和17年度の下水道人口比率は宇多津町流域関連公共下水道計画の計画値を用いて推計を行います。

将来推計条件及び将来推計結果は、表3.10、図3.7及び表3.11に示すとおりです。令和14年度(最終目標年度)の汚水処理人口普及率は、99.2%となる見込みです。

表 3.10 将来推計条件

区分	処理形態別人口比率	R3年度 (実績)	R6年度	R7年度	R17年度
第4次香川県全県域生活排水処理構想(宇多津町分)	下水道人口比率 (下水道人口普及率)	—	—	88.1%	—
	合併処理浄化槽人口比率	—	—	11.0%	—
	単独処理浄化槽人口比率	—	—	0.5%	—
	し尿収集人口比率	—	—	0.4%	—
宇多津町流域関連公共下水道事業計画	下水道人口比率 (下水道人口普及率)	—	94.9%	—	95.0%
本計画の将来推計条件	下水道人口比率 (下水道人口普及率)	81.4%		88.1%	95.0%
	合併処理浄化槽人口比率	12.4%		11.0%	4.5%
	単独処理浄化槽人口比率	3.9%		0.5%	0.4%
	し尿収集人口比率	2.3%		0.4%	0.1%

出典1)香川県第4次全県域生活排水処理構想(香川県、平成28年3月)

出典2)平成27年度宇多津町生活排水処理施設整備計画策定業務報告書(宇多津町、平成28年3月)

出典3)宇多津町流域関連公共下水道事業計画 変更協議申出書(宇多津町、令和2年)の事業計画の下水道人口普及率95.0%

注1)R7年度処理形態別人口比率:第4次香川県全県域生活排水処理構想のR7年度目標値と同値とする

注2)R17年度処理形態別人口比率:下水道は宇多津町流域関連公共下水道事業計画(事業計画の下水道人口普及率95.0%)と同値、

単独処理浄化槽は0.4%、し尿収集は0.1%と仮定し、合併処理浄化槽は合計が100%となるよう4.5%に設定

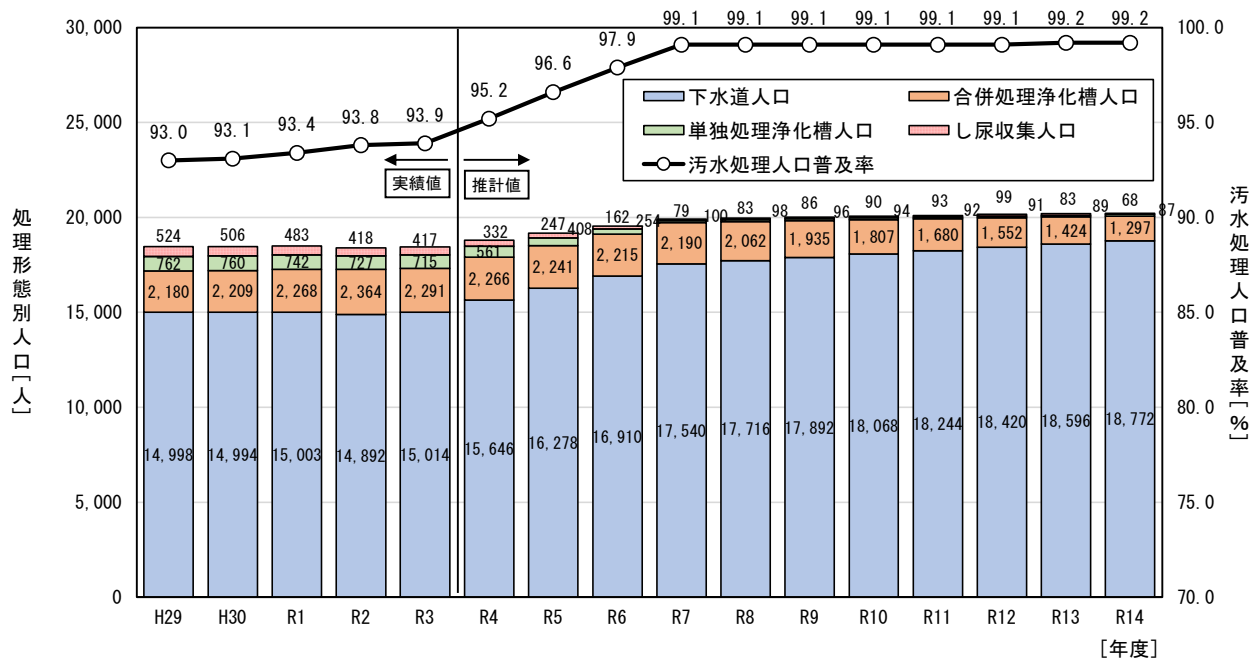


図 3.7 生活排水処理形態別人口の将来推計結果

表 3.11 生活排水処理形態別人口の将来推計結果

項目	単位	実績		将来推計		
		R3	R9	R14		
			中間目標	最終目標		
行政区域内人口	①	人	18,437	20,009	20,223	
処理形態別人口	計画処理区域内人口	②	人	18,437	20,009	20,223
	水洗化・生活雑排水処理人口	③=④+⑤+⑥	人	17,305	19,827	20,069
	公共下水道人口	④	人	15,014	17,892	18,772
	合併処理浄化槽人口	⑤	人	2,291	1,935	1,297
	農業集落排水施設人口	⑥	人	0	0	0
	生活雑排水未処理人口	⑦=⑧+⑨	人	1,132	182	154
	単独処理浄化槽人口	⑧	人	715	96	87
	非水洗化人口	⑨=⑩+⑪	人	417	86	68
	し尿収集人口	⑩	人	417	86	68
	自家処理人口	⑪	人	0	0	0
	指標	下水道普及率	⑫=④/②*100	%	81.4	89.4
汚水処理人口普及率		⑬=③/②*100	%	93.9	99.1	99.2
浄化槽人口率		⑭=(⑤+⑧)/②*100	%	16.3	10.2	6.8
非水洗化人口率		⑮=⑨/②*100	%	2.3	0.4	0.3

出典：実績は宇多津町資料

■処理形態別人口の考え方

注1)R7年度処理形態別人口比率：第4次香川県全県域生活排水処理構想のR7年度目標値と同値とする

注2)R17年度処理形態別人口比率：下水道は宇多津町流域関連公共下水道事業計画(事業計画の下水道人口普及率95.0%)と同値、単独処理浄化槽は0.4%、し尿収集は0.1%と仮定し、合併処理浄化槽は合計が100%となるよう4.5%に設定

■し尿・浄化槽汚泥原単位

注1)し尿：H29年度～R3年度の平均値 2.57L/人・日

注2)浄化槽汚泥：H29年度～R3年度の平均値 0.61L/人・日

(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

し尿収集人口及び浄化槽人口（合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口）に、し尿及び浄化槽汚泥の原単位を乗じて排出量の推計を行います。なお、原単位は平成29年度～令和3年度の5年間の平均値を用います。

し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計結果は、図3.8及び表3.12に示すとおりです。し尿及び浄化槽汚泥排出量は下水道の整備に伴って減少し、令和14年度（最終目標年度）の排出量は、令和3年度実績の約36%となる見込みです。

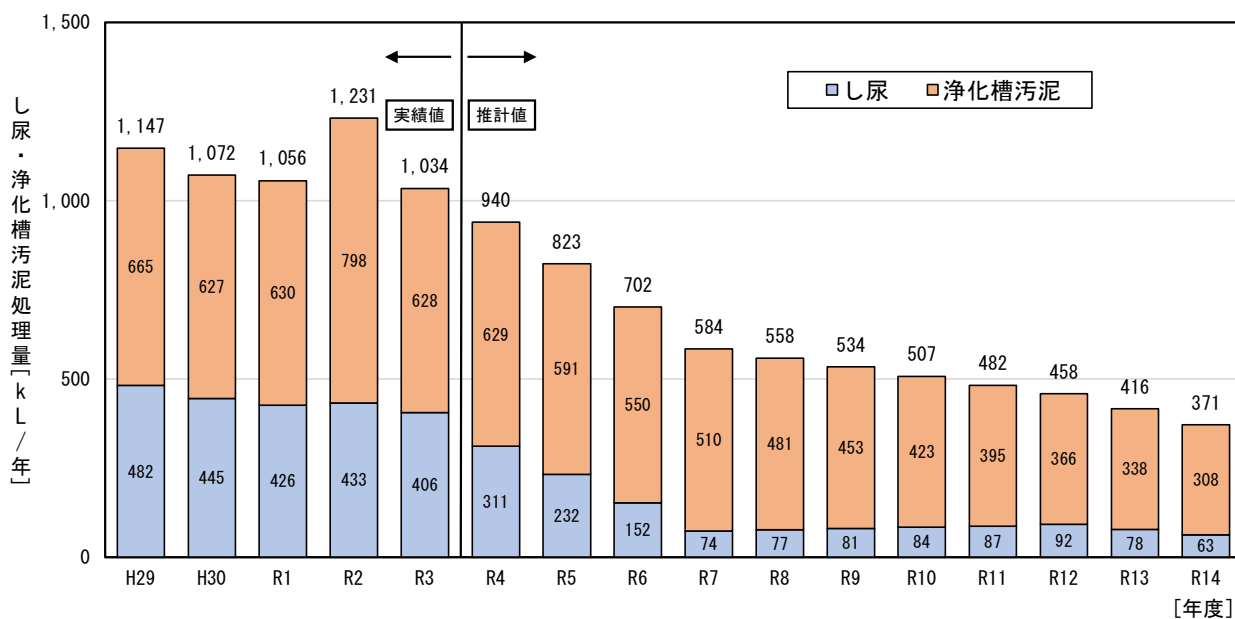


図 3.8 し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計結果

表 3.12 し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計結果

項目	単位	実績	将来推計		
			R3	R9	R14
				中間目標	最終目標
し尿・浄化槽汚泥量	し尿排出量	⑯	406	81	63
	浄化槽汚泥排出量	⑰	628	453	308
	計	⑱	1,034	534	371
し尿・浄化槽汚泥量原単位	年度日数	⑲	365	366	365
	し尿発生原単位	⑳= $\frac{⑯}{⑩}/⑲ \times 10^3$	2.67	2.57	2.57
	浄化槽汚泥発生原単位	㉑= $\frac{⑰}{(⑤+⑧)}/⑲ \times 10^3$	0.57	0.61	0.61

出典：実績は宇多津町資料

■し尿・浄化槽汚泥原単位

注1)し尿：H29年度～R3年度の平均値 2.57L/人・日

注2)浄化槽汚泥：H29年度～R3年度の平均値 0.61L/人・日

3.2 処理の目標

本町の生活排水処理施設は、流域下水道及び合併処理浄化槽であり、今後も継続して事業を推進していくことによって汚水処理人口普及率の向上を図り、目標年度の令和14年度における汚水処理人口普及率を99%以上にします。

目標 汚水処理人口普及率を99%以上にします。

【指標：汚水処理人口普及率】

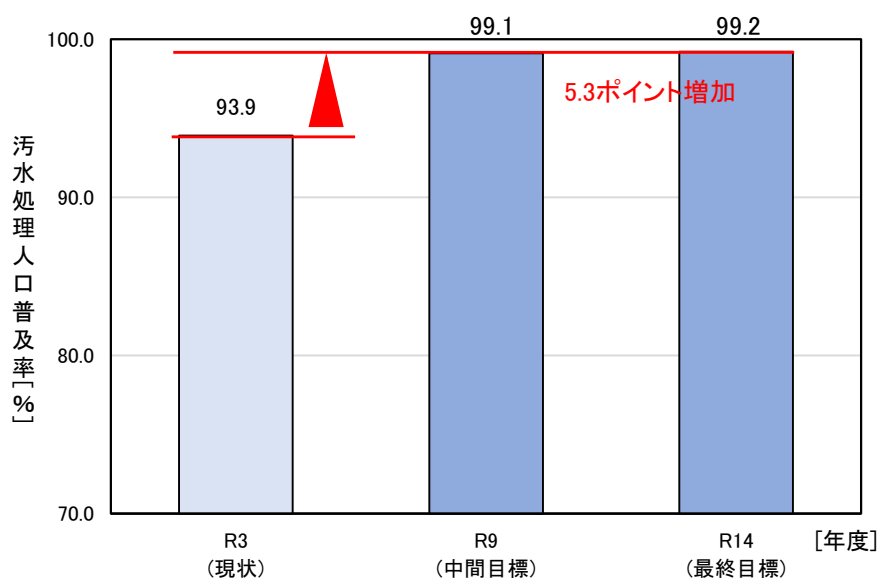


図 3.9 汚水処理人口普及率の目標値

3.3 処理主体

本町の生活排水処理に関する運営・管理体制は、現状の体制を継続し、表 3.13 に示すとおりです。

表 3.13 処理主体等（再掲）

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	町（直営）	組合	組合
浄化槽汚泥	町（許可業者）	組合	組合

注) 組合：坂出、宇多津広域行政事務組合

3.4 収集運搬計画

① 収集・運搬

し尿の収集・運搬は町直営で行い、また浄化槽汚泥の収集・運搬は現在の許可業者で行い、坂出、宇多津広域行政事務組合所管の汚泥再生処理センター「番の州浄園」にて処理します。

② 収集区域の範囲

収集区域は、町内全域とします。

③ 収集・運搬の方法及び量

浄化槽汚泥の収集・運搬については、住民サービスの向上及び過当競争の弊害を考慮するため、現在の許可業者にて実施するものとします。

3.5 中間処理及び最終処分計画

生活排水の処理体系は、現状の体制を継続します。合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生する汚泥と収集し尿については、坂出、宇多津広域行政事務組合所管の汚泥再生処理センター「番の州浄園」へ搬入し、適正に処理を行います。

また、中間処理した後に発生する脱水汚泥は、番の州浄園で焼却処理を行い、焼却残渣は、坂出市所管の最終処分場「坂出環境センター」で埋立処分します。また、脱水汚泥の一部は肥料化を行います。

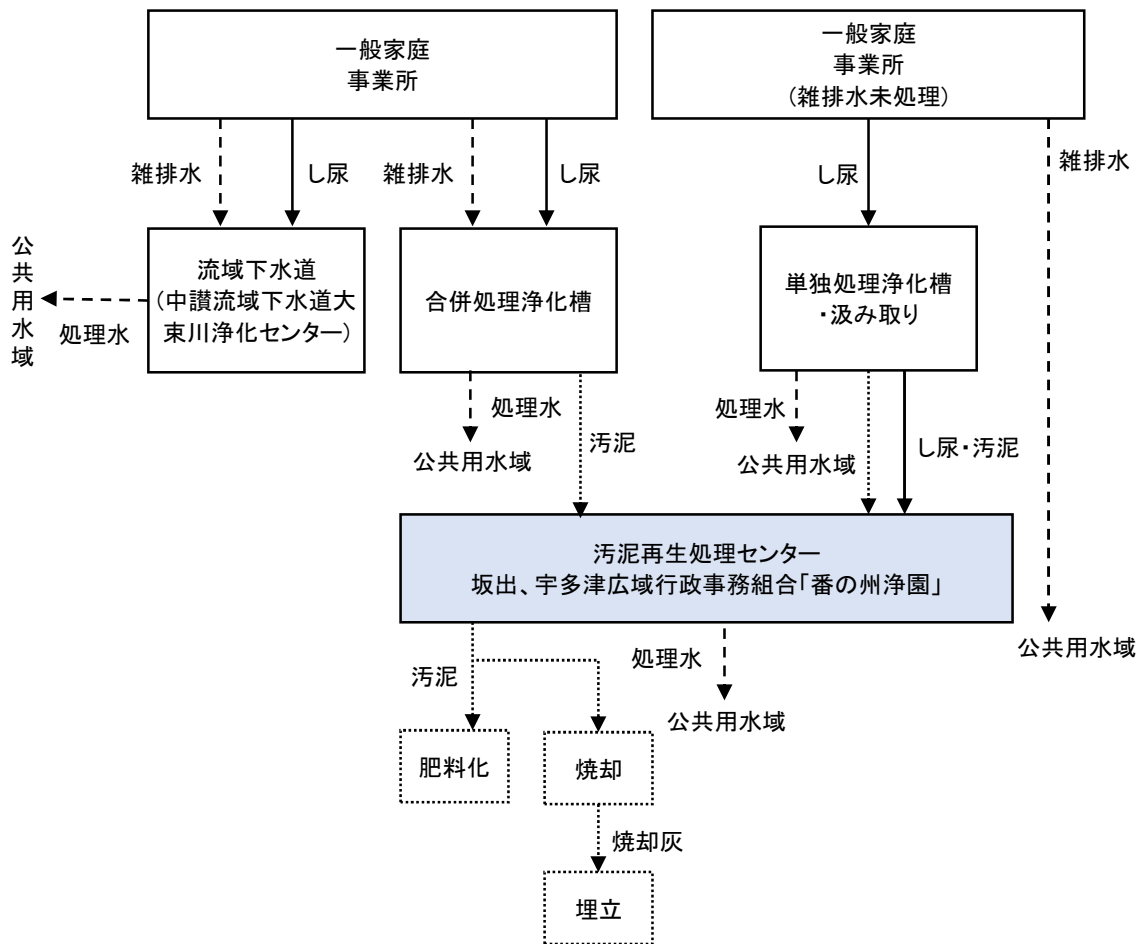


図 3.10 生活排水処理の体系（再掲）

3.6 その他

(1) 浄化槽の維持管理

浄化槽は、運転管理の状態により放流水質が大きく変化するとともに、清掃方法の違いによって排出される汚泥量が増減します。

このため、適正な浄化槽の運転管理及び保守点検について広報等による啓発活動を行うとともに、保守点検を行う業者に対して、県と連携し、啓発・指導を行います。

(2) 環境教育の実施

河川等の水質改善を図っていくためには、住民の水環境への関心を高め、生活排水対策の重要性について啓発を行っていく必要があります。このため、児童・生徒等を対象とした水生生物調査による環境学習を推進していきます。



写真：水生生物調査の風景

【水がよごれる原因】

なにげなく流しているものが、大切な川をこんなに汚しています！



出典：環境省 こども環境白書 (2019年版)



宇多津町一般廃棄物処理基本計画

発行：令和5年3月

宇多津町 住民生活課

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町1881番地

TEL 0877-49-8000 FAX 0877-49-8026